と我が國民道德とは二にして一である。二つの異名は存するが、其の內容に於ては同じである。非常に密接不離の關係を有するものである。

## 三　教育勅語御下賜の由來

教育に關する勅語御下賜の由來については、明治維新以後の我が國に於ける思想文化の變遷について略叙せねばならぬ。

我が思想界は幕末より明治維新にかけて、異常なる動搖と一大變化とを見たのである。之を政治社會の方面に見るに、明治元年の御誓文をはじめとし、廢藩置縣、歐米締盟國への大使派遣、兵制改革、徵兵令の發布、征韓論、民選議院の建白、政治的結社、立憲政體に關する詔書、西南戰役等の特筆大書すべき事柄によつて、自由民權の思想は極めて旺盛となつた。平民士族とは在來の地位を轉換し、自主自由、四民平等の精神は思想上、政治上、社會上に溢流し、功利主義實行思想は一世を風靡するに至り、西洋心醉思想は愈々つのり、歐化萬能主義となり、一般世人は歐米の文物制度を一も二もなく是とし優れりとなし、在來の文物制度をことごとく非なりとする傾向を生じ、風俗習慣の如きも舊來のものを目するに陋習でもあるかの如く見なし、引いては國民の道德及教育も時代の思潮によるといふ傾きをもつて來たのである。玆に於てか國民精神の根本に立ちかへり、民族固有の文化を維持發揚せしめんとする國粹主義が擡頭し、西洋萬能を排撃して日本精神の高調にと向つたのである。



明治二十二年の憲法發布、二十三年の帝國議會によつて、多年の懸案は解決せられたが德教上にありては、尙種々の異說があつて、一般國民は道德の歸趨に迷ひ、國民教育の大本を忘れんとするが如き傾向に對して、明治天皇は大御心を煩はせ給ひ、教育に關する勅語の御下賜となつたのである。教育勅語の御下賜によつて國民道德の基礎及び國民教育の大本は嚴然として闇夜に亘燈を得るに至つたのである。

## 四　教育勅語の結構及要旨

一、第一段は「朕惟フニ」から「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」まで、我が國體の世界無比なる點、國體の精華を昭述せられたのである。

二、第二段は「爾臣民」から「祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」まで、日本國民の守るべき道德の大綱を示されたものであつて、忠孝、友和、信恭儉博愛、勉學習業、公益世務、遵法の精神等一々德目をあげられてある。

三、第三段は「斯道ハ」から終りまで主として前揭の道德の基礎を明にし給つたものである。

## 五　「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」の意義

一、字義「國ヲ肇ムル」とは立國建國開國の義である、我が大日本帝國の國礎を御立てあそばされることである

る。「宏遠」は宏くして遠きことで、卽ち宏大にして悠遠なることである。

二、意義　我が皇祖皇宗がこの國土を經營し給へる御事蹟を顧れば、其の規模實に宏大深遠である。皇祖天照大神、皇孫瓊々杵等をこの地に降し給ひてから、世々の天皇其神勅を承け繼ぎ給ひ、一系の皇統連綿として、二千六百年後の今日まで國體の尊嚴は愈々加つて、皇運の盛なることは、實に世界に類例のないことである。この國體は尙永遠の未來に亘つて、益々其の鞏固を加へ、愈々其の美を發揮する樣になつたのである。

## 六　「德ヲ樹ツルコト深厚ナリ」の意義及び感想

一、字義　「德」とは惠德乃至惠澤の義にして、代々の天皇が人民に對して施される德である。「樹ツル」は木を植ふることにして、施德の狀を植樹に比せられたものである。「深厚」は深くして厚きことで、非常に深大なることである。

二、意義及び感想　神武天皇大和の橿原の地に天皇の御位につかせ給ひしより、爾今百二十餘代、星霜二千六百年皇統連綿として歷代の祖宗皆國を開き、人民に德を垂れさせ給ふことに叡慮を惱まされたのである。例へば仁德天皇の租稅を免ぜられたるが如き、醍醐天皇は寒夜に御衣を脫がせられて民の貧苦を偲ばせられたるが如き、近くは關東大震火災により臣民の慘狀を推せられ多大なる御下賜金を給ひしが如き、實に枚擧に遑ない程である。



斯樣にして常に天皇の大御心厚き恩澤に浴する吾々は、一朝國に事の起りし場合には、全國民擧つて獻身的に國事に當らねばならぬ。そして御恩澤の幾分なりとも報じなければならぬ。又、常時にありては良く自分の本務を勵み、儉約を旨として貯蓄をなし、不事の出來事を切り開いて行くべき準備を要するのである。

## 七　「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ」の意義

一、忠の意義

（一）廣義　眞心をつくすといふ意味である。論語の「人の爲に謀つて忠ならざるか」とある忠である。

（二）狹義　臣或は僕がその君及主人に對して眞心をつくすといふ意味である。

勅語の「克ク忠ニ」の忠は、狹義の忠にして、天皇に對して眞心をつくすといふ意味で、我が國民道德の大本であつて、忠義の觀念は一切の我が國民の道德を包括してゐる。

二、孝の意義

（一）廣義　天地の法則、世界の原理といふ意味で、孝經の「夫孝、天之經也」とある孝はこの意味である。

（二）狹義　自己のよつて來るところを尊敬することで、つまり父母を尊敬することである。されば父母のよつて來る祖先を崇拜することである。

三、忠孝一本

父母に孝をつくす心は日本では忠と一致する。狹義の孝の觀念はそのより來る所を尊微するのであるが、父母より共の先祖に及ぼす時は、皇室はその大宗家となつて民に綿々として血統を垂れてゐられる故、祖先崇拜の觀念は同時に皇室尊崇の觀念と一致して來る。即ち忠孝一本の道德は我が國民道德の眞髓である。

## 八 「億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ」の意義

一、字義　「億兆」とは人民といふ義、「心ヲ一ニシテ」とは一致結合の意、「厥」は忠孝を指し、「美を濟ス」とは立派に忠孝の道を行ひ來りしはといふ義である。

二、意義　國民のすべてが、常にその心を一にして、忠孝の道にいそしみ、世を經ると共にその美風を成就し來つたのである。我が國にあつては、上古から忠孝の道をもつて道德の最高原理なりとして、之を實行して來つたのである。即ち上下三千年吾等の祖先は、上に皇室を戴き、その皇室を中心として、この國家を擁護し發展せしめて來たのである。かく君に忠勤をつくせる國民は、同時にその父祖に對して孝順の道をつくしたのである。

## 九 「此レ我カ國體ノ精華ニシテ」の意義及感想

一、字義　「國體」とは俗にいふ國柄にして、國家組織の體制である。「精華」とは精は白らげた米、華は花で、美しき華、美果、といはん程の義である。



二、意義　教育勅語の第一段は　天皇が我が國體の優秀なる所以を遍く衆庶に示し給ひしものと拜察せられる。大日本帝國は他國と比類なき美はしき國柄である。我が國體の美はしき點は、國家成立の基礎の鞏固なることであつて、建國の肇に溯るに、天祖天照大神の勅を奉じて皇孫瓊々杵尊がこの國土を經營し給ふたのである。爾來數千年歷代の天皇、何れも天祖の御旨を繼がせたまふて、民を撫育し國本を固めたまふたのである。これ卽ち「皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ」と宣へる所以である。加之我が國民よく皇祖皇宗の宏遠なる御志を體し、衆庶心を一にして國運の發展を圖つた。これすなはち「克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ」と宣へる所以である。君臣一體、忠孝一本は唯我國にあるばかりで、これ我が國體の他國に比して、基礎の强固なる所以である。

三、吾等が教育勅語第一段を拜誦して、常に感ずるところは、斯く美はしき國土に生れたる我々が若しも此の尊嚴なる國體を損傷することが少しでもあつたならば、祖先に對して實に不面目の次第であり、且つは歷代の聖靈に對しまつりても申譯ないことである。されば吾等はこの國體の精華を永遠無窮に傳達し、以て神勅の御趣旨を徹底せしめねだならぬ。

## 一〇 「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」の意義

一、字義　「教育」とは人を人にまで指導誘掖することである。こゝでは國民教育の義であるから、國民をして國

民にまで誘掖せんとする事業を指す。「淵源」とは、もと、よつて來るところにして國體の精華をいふのである。

二、意義　國體の精華とは國柄の最も生粋といふ意味で、純一で混りけなき美所をいふのである。而して我が國體の生粋にして美なるところは、國民の側では忠孝であり、君主の側では肇國樹徳のことである。國民の精神は國家固有の體制に基礎づけられてゐるものである以上、この國民精神の陶冶啓培をもつて事をする國民教育の淵源は國家體制の中に求めねばならぬ。教育は國家そのものの中に存し、この國柄によつて大方針は決定せらるべきものである。されば我が國民として修養すべき道徳は、すでに國家の成立と共に存するのである。この意味からして教育ほ國民道徳の涵養をもつて最大の眼目とせねばならぬ。

三、感想　教育の淵源が國柄の萬國に冠絶する純美なるところから生れて來てゐるといふことは、國民の最も愉快とするところにして、忠君愛國の精神が自然に湧出するものである。殊に教育に職を奉ずるものとして、國體の尊嚴を體得し、兒童生徒によく國本を理解せしめ忠君愛國の精神を鼓吹し、以つて國體の擁護として忠良なる國民たらしめんことを期するものである。

## 一一　「爾臣民父母ニ孝ニ」の意義及方法

一、意義　「爾」は汝にして、天皇が吾々臣民に對して非常なる親しみの情をもつてお呼びかけになつたお言葉である。吾々臣民の日常踐み行ふべき多くの徳目のうち、第一に孝行のことを仰せられたのである。孝經に「夫孝



徳之本也。教之所ニ生鴈一也」とある。明治天皇の御製に「たらちねの親につかへてまめなるが人の誠のはじめなりけり」とある。

二、方法　孝のはじは父母の心を案ずるにある。「父母は唯その疾をこれ憂ふ」とある如く、父母は子の疾を最も憂ふものであるから、子たるものはまづ健康でなければならぬ。「身體髪膚之を父母にうく、敢て毀傷せざるは孝の始めなり」といふ。子たるものはよく父母の教訓を守り、その命に從ふが孝道である。父母が子を思ふ心から、あゝせよかうせよといふ命令によく順ふことが父母の心を安んずる所以である。更に諸徳を躬に行ひ、忠良の臣民たらんことを心がけねばならぬ。いづれの父母たるを問はず、我が子の立身出世を望むや極めて切なるものである。されば子たるものは、よく勉勵して立身出世して、父母の名をあらはすことに心がけねばならなぬ。孝は百行の本である。孝をなし得ずして、如何なる徳も實行することの出來ないものであるから、人間としての價値なきものである。「木靜かならんと欲すれども風止まず、子養はんと欲すれと親待たず」といふ風樹の嘆はよく味はふべきことである。

孝は百行の本である。我が國に於ては忠孝一本といはれ、忠も孝もその本質を同じうするものであるから、親に孝行をつくすことは、君に忠をなす所以である。而して「忠臣は孝子の門より出づ」といふ名言がある。

孝道は單に現在の父母に仕ふるのみならず、その祖先に對しても子孫たるの禮を守り、父母に養孝をつくすの心をもつて、祖先を崇敬するところに一家の系統を重んじ、國史を尊重するに至るものである。我が國に於ては

孝道を重んじ、その祖先を敬することは、皇祖皇宗の神靈を尊崇し奉ることとなるのである。

## 一二 「兄弟ニ友ニ」の意義

親族中親子に次いで親密なるは兄弟姉妹間の道徳的關係である。兄弟姉妹の父母に於けるは、その性別年齢の差こそあれ、枝葉の本幹に於けるが如くである。これ血肉を分けて生れたるものなれば同體分身といふべきものである。されば兄姉は弟妹を憐み、弟妹は兄姉を敬ひ、よく長幼相扶けて友愛の情理をつくさねばならぬ。然るに些々たる利慾のために、又は感情の行違ひのために、兄弟姉妹が相反目するが如きは世にも見にくきことである。

父母よりすれば、何れも己が分身であるから、その愛情には厚薄のあるべきものでないから、兄弟姉妹は相和して父母の心を安んぜねばならぬ。

## 一三 「夫婦相和シ」の意義

夫婦の關係は、人倫中極めて重要なる道徳である。陰陽和合は天地の大道にして、男女相配するは人倫の常經である。家にして夫婦なくんば子孫なく、子孫絶えなばその家は亡びる。その家が滅びたならば祖先の祭祀を營むことも出來ない。日本の民法では男子が十七歳、女子は十五歳に達すれば結婚することが出來る。一定の年齢



達した男女は互に結婚して夫婦となり、家を營んでゆくことは人間自然の務めである。男女相配して夫婦の關係を生じた以上は、自ら守るべき道徳によらねばならぬ。男女の能力には互にその長所を異にするものがあるから、その短所を助け合ふて一家の幸福と繁榮とを圖ることが必要である。家は國家社會の單位であるから、夫婦にして相和することなく、一家の齊ふことなくんば、國家社會は直接その影響をかうむるものである。

夫婦は互に愛情をもつて睦み合はねばならぬ。然し乍ら愛し合ふといふことは、狎れ合ふことではない。夫婦は互に愛し睦み合ふべきであるが、其の間には相當の禮儀を守らねばならぬ。「夫婦別アリ」といふ如く、夫は夫として、妻は妻としての務をつくすことが肝要である。

## 一四 「朋友相信シ」の意義

「信」とは人偏に言と書き、之は人言が信であるといふので、人は苟も言をせず、朋友が互に各々の言志を固く守つて行くことの必要を說いてゐる。論語に「朋あり遠方より來るまた樂しからずや」とある。朋友の交ほど頼もしく且つ樂しいものはない。

朋友は寔に大切なものである。されば善き朋友を選ぶことを心がけねばならぬ。善き朋友は己れを向上せしめ勉勵に導びくものであるが、惡友は怠業せしめ不倫の淵にまで陷らしむるものである。「裏表かはらぬ人を友とせよ」このてがしはのとにもかくにも」眞實の人を朋友とせねばならぬ。

朋友には飲食の友、私慾の友、權勢の友、眞實の友があるが、眞實の友以外はある目的物と同時に去就するものにして、友として語るに足らぬものである。眞の友は其の利害を一にし、その吉凶を倶にするものにして最も頼もしいものである。

## 一五　「恭儉己ヲ持シ」の意義及工夫

一、字義　「恭」はうや〳〵し、「儉」はつくましやかといふことで、之を何れより見るも其の態度（人に對して自己に對して）を恭敬に檢束して倨傲の貌無きことである。「己レ」は自分自身にして、「持シ」は持續することである。

二、意義及工夫　「恭儉己レヲ持シ」とは一言にせば、世に處し人と交るに際し、「敬」の念を持して、苟も倨傲尊大の體樣なきことである。併し對己的道德として、すでに述べたる家族的道德、對友人的（社會道德の一）道德等と並ぶべきものとして、擧示せられしものとして解すべきである。恭儉を以て己を持せさるべからさる理由は、各個人對家族、對社會、對國家等諸方面の關係より說明し得られる。吾人は獨立自由なるべき一人格體であるけれども、他も亦同樣に獨立自由の人格的存在であるから、之に「敬」を以て接するは勿論、一面よりいふときは、世に孤立し得らるる人格てふものなく、互に直接的に關係して生存するものであるから、形式上から相互相敬すべきであると共に、實質上から之を敬し、人倫を實行するときは、家族團體、社會團體、國家團體に對にしても然りとするところである。若し之を顧みさるときは、人も亦此の人に對してついに衝突し、個人の安寧は害せられ、社會の秩序も紊れるものである。



恭儉の德の形式的方面を體節といひ、禮節は一つに禮儀といふ。而してこの禮儀が一定の形式にあらはれたものを作法といふ。故に禮儀作法は恭儉の外であり、客觀化したものである。又、恭儉の德は「敬」を本質と見るときは、「禮は敬を本とす」と言ふことを得るのである。禮儀は對者の如何によりて差等あるものである。それはすべく、この對者と場合とによりて適當なる言語動作を爲すを禮儀作法といふのである。

## 一六　「博愛衆ニ及ボシ」の意義

一、博愛の意義　博愛とは人類に對する愛である。骨肉の關係も含まず、利害の念も去つて、自然の情に本づいて生ずる愛である。世には不幸なる者が尠くない。不具廢疾のために生活することの出來ない者もある。又、天災のために生計の道を失つて糊口に窮して居る者もある。かゝる不幸者に對して愛情のやみ難いのは人情である。

「博愛衆ニ及ボシ」といふことから考へると、勅語の博愛の意味はすべての人類を平等に愛するのではなく、近きより遠きに及ぼす意味が含まれてゐる。親しき者を顧みないで、路傍の人を愛したり、同胞の難を救はない

で、他國民を救ふが如きことは、聖旨に添はないことである。

博愛は人類同仁を理想とするものであるがこれが實行上に於ては本末、始終、輕重の次第があると見なければならぬ。

二、博愛と慈善　慈善とは博愛の精神をもつて、不幸に惱んでゐる者を救助することで、報酬を目的とする寄附や、救濟は慈善の本旨に背いてゐるのである。慈善の目的は第一は生存競爭上の劣者或は敗者を補助して、他日競爭場裡に立つ準備をなさしめることである。第二は人の有する博愛憐憫の情によつて、廢疾、不具、發狂者等をいたはりこれらの不幸者を救助して幾分なりとも世を幸福に送らしめんとすることである。

## 一七　「學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ」の意義及工夫

一、修學習業の意義　學を修めることは文化を發達せしめる根本的要素である。文化の程度を高めて、國民の實質を優良にすることは、國家の富強を圖る所以である。故に學術の進歩を圖ることは國運の隆盛を期するところの捷徑である。文化の發達を以つて世界の各國と優劣を爭はんとするには、學術の進歩を必要とするのである。又國家の實質を優良にし、國家の基礎を鞏固にして、發展の素地を作るには、學術の普及を圖らなければならない。智識の程度の低い民衆を要素として成立してゐる國家は、其の基礎が極めて薄弱である。



二、職業　人がその性能に適した方法をとつて、其の目的を實現する形式が職業である。されば人は職業によつて、共存團體たる社會に寄與することが出來るのである。職業をはなれて人生には意義はないのである。然るに世には職業は經濟的生活の基礎をなすものであつて、衣食の方便にすぎないものとして輕視してゐるものがあるが、大なる誤りである。

三、智能啓發　智能とは知識と才能である。この智能を啓發する工夫は、つまり學を修め業を習ふことである。學を修めることは本務觀念を明にする工夫で、業を習ふとは本務を實行する所以の工夫である。

## 一八　「德器ヲ成就シ」の意義及工夫

一、字義　「德器」とは德の器である。「德」とは「得」にして道德の體得である。故に德器とは德性又は品性を指せる語と解すべきである。蓋し「德」は意志が道德上一定の方向を指示する狀態を名付けたのである。品性と同義異名である。「成就」とは成し遂ぐることである。

二、意義　德器を成就しとは、道德的品性を確立成遂することである。生類はすべて自己本位であり、自己を中心として其の內部に在る本性を實現せんとして居る。然れども一面より見るときは、團體的生活を營む生類は、其の度の緊密なるに從つて、自己發展と共に他の團體的生活の維持發展をも企圖すべく規制せられてゐる。これが卽ち生類に具存する種族發展の本能である。この本能は高等の生物に至る程顯著に發現し、その性質は絕對的

のものである。従つて人類は必ず遵奉せねばならぬのである。

三、德器を成就する工夫　德器と良心とは同質のものであるから、德器を成就することは良心を啓培することである。何となれば人の道德的行爲はすべての良心を器として發現するものであつて、良心を啓培することは德器を完成する所以である。良心は古來東洋に於ては良知・良能と稱せられ人間の道德的本體と見なされて居た。今日では道德的意識と稱せられてゐる。良心の內容は道德的識別、道德的好惡、道德的求拒である。故に知情意の四要素を有することは明らかである。孟子が良心に四端ありとなし、伊藤仁齋が四德說を立てたるは皆これに近く、良心は萬人の具有するところである。無論人により道德的修爲の如何により、現はるゝ行爲には相違あるものとはいへ、何等かの形に於て惻隱、羞惡、辭讓、是非の心は萌芽を有せざる人はない。然るに行爲に善惡の違を生ぜしむるは各人の修德工夫の如何に存するものである。

第一　志を立て、理想を高尙にし、而も實行に當りて小善なりとも之を行ふこと。

第二　克己の精の强盛なること。

第三　行爲を反省すること。

第四　專念實行に努力すること。

## 一九　「公益ヲ廣メ世務ヲ開ク」の意義及工夫



公益を開くには如何なる道を講ずべきか、之は世務を開き、社會公衆の幸福を增進することである。而して世務を開くには、諸種の事業を興し、又は發明發見をなし、或は價値ある創造をなす等種々なる方法がある。

第一　諸種の事業に就きて例說すれば、學校を建てゝ教育を盛んにし、圖書館を設立して公衆の知見を開き、品性を高尙にし、或は道路を修繕し、橋梁を架し、河川を浚ひて交通を便にし、或は荒地を開墾し、或は慈善事業を起し、或は公衆衞生に盡力し、或は風俗改善運動を興す等すべて公益のために盡す道である。

第二　發明發見に就きて學者が深遠なる學理を闡し、或は發明家が有益なる器具、器械、藥品等を發明し、或は其の他一切の事物に就きて、新意匠を出すが如き皆此の種に類するものである。

第三　價値ある作造に就いて、其の重なるものは、藝術家が人生に價値ある藝術品を作造することである。然れども公益とは斯樣な大事業のみを謂ふのではない。路上に橫はる邪魔物を除き、十字道に指導標を立て、害蟲を驅除し、村なき小川に丸木を渡して橋代用となし、泉を堀りて旅人の喉を濕し、水溜を埋める等枚擧に遑なき程ある。これらの小事は大人は勿論婦女子、兒童と雖も爲し得らるるものである。

公益事業を爲すに就いての心得の重なるものは、其の動機を純粹にすることが第一である。動機を純粹にするとは、公益は公衆の爲めにし、僅少なりとも名利の念に驅られ、これを以つて私利私慾を滿す手段となすが如き不純の念を挾まざることである。博愛及び公益の德はその動機の純粹なる點に於て美しく、陋劣なる利念あるときは如何にその功績は大なりとも推賞すべからざるものである。其の二は忍耐力を必要とする。勿論忍耐は世務

を遂行する上にのみ必要なのではないが、而かも純粋なる利他的感情の下に營む事業には特に必要である。此の種の事業は利他を本體とするものであるから、動もすれば中途に於て高尚なる目的を裏切り切角の計劃も挫折することが時に見受けられるのである。而してどこまでも之を遂行せしめんとするものは、實に不撓不屈の忍耐力を有する者でなければならぬ。

## 二〇　「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」の意義及感想

一、字義　「國憲」とは國家の憲法である。「國法」は國家の法律である。「遵ヒ」は遵奉することである。

二、意義及び感想　國法は廣狹二義に解せられる。廣義の解釋によるときは、國家の憲法を始め其他一切の法律命令を其の中に包括する。然れども狹義に解する時は、之を憲法と區別して單に法律命令とする。勅語に國憲、國法と併示せられて居るのは勿論狹義に解すべきものである。

然らば憲法と法律命令との相違は如何といふに一は憲法とは統治權の所在及び其の作用の形成を定め、且つ立憲國に缺くべからざる統治機關の權限を規定したものである。二は法律とは帝國議會の協贊を經て成立する法規である。三は命令とは帝國議會の協贊を經ず、天皇の大權に由つて發せられたる規則である。

斯くの如く國憲及び國法は其の制定の手續きを異にすれども、皆統治者の意志の顯現であるから、之を遵奉する上には何等の區別を要しないのである。



大日本帝國憲法は明治二十二年二月十一日、明治天皇が發布せられたるもので、欽定憲法である。欽定憲法とは、君主の制定によるものである。欽定憲法に對するものに民定憲法といふのがある。これは直接間接に國民の制定したものである。帝國憲法は統治者の權限を明かにせるもので、又一般國民として國事に參與なさしむる方法を規定し、又臣民の身體、生命、財産、名譽等に關する權利義務を規定し、以て公共の安寧秩序を維持し、國家の幸福を目的とすると同時に、臣民の最大福音を兼ぬるものであるから、國民たるものはこれを遵守すべきものである。

國憲を重んじ國法に遵ふとは憲法、法律、命令等の規定に違反しないことである。

## 二一　「一旦緩急アレハ義勇公ニ報シ」の意義

一、字義　「一旦」は萬一の場合とか一朝とかいふ意味。「緩急」とは上の字と下の字と互に反對する字で、緩はゆるやか、急はせまる又ははやしであるが、此處では急の方に重きを置かれて、火急に迫つたことといふ意で、つまり戰爭などの場合をいふ。「義」は人間五常の道の大切なることで、正しいよいことをなすのをいふ。「勇」は勇氣である。決して向ふ見ずの蠻勇をいふのではない。義勇と續いては正しき眞の勇氣と解するのである。「公」は君國のこと。「奉」は我が身我が力をさゝげる意である。

二、意義　上に列聖の稜威を仰ぎ、下に同胞兄弟の友愛の情濃かなるは我が國體の美とするところである。古來

忠孝をもつて得道の大本となし、此の觀念は國民性とまでに培養せらるゝに至つたのである。

海行かば水潰く屍、山行かば草むす屍、大君の邊にこそ死なめのどには死なじ。

とある如く、武士の精神は今日と雖も變りなく、全國民の精神に潜在し、一旦緩急あれば義に勇み公のために奉じまつるのである。

國家の國家たる所以は、その國民の愛國心をもつを生命とせねばならぬ。故に愛國心なき國民をもつ國家は生命なき國家である。愛國心は利害得失を超越し、人情の自然に出づるものでなくて、正義の念に根據を有するものなれば、自ら國民をして永遠に糾合して行動せしむるものである。

我が國民の愛國的精神の熾烈旺盛なるは古來數度の外敵に對して遺憾なく發揮してゐるが、明治二十七八年戰役に際し、義勇兵に關する詔勅を拜する時、更にこの間の消息を明かにすることが出來る。

朕は祖宗の威靈と臣民の協同とにより我が忠武なる陸海軍の力を用ひ國の稜威と光榮とを全くせんことを期す。

各地の臣民義勇兵を團結するの擧あるは其の忠良愛國の至情に出づることを知る惟ふに國に常制あり民に常業あり非常微發の場合を除くの外臣民各々其常業を勤むることを忘らず內には益々生殖を進め以て富强の源を培ふは　朕の望む所なり義勇兵の如きは現今其の必要なきを認む各地方長官朕が旨を體し示諭する所あるべし。

これを拜誦しては、如何に我が國民の義勇奉公の精神の熾烈なるかを知ることが出來る。



## 二二　「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」の意義及實行の道

一、字義　「天壤」とは天と地のことである。「無窮」とはきはまりなきことで、上と通すれば天地の無窮なる如く際限なきことである。「皇運」は皇室の御運のこと。「扶翼」は助けることである。

二、意義　天壤とともに窮りなき萬世一系の皇統を扶翼せよとの仰せにして、我が國家の最大理想を實現せよとの義である。卽ち天壤無窮とは、天孫瓊々杵尊がこの國土に御降臨になつた時、天祖天照大神は三種の神器をお授けになり、且つ仰せられた御言葉に、豐葦原瑞穗國は我が子孫の世に君たるべき地である。寶祚の榮え行くこととは天壤と共に極り無しと宣せられしに起因する。

三、實行する道　皇威の宣揚を計ることは實に我が國民道德中の最高の道である。國家生活を爲す上に國民として片時も忘れてならぬことである。勿論言ふところの「忠」は廣義のであらねばならぬ。眞に忠ならば父母祖先にも至孝となり、兄弟には友となり、朋友には信となり、夫婦は和し、其他公益といひ博愛といひ、又自己に對する諸德の完成といひ、一として忠なる最高の槪念內容とならぬものはない。それは我が國家の成立が然らしむるところである。先づ皇室存して國家成り、皇室から人民が派生し繁殖し、此所に一大家族的國家が成立したのである。故に皇室は宗家であり人民個々の家は支家である。かくして必然的に君臣一體、君國一體の至誠は流出

して、和合を共にする様になつたのである。

吾々人民は常に勅語中の諸徳を誤りなく實行しゆくことによつて、皇威の扶翼は可能となるのである。良く正善なる心理に訴へて之が實行をはからねばならぬ。

## 二三　「是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス亦以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」の意義

一、字義　「是ノ如キハ」とは更にまた、爾臣民より前節に宣ふた皇運を扶翼すべし、までを引くるめて、斯様に致すのは、と仰せ給ふ御心である。「獨リ」は啻にである。「忠良」の「忠」は忠義にして、「良」は善良といふ意でつまり忠義に篤きことである。「亦以テ」は前の「ノミナラス」を受けた言葉である。「祖先」は先祖代々をいふ。「遺風」は遺り傳はりて來た良きならはしである。「顯彰」とは二字ともにあらはすといふ意味、「足ラン」は十分であらう意である。

二、意義　上述の諸徳たる「父母ニ孝ニ」より「以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」までの諸徳を修めてゆくことは、たゞに陛下の忠良なる臣民となるばかりでなく、それは汝等先祖の遺した美しい風俗を彰かにして、之を達成する所以であるとの仰せである。



## 二四　「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ倶ニ遵守スヘキ所」の意義

一、字義　「斯ノ道」とは「父母ニ孝ニ」より「皇運を扶翼スヘシ」に至るまでの各徳目を指していふのである。「實」は眞實にといふ意、「遺訓」とは代々に傳はつて來た教へ、「子孫」とは皇祖皇宗で對して宣ふた御言葉で、天皇の御系統にある御方を申すのである。「倶ニ」は共に一緒にといふ意、「遵守」の遵は從ふ、守はまもることで、從ひ守ることである。

二、意義　恐れ多きことながら、勅語に宣らせ給へる御ことの事例を考ふるに、忠信孝悌を始めとして一切の徳は、之を皇祖皇宗の御生活及び御遺訓の中に、數ふるに遑なきまでに發見し得られるのである。その中で最も著名なことは、皇室の御祖先を崇拜せられたことである。例へば神武天皇が東國を御征伐あそばされ、大和國橿原宮に於て、天皇の御位に即かせられたるとき、天照大神を始め祖宗を祀られたるを初めとして、歴代の天皇が今日に至るまで齊しく祖宗を崇敬して來たのである。即ち我が皇室の御方には臣民に教へを垂れさせらるゝに、祖先崇敬の具體的模範を以つてせられたのである。而して此の祖先崇敬は實に美はしき孝徳の顯現であるから、この點から論ずるときは、吾が皇室の祖宗は孝道を全うせられしと共に、生ける模範を子孫臣民に垂れさせ給へる次第である。

## 二五　「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス中外ニ施シテ悖ラス」の意義

一、字義　「古今」とは昔と今のこと。「通シテ謬ラス」の通は通じて矛盾撞着無きこと、隨つて謬りならざること。「中外」とは、中は國内、外は國外のこと、即ち内國外國のことである。「施」は實際に行ふこと。「悖ラス」は容れざるところなき意である。

二、意義　本文は「父母ニ孝ニ」以下諸徳の學術的根據ある事を示し、全く言葉の如くなるを思惟せらるゝのである。何となれば我が勅語中に示されたる孝悌忠信の諸徳は、時の古今を論ぜず、洋の東西を論ぜず、それがしかも文化生活をなす民族の間にありては、普遍的に可能性を有するものである。而して日常人倫の教は文化國民が社會有機的生活をなし續くる以上變化すべき理由を有するのである。けれども其の個々の場合の適用は、必ずしも同一ではない。

## 二六　「朕爾臣民ト倶ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」の意義及感想

一、字義　「拳々」とは物を大切に捧げもつ型をいふ。「服膺」は胸につけて置くといふことで、合せて大切に少しも忘れず、シツカリと胸に入れて守つてゐるといふ意味である。「咸」上も下もといふこと。「庶幾フ」は希望するといふ意味である。

二、意義及感想　皇祖皇宗をはじめ奉り、列聖相繼いで常に躬を以て、吾等臣民を幸ひせしめ給ひしことは君臣同體の根源による御聖慮に基づくものである。孝徳天皇は大化の改新に當り宣して「凡そ政をなさむと欲するものは君も臣も先づ己れを正しくしてさて後に人を正せ、若し自から正さずは何ぞ能く人を正さむ嵐しまさるべけんや」と。

國家固有の優秀なる道徳をもつとも、之を實行するところなくば、國家の隆昌を期待することは出來ない。明治天皇は、御躬ら臣民と共に、諸徳を實踐あそばされんことを宣はせられたのである。

吾等帝國臣民たるもの、聖旨を奉體して、國家の福祉と隆昌との根本たる國民道徳の涵養につとめねばならぬ。

# 第七章　戊申詔書と國民道德

## 一　第一段解義

一　朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ

（一）　字義　「朕」とは、天皇が御自らを稱し給ふ。「惟フニ」は思ふにとか、考へるにといふこと。「方今」とは今日といふに同じく、今の世といふこと。現今と同義である。「人文」は人事と文物を引くるめて文明といふこと、人間社會の文の義で、學問・藝術・教育・政治・風俗を指していふ。「就リ」は成しとげること。「將ミ」は進歩することである。

（二）　意義　現今に於ける文化は極めて急速度の進歩をなしてゐる。交通、通信、學藝等の進歩を見るに、實に晉の如き速さをもつて進みつゝある有様は、實に驚嘆に値するものである。

二、東西相倚り彼此相濟シ

（一）　字義　「東西」とは所謂洋の西と東にして、東洋西洋といふこと、世界列國。「相倚リ」は互に頼り力になり合ふこと。「彼此」かれとわれ、自國と他國といふ意味、「相濟シ」互に助け合ひをすること、この兩句は前後ほとんど同じことを、文章に綾をつけたものである。



（二）　意義　人文の日進月歩によつて、世界各國が相互に一緒になつてその發達につとめて來たのである。英國のワットが蒸氣機關を發明すれば、米國のフルトンは汽車を發明し、又モールスは電信機を發明する。伊太利のマルコニーは無線電信を發明するといふ案配に、各國の文明は世界各種に使はれてゐるのである。學問には國境といふものはない。東西を問はず、世界の各國はそれ〴〵長ずるところある文化によつて貢献するのである。

三、以テ共ノ福利ヲ共ニス

（一）　字義　「以テ」は前に受けてさういふ風にしてといふこと。「其ノ」とは銘々自分の國を指す。「福利」は幸福と利益である。「共ニ」皆とも〳〵に受ける。

（二）　意義　世の平和をいたし、お互の慶福を頒たんとせば、よろしく東西彼此相共に、相扶け相補ふて行かねばならぬことは個人にしても、自分一個のことをのみ考へて他を全然顧るところがないならば、人間社會といふものは實に殺風景となるものである。各々の國家が相互に他を斥け、他を壓迫して自國の福利のみを求めんか世界の平和といふことはとても希待せられないのである。

四、國交ヲ修メ友義ヲ惇シ

（一）　字義　「國交」とは國と國との交りで、各國々が大使や公使を交際國に出してゐるのは皆國交のためである。「修メ」は圓滿に整へてゆくといふ意味。「友義」とは朋友間の情誼をいふのである。一國の皇帝が他國の帝王や大統領などと交際をし給ふのも、また國と國との交りにして、この間の關係は、我々の友人同志に於ける關係

と異つたことがない。「惇シ」とは誠意を深くこめるをいふのである。

(二) 意義　明治維新以來、我が國は廣く諸外國と修好通商條約を結んで、國交を修めて、漸次外交關係ヶ擴大し、現在に於ては、イギリス、フランス、ベルギー、ドイツ、イタリー、北米合衆國、ブラヂル、ロシア、スエーデン、ポーランド、チエツコスロバキア、ルーマニア、オーストリア、ギリシア、スウエス、オランダ、スペイン、支那、サイアム、メキシコ、アルゼンチン、チリー、ペルー等の諸國と大公使を交換派遣してゐる。

今や國際聯盟までも出來て、各國の交誼は益々厚くなりつゝあるのである。

五、列國ト與ニ永ク其慶ニ賴ラムコトヲ期ス

(一) 字義　「列國」とは國交を結ぶ世界の國々。「與ニ」は一緒にといふこと。「共ノ慶ニ賴ラム」とは交際をしてよろこびを受けること。「期ス」は希望する。

(二) 意義　我が國家の內のみでなく、諸外國ともその喜びを頒つて行きたいといふ聖旨である。

## 二　第二段解義

一、日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスルヿ

(一) 字義　「顧ルニ」とはふりかへつて見ること、思ひめぐらすこと。「日進」とは以前の御言葉にある「人文日に就り月に將み」といふ意味で、日々進歩することである。「大勢」とは進歩の勢の甚だ旺なる有樣をいふ。



「伴ヒ」はつれてといふことである。「文明」とは上に立派な聖天子が政を施し給ひ、天下泰平で人智も開け、未開野蠻の風習のなくなつた有樣をいふこと。「惠澤」とは恩澤と同じく惠にうるほふことである。

(二) 意義　人文が日に就り月に將むが如く、世界の大勢は日進同歩の狀態である。世の中が進むにつれて諸々の方面からしてその幸福を受けるものであるが、これを共々に受けむとすることである。

二、固ヨリ內國運ノ發展ニ須ツ

(一) 字義　「固ヨリ」はいふまでもなく、或は無論などといふ意味。「內」はわが日本をいふ。「國運」の運といふ字は、ものの進行して休まない有樣をいふので、國運とは國家の活動力をさすのである。「發展」とはひらけのぶることで、言を換へていへば進歩すること。「須ツ」は依るといふこと。

(二) 意義　言ふまでもなく我が國家の隆昌ならんことを待ち求めるといふ意である。國家にはいづれも國家としての理想がある。一度國家としての理想を立てれば、それが必ず實現せられるといふものではない。その主義方針を實行するについては國力の充實を期せねばならない。國家が弱少である時には國家としての理想を實現することあたはず、列國に伍して日進月歩の大勢に伴ふて、文明の惠澤をうくることは出來ない。日進月歩の世界の大勢に乘じて、國家の理想を實現せんがためには、この國運を發展せしめねばならぬ。

三、戰後日尙淺々庶政益々更張ヲ要ス

(一) 字義　「戰後」は明治三十七八年の戰役即ち日露戰爭後といふこと。「日尙淺ク」まだ多くの月日を經てゐな

いこと。「庶政」とは諸々の政治。「更張」の更はあらたむる、張はひろげるといふ意味で、時勢に伴ひ改革を要するやうなことは改革し、また擴張を要することは擴張させること。

(二) 意義　明治三十七八年戰役は實に我が國としては未曾有の大戰爭であつた。二十餘億の軍費と三萬餘の生靈を傾けたのである。從つて國家の政務等も不急の事業は殆どくりのべになつてゐるから、戰後の心懸といふものは非常に大切にして、この心掛の如何によつて戰後の國家の隆替にかゝはるのである。而して國家の政務の主なるものには財政、軍政、民政、教政がある。これら諸々の政務を擴張し且つ内容の改善につとむべきものである。

四、宜ク上下心ヲ一ニシ

(一) 字義　「宜ク」は言を强むる意味。「上下」とは上のものも下のものもといふことである。「心ヲ一ニシ」は心を一致させることである。

(二) 意義　「上」とは上御一人といふことで天皇陛下を指し、日本國民としてはこの間上下の差別はないのであるが、こゝでは總理大臣以下の百官有司を「上」といひ、「下」とは普通一般の國民といふことで、「上下」とは朝野の意味である。即ち國民全體が一致協力してその事に當らねばならぬといふことである。

五、忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ

(一) 字義　「忠實」とはまめやかにして、誠實の心の籠つてゐるのをいふ。「業」は銘々の業務、しわさである。



「服シ」とは從事すること。「勤」は勉めること、よくせい出すこと。「儉」大きくいへば心にしまりをつけるといふ意味で、無用の費用を省くことである。「産ヲ治メ」とは自分の財産をとゝのへて取り守りて、いざといふ場合にはこれを立派に役に立つやうに用意して置くこと。

(二) 意義　忠實とは本心から眞面目にして行くことである。忠とは中心といふことで、我が心の奥底にあつて何等の不備をも感ずることなきをいふ。一般に忠とは軍人の占有物でもあるかの如く思はれてゐるが、軍人が忠勤をはげむごとく、各々がこの職業に對して本心から眞面目に働らくことが忠である。而して實とは空虚なきことである。誠心誠意であるから、忠と同じ意味である。本心から誠を傾けて職をはげみ、且つよく忍耐努力して、一意專心その業務に勵み財を儉約にして、よく一家一國の富を高めよといふにある。

六、惟レ信惟レ義

(一) 字義　「惟レ信」とは眞意の道を守ること。「惟レ義」すべてのことを行ふに宜しきに叶ふやうにすること。

(二) 意義　軍人に賜はりし勅諭の中に「一軍人は信義を重んずべし。凡信義を守ること常の道にはあれど、わきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるべし。信とは己が言を踐行ひ、義とは己か分を盡すをいふなり。されば信義を盡さんと思はゞ始より其事の成し得べきか得べからざるかを審に思考すべし。輕氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結び後に至つて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり。悔ゆとも其詮なし。始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ、其言は所詮踐むべからずと知り、其義はとて

も守るべからずと悟りなば速に止るこそよけれ。古より或は小節の信義を立んとして大綱の順逆を誤り、或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守り、あたら英雄豪傑どもが禍に逢ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるべき。」と信義はひとり軍人のみならず、我が國民のすべてが最も必要とすべき道徳である。

十、醇厚俗ヲ成シ

(一) 字義　「醇」とはきよらか。「厚」はあつい。醇厚とは質實にして輕薄ならぬこと。「俗」とは風俗の意である。

(二) 意義　醇朴にして敦厚なることである。國家社會の風俗が醇厚なることは極めて大切なることであるが、現今の如き世の中の急激なる進歩にあつては、人々の生活が辛苦であるために、とかく醇朴敦厚の風は失はれ易いものである。

八、華ヲ去リ實ニ就キ

(一) 字義　「華」ここの華は勅語の中の精華の華とは趣を異にし、浮華とて花についていへば、恰も實を結ばざる花即ちむだ花のやうに、たゞ華やかな外見をもつてゐるのみである。「實」はみですべてのものの實質をいふ。「就キ」とは趣くことである。

(二) 意義　醇厚俗を成すことは、即ち華を去り實に就く所以である。華美驕奢をやめて眞面目に堅實にすることである。何事をなすにも本氣で眞劍で眞面目にしてゆくといふことが大切である。華美を好む時は勢ひ堅實の



風を失ひ、虚榮心をもつて身を害ふが如きことあるものである。

九、荒怠相誡メ

(一) 字義　「荒怠」とは前の勤儉の反對で、あそびごとなどにすさみ懶けることである。「相誡メ」は互に氣をつけて悪弊に陷らぬやうにすることをいふ。

(二) 意義　よく着實な考へをもつて、而して尚遊び事などに一心を傾けすさみはてし自分の業務をおこたりがちにするやうなことは、互に氣をつけてせぬやうに愼み合ふこと。

一〇、自疆息マサルヘシ

(一) 字義　「自疆」とは星や月の天體が息まずに晝夜その軌道を廻つてゐるやうに自ら勤勉するのをいふ。「息ム」とは怠情の心を生ずることである。

(二) 意義　自疆とは、自ら努め勵んで撓まず倦まず努力してやまぬことである。中庸に「人一度して之を能くすれば、已れ之を百度す。人十度して之を能くすれば、已れ之を千度す。果して此の道を能くすれば、愚と雖も必ず明、柔と雖も必ず強」とある。

## 三　第三段解義

イ、我カ聖神ナル祖宗ノ遺訓

（一）　字義　「神聖」とは無上の尊嚴をもつた意で、如何にしても侵すことの出來ないものである。「祖宗」は皇祖皇宗即ち皇室の御先祖代々を指し奉る。「遺訓」とは代々に傳はつてきた御教へである。

（二）　意義　祖宗の遺訓とは教育に關する勅語中の「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗の遺訓ニシテ」とのたまへるところと同じである。皇祖天照大神は天孫瓊々杵尊をこの國土に降したまふにあたり、神勅をたまはりしところは實に國體の尊嚴を明示するものであり、又、神武天皇は橿原奠都に際して詔を發せられて居る。爾來代々の天皇の御遺しあそばされた教へである。

二、我カ光輝アル國史ノ成跡トヘ炳トシテ日星ノ如シ

（一）　字義　「光輝」は光り輝くこと。「國史」とは國の歴史。「成跡」史上に載つてゐる事跡。「炳」とは明かなること。著るしきこと。「日星ノ如シ」とは太陽や星の如くであること。

（二）　意義　我が日本國は他の國々と異り、上に開闢以來萬世一系の皇統連綿として、打ち續いた天皇を戴き、下臣民はその恵み深き御恩澤に浴し乍ら兩陛下を敬仰すること大慈父・大慈母のごとく、そして常によく誠忠の心を盡してゐる。君臣の間がかくの如く圓滿なのは世界に絶えてその比を見ざるところである。故に天皇は宣ふらく、これを我か立派な光輝をもつて日本の歴史に載つてゐる事跡とは、太陽や星の如く明らかに輝き渡つてゐるのである。

三、宜ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ



（一）　字義　「宜ニ」は眞實には、「恪守」は謹んで執り守ること、「淬礪ノ誠」の淬は劍を鍛ふて幾度も燒いては水に入れること。礪は研石にかけること、即ちよく鍛へよく磨き上げたる刀のやうに一點の雲りもなく、全く僞りのなき「誠意」のことをいふ。「輸」は致すで、誠意をもつてすべてのことを執り行ふことである。

（二）　意義　上述の事柄をよく守りて硬い修養をつむことが必要である。道徳の事はすべて之を實行するところに其の最大價値があるものである。之を實行し得られざるに於ては千萬言も何の効果もあるものではない。

四、國運發展ノ本近ク斯ニ在リ

「國運發展ノ本」とは、國家の運命がのび開けゆく根本となるもの。「近ク斯ニ在リ」とはすぐこゝにある。聖旨を奉體して實踐躬行したならば、國運を發展せしむることは、極く近くにその方法があるのである。

## 四　第四段解義

一、朕ハ方今ノ世局ニ處シ

（一）　字義　「方今」たゞ今、現今といふ意。「世局」は世の中の有樣、上と通じて現在の世界の大勢。「處シ」とは時勢に適應するやうに取計らふといふこと。

（二）　意義　世界の大勢に適應してそのよろしきを得ることで、晩近の世相は、科學の發達、交通運輸の進歩、人口の增加、戰爭の發達、國際的協調といふ諸々の原因と世態との複雜なる狀態をなして居るものである。

二、我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚賴シ

(一) 字義　「忠良」とは忠實にして善良といふ意味。「協翼」の協は力を合せること、翼は助けること。「倚賴」は賴りとすること。

(二) 意義　上御一人から、我が忠良なる臣民を御言葉を賜はつたことは、實に我等臣民として有りがたき極みなり、且つ力を合せてお助け申し上ぐることを賴りとあそばすとは、有りがたくも且つ國民たるもの献身的に聖旨に對へ奉らねばならぬ。

三、維新ノ皇猷ヲ恢弘シ

(一) 字義　「維新ノ皇猷」とは明治維新の當初に定め給ひし御計にして、明治元年三月十四日仰せ出されたる五箇條の御誓文の御趣旨の事である。「恢弘」とはおしひろめること。

(二) 意義　明治維新の大業は、我が國史上に於ける重大なる事柄である。これ實に明治天皇の英明をもつてせる雄圖である。明治維新の皇猷によつて今日の發展を見たのである。時方に世界の大勢は極めて複雑にして、國運の發展といふこともなか〳〵困難である。このときに於て特に努力すべきは、維新の皇猷をより廣めより大きくして行くことである。

五箇條の御誓文

一、廣く會議を興し萬機公論に決すべし。



一、上下心を一にして盛に經綸を行ふべし。

一、官武一途庶民に至るまで各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す。

一、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし。

一、智識を世界に求め大に皇基を振起すべし。

四、祖宗ノ威德ヲ對揚センコトヲ庶幾ウ

(一) 字義　「威德」とは神聖なる御德といふこと。「對揚」は發揚といふに同じで、盛んにすることである。

(二) 意義　方今の世局に處し、維新の皇猷を恢弘し、更に皇祖皇宗の威光と德とを發揚することを希望せられるのである。建國以來列聖相繼いで威德を垂れさせたまへるは、實に我等臣民の寸時も忘るべからざるところであり、この御威德の發揚は、日本國民の絶えず念ずるところである。

五、爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

天皇陛下には、方今內外の狀勢に大御心を注がせたまひ、內は神聖なる祖宗の遺訓と、光輝ある國史の成跡とに鑑みて國運の發展を期し、外は列國との友誼を厚うし、文明の惠澤をともに享受せんことを希望せられ、その意味に於て上下一致協力忠實業に服し、勤儉產を治め、信義を守り、醇厚なる風俗を養ひ、華去就實、もつて荒怠をいましめ合ひ、自彊不息の精神をもつてせよと御諭しになり、その結果に於かせられて、以上の聖旨を體得すべきことをお仰せあそばされたのである。

# 第八章　國民精神作興詔書と國民道德

## 一　國民精神作興詔書煥發の由來

國民精神作興に關する大詔は、何故煥發せられたのであらふかといふに、第一は近時の我が國民思想が著るしく過激に流れたものや、惰弱に傾いたものがあつたことである。これは政治の方面でも、社會制度や經濟組織の上にも著るしく過激の傾きが現はれて來たのである。資本家と勞働者、地主と小作人といふ利害關係を有する人々の間に爭鬪が起りつゝあるが、其の間には極めて不條理な過激な運動をするものが出て來たのである。そのために人心は漸次に惡化する傾向をもつて來たのである。また一方には人々が非常に華奢になり、淫樂に耽るやうになり、人心には何となく根柢がなくなり、目先の快樂とか幸福といふことにのみ傾いて、たゞ享樂といふ氣分ばかりが濃厚となり、一家一族の幸福とか、社會や國民の利益といふことも、自己の快樂のためにはすてゝかへりみないといふ人間が出來て來た。かくしては國家の前途はまことに安心ならぬものがあるとの大御心からして詔書煥發となつたものと拜察される。第三は大正十二年九月一日の大震火災である。時代の思想がかくの如く憂ふべき有樣であるところへ、突如として空前の大震火災が關東一帶、わけても帝都を中心として言語に絶へたる慘害を受けたので、人心は非常の混亂をなし、矯激に走るものもあり、悲痛の極は自棄を起すものもあつて、國



民一般に非常なる立場に置かれたので、この際剛健なる國民精神の樹立をはかるにありといふ大御心より出でさせ給へるものと拜察いたすのである。

## 二　第一段解義

一、朕惟フニ國家興隆ノ本ハ

(一)　字義「國家」ここでは國といふことで、凡そ國と名のつくものにはなくてはならぬものが三つある。それは第一が土地、第二が人民、第三が主權である。「興隆」とは起り榮えること。「本」はよりて立つところ、大本といふに同じ。

(二)　意義　國民をして益々榮えしめてゆく大本は何であるかといふ意である。

二、國民精神ノ剛健ニ在リ

(一)　字義　「國民精神」とは國民の意氣、氣組、心構である。「剛健」とはつよくしつかりとすること、即剛は堅くして强く他に屈しないことで、健は强くして力のあるといふことであるが、ここではたゞ身體の强いといふばかりではなくして、精神的に强いことで、善惡正邪の判斷に迷はず、正善を斷行する强い意志を有することである。

(二)　意義　歷代の天皇は、「民は國の本である」との思召しから、國家の興廢は一にかゝつて、その國民の盛衰

にが〳〵はるものとの大御心から國民の繁榮は實に國家の榮えるもとであり、皇運の隆昌を來す基である。

三、之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス

（一）字義　「之ヲ」とは國民精神をつよくしつかりさせることをさす。「涵養」とはたくはへやしなふこと。「振作」とはふるいおこすこと。「國本」とは我が國をしてさかんにする根本である。「固ク」はしつかりとこゆるぎもなからしめること。

（二）意義　國民精神をして、益〻つとめてやまぬところの實行を養ふには、まづ精神をふるい起して、國家を隆んならしめる本をしつかりとかためねばならぬ。

四、是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ヲ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ

（一）字義　「是ヲ以テ」この故に、それであるから、「先帝」さきのみかど、ここでは明治天皇の御こと。「意ヲ」心をといふこと、大御心をである。「教育ニ留メサセラレ」明治天皇は明治五年に學制を頒布せられ、明治二十三年十月三十日には教育に關する勅語をたまはつて居られる。「國本」くにがらに同じ。「淵源」ものごとの根本、遠いみなもととといふこと。「皇祖皇宗ノ遺訓」とは天照大神が皇孫瓊々杵尊にたまはつた御神勅をはじめまつり、代々の天皇ののこしおかれた御訓である。「大綱」おほづな、こく肝腎なところといふこと。「昭示」あきらかに示すこと。



（二）意義　明治天皇は御心を教育のことに注がせられたまふて、夙に學制を頒布せられ、邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことをはかりたまひ、次いで教育に關する御勅語をたまふて、我が國柄を士臺において、遠い源に立ちかへつて、天皇の御先祖の方々の御遺しになつた御訓をかゝげさせられて、その肝腎の點を明らかにおしめしあそばされた。

五、臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勤メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誡ヲ垂レタマヘリ

（一）字義　「詔」とは戊申詔書をお下しになつたこと。「忠實」うはべをかざらず眞心をつくす、まめやかなること。「勤儉」とはよく精出して働き、むだづかひせぬこと。「信義」とはうそいつはりをいはず、人として行ふべき道をゆくこと。「申ネテ」は重ねてに同じ。「荒怠」とはあそびや樂しみにうき身をやつし職務を怠りなまけることと。

（二）意義　明治天皇は教育に關する勅語をたまはつてから後にまた、臣民に戊申詔書を下さつて、まめやかに精出して働らき、むだづかひをしないようにし、うそいつはりをいはず、人たる本分を行ひ、なまけ怠ることのないやうにとおいましめになつた。

六、是レ皆道徳ヲ尊重シ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪漠ニ非サルナシ

（一）字義　「道徳」人のふみ行ふべき正しい道。「所以」ための、「洪漠」大きな考へ、大御心。

（二）意義　これは皆人としてふみ行ふべき正しい道を尊び重んじて、國民の精神ををさめ養ひ振ひおこすための御大心でないものはない。

七、爾來趨向一定シテ効果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ

(一) 字義「爾來」それから後、それ以來といふこと。「趨向」めざしてゆく方向。「効果」きゝめ、「致ス」もちきたすこと。

(二) 意義　それ以來國民の向ひ行くべき道が一つに定まり、其のしるしが大そう明らかになつて、國家がさかんになつた。

八、朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ逢ヒ憂悚交々至レリ

(一) 字義「即位」とは天皇の御位におつきになること。「夙夜」とは朝早くから夜おそくまで、「兢兢」とは氣をつけてそのことから心をはなさぬこと。「紹述」前のことをうけてそれを立派に仕上げること。「災變」ここでは大正十二年九月一日の大震火災をさす。「憂悚」心配しおそれること。「交々」互にいれちがふこと。

(二) 意義　御即位あそばされてから今日まで、明治天皇の御精神と御事業とをうけついで、立派に仕上げようとつとめて來たのであるがたまゝ〳〵今回の大震火災にあつて、國家や國民の前途がどうなることであるかとの心配とおそろしさが交々やつてくるのである。

## 三　第二段解義

一、晩近學術益ゝ開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ



(一) 字義「晩近」近ごろの意。「學術」學問や技術のこと、「人智」人々の知識、「浮華」心がうきゝとしてぜいたくになりうはべばかり飾ること、「放縱」心にしまりなくわがまゝなること、身持のよくないこと。「萌ス」めが出ること、かゝる傾向があること。

(二) 意義　最近に於ける我が國内の樣子を見るに、種々の學問や技術がいよ〳〵進み、人々の知識は日に增して進歩して來ることは誠に喜ばしいことであるが、おしなべて不眞目で派手になり、金錢をむだつかひすることをものともしないで、身を持ちくづすといふ悪い風が起りかけてゐる。

二、輕佻詭激ノ風モ亦生ス

(一) 字義「輕佻」とは事をなすによく考へてせずに輕はづみなること、新らしいことがあるとすぐにそれに走りつくこと。「詭激」とは言ふこと爲すことが常道をはづれてゐる。

(二) 意義　その行ひや言ふことが兎角輕はづみで常道をはづれた風も亦起つて來た。

三、今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル

(一) 字義「時弊」とは世間の悪ひならはし、「前緒」とは前の天皇の御事業、「失墜」おとしなくすること。

(二) 意義　今のうちに世間の悪い風をすつかり改めなかつたならば、折角の先帝の大事業をとりこわすやうなことになりはしないかと心配する。

四、況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ

(一) 字義 「今次」とはこのたび、「災禍」大地震大火災とよつてうけた損害、「文化」學問、藝術、道徳、宗教の
こと、「紹復」これまでのことをうけついで再び起すこと。
(二) 意義 ましてや此の度の災難はまことに大きくて世の開け進む道をもとにかへし國の力を振ひおこすこと
は皆國民の精神にまちうけてゐる。

五、是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ

(一) 字義 「協戮」とは心をあはせ力をあはせることと、「更張」とは一層しつかりと氣をはること。
(二) 意義 これはほんとうに上に立つ者と下に居る者とが、心を合せ力をあはせて振ひおこし、改めひきしめ
る時である。

六、振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實効ヲ擧クルニ在ルノミ

(一) 字義 「聖訓」天子の御教、明治天皇の御訓、「恪遵」つゝしみしたがふこと、「實効」實際のよい結果。
(二) 意義 振作更張の道は他にあるのではない。明治天皇の御訓につゝしみ守りて、その實際の効果をあげる
ばかりである。

七、宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ粛正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縦ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕
佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ

(一) 字義 「智徳ノ竝進」知識と道徳を共に進めるやうにつとめる。「綱紀」とは綱は大づな、紀は小づなで、國



へ家を治めてゆく上の規律である。「粛正」嚴正にとりしまつてまちがひを正すこと。「風俗」世間のならはし、しきたり。「匡勵」悪しきものを正し、善きものは更に力を用ひてつとめること。「質實」じみにしてまじめなること。「醇厚」人情の厚いこと。「中正」おだやかにしてまちがひのない方法。

(二) 意義 どうか教育の遠い源を崇んで、知識と道徳とが共に進むようにつとめ、世のきまりを立てる道を正しくし、世のならはしをたゞしはげみ、うはべを飾り氣ままの風をおさへつけ、まじめで強くしつかりとした風に向ひ、輕はづみや常道をはづれた習はしを直し、人情に厚く、眞直で片寄らぬようにする。

八、人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公徳ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重ンシ節制ヲ尚ヒ

(一) 字義 「人倫」人としてふみ行ふべき道、君臣、父子、夫婦、長幼の間柄における道徳、「親和」とは仲よくむつましくすること、「公徳」とは公衆一般の守るべき道、「秩序」世間に於けるものごとの順序、「責任」自分で引きうけて自分でなすべきこと、「節制」ほしいものに對してほど〳〵にして、何事もきまりよくすること。
(二) 意義 人の人たる道をふみ行つて互に親しみ睦みあひ、世の中の人々に對する道徳を守りて、順序を正しくし、めい〳〵が爲すべき務にせい出し、ほど〳〵のしまりをすること。

九、忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ

(一) 字義 「義勇」なすべきことに勇みたつてあたること。「博愛」親粗順逆をよくわきまへて廣く人を愛すること。「共存」人は相互に助け合つてともに生きゆくこと。「篤クシ」一層深く心を用ふること。

(二) 意義　君には忠、親には孝をつくし、君國のためには進んで勇み立つてするといふ美しい風を高くあらはし、人々は互に愛しあつて共々に世の中に立ち行くべきよしみを厚くもつこと。

一〇、入リテハ恭倹動敏業ニ服シ産ヲ治メ

(一) 字義　「入リテハ」家庭にあつては、「敏」はき〳〵すること、「産ヲ治メ」生計の道を立てる。

(二) 意義　家にあつてはつゝましやかにしてよく精出し、すばしこく仕事にたづさはり、以つて生計の道を立てる。

一一、出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ

(一) 字義　「出テテハ」世の中に出ては、「一己」自分一人、「偏セス」片寄らぬこと、「公益」社會共同の利益、「世務」世の中のためになること、「竭シ」つくすこと、つとめること。

(二) 意義　世の中に出ては、自分一人の損得のみに片寄らないで、力を社會共同の利益と世の中のためになることにつくすこと。

一二、以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ

(一) 意義　「民族」ここでは日本國民をさす、「安榮」安らかに繁昌すること、盛んになること、「福祉」幸福に同じ、「圖ル」考へること。

(二) 意義　それによつて國家をもり立てて盛んにし、國民一體の安らかに榮えることと世間一般の幸福とを考



ねばならぬ。

## 四　第三段解義

一、朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

(一) 字義　「協翼」心を合せてたすけること、「大業」わが國家を盛んにするために、先帝のおのこしになつた大いなる事業、「恢弘」大きくひろめること。

(二) 意義　天皇は臣民が心を合せて助けまつることを頼りとせられて、益々國家の本を固くし、それによつて立派な事業をおこしひろめてゆきたいと願つておいでになるから、汝等臣民はどうか本氣で之を實行せよとの大御言である。

# 第九章　朝見御儀勅語と國民道德

## 一　第一段解義

一、朕皇祖皇宗ノ威靈ニ賴リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ

（一）字義　「朕」とは、天皇陛下の御自稱にして、われの意、「皇祖皇宗ノ威靈」皇祖皇宗とは、皇室の御祖先にして天照大神、皇孫瓊々杵尊、神武天皇以降の御歷代の天皇をさしたてまつる。「威靈」御威德にとませたまふ御神靈のこと。「萬世一系ノ皇位」とは、天照大神の神勅に、豐葦厚千五百秋の瑞穗の國は是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就いて治めよ、行きませ、寶祚の隆えまさんこと當に天壤と與に窮りなかるべし。とある。又、帝國憲法第一條に、大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す、とある。「帝國統治ノ大權」とは、統治とは皇位に居つて、國土と臣民を統べ治め給ふこと、「總攬」の總はすべまとめること、攬はとり持つこと、政治の大權を全部まとめておもちになること、帝國憲法第四條に、天皇は國の元首にして統治權を總攬し此の憲法の條規により之を行ふ、とある。「踐祚ノ式」令義解に、天皇の卽位これを踐祚といふ。祚は位なり、とある。又、皇室典範第十條に、天皇崩するときは皇嗣卽ち踐祚し祖宗の神器を承く、とある。

（二）意義　天皇陛下には、このたび皇祖皇宗の御加護によつて、萬世一系の皇位を承け繼ぎ、大日本帝國統治



の大權をもつにあたり、踐祚の式をあげさせたまふたのである。

二、舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カランコトヲ庶幾フ

（一）字義　「舊章ニ率由シ」の舊章とは昔からの典章といふことで掟のことである。詩經に「衍ラス忘レス舊章ニ率由ス」とある。又、皇室典範義解には、「舊章ヲ昭明ニス」とある。憲法發布の勅語には、「朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルベシ」とある。又、教育勅語には、「斯ノ道ハ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ倶ニ遵守スヘキ所」とある。卽ち皇祖皇宗の御遺訓、御掟に從ひたまふの意である。「先德ヲ聿修シ」の先德とは、皇祖皇宗の御美德、聿は述べること、從ふことにして、皇祖皇宗の御聖德を範として、之に從ひ之を修め給ふの意である。「祖宗ノ遺緒」の遺緒とは後世に御遺しになつた御事業をいふ。教育勅語に、我が皇祖皇宗國を肇むること宏遠に德を樹つること深厚なり、とある。「墜ス無カランコトヲ庶幾フ」とは皇祖皇宗の御遺業を失墜することなく、立派にうけついで行きたいとの大御心である。

（二）意義　天皇陛下は、卽位の式をあげさせたまふたについては、皇祖皇宗が子孫に御遺しになつた御掟の御趣旨によく從ひ、皇祖皇宗の御聖德を模範として、身を修め、德を具へて祖宗の御偉業を立派に繼いでゆきたいものであるとの大御心であらせたまふ。

## 二　第二段解義

一、惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ肇クセリ

（一）字義　「皇祖考」今上天皇陛下の御祖父君で明治天皇の御事、「叡聖文武」の叡とは深く且つ明かなること、聖とはよく物事の道理に通じ徳の完全なることである。即ち叡聖とは御聰明御高徳なること、文武とは文練武練をかね具へ給ふこと、「天業ヲ恢弘シ」天業とは皇祖皇宗の御偉業、恢弘とは、大いに廣めること、神武天皇の勅に、彼の地當に天業を恢弘し、天下を光宅するに足るべし、とある。「内文教ヲ敷キ」の内とは我が國内のこと、文教を敷きとは、文明に關する御教へを國内に普く及ぼし給ふこと、「外武功ヲ耀カシ」外とは外國をいふ、武功を耀かしとは、軍事上の御偉功をお立てになつたこと、「千載不磨ノ憲章ヲ頒チ」とは、大日本帝國憲法のこと、千載とは千年、千載不磨とは永久に磨滅しないの意。大日本帝國憲法は、明治天皇のお定めになつたもので、明治二十二年二月十一日に御發布になり、七章七十六條からなつてゐる。憲法發布の勅語に「朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし、朕が祖宗に承くるの大權により現在及將來の臣民に對し此の不磨の大典を宣布す」とある。「萬邦無比ノ國體ヲ肇クセリ」とは世界に比較なき我が國體を更に固くあそばされしこと。

（二）意義　明治天皇には、聰明叡智文武の御徳を兼ね具へられ、皇祖皇宗の肇國樹徳の大業を益々廣大ならしめ、國内にあつては、教育を普及して民智を啓培し、徳性を涵養し、海外に對しては數度の戰に大勝し、國威を發揚せられたまひ、明治二十二年には大日本帝國憲法を發布せられて、萬邦無比の我が國體を永遠無窮に動きな



きものと固くせられたのである。

二、皇考朕ニ心ヲ養正ニ宅キ廼チ志ヲ繼明ニ尚クス

（一）字義　「皇考」天皇の御父君、大正天皇の御事。「朕ニ心ヲ養正ニ宅キ」とは大御心を君徳の修養に深くおつかひになるの意。易の彖傳に、「蒙以養正聖功也」とある。正とは中正の徳にして、君徳のうち最も大切である。「廼チ志ヲ繼明ニ尚クス」の廼は乃ちに同じ、繼明とは、易の彖傳に「大人以繼明、照千四方」とある。志を尚くすとは、仁義に志すといふにして、遠くは皇祖皇宗の、近くは明治天皇の御明徳を繼承あそばされるやうに、大御心を高く御もちあそばされた。

（二）意義　今上天皇の御父君大正天皇には、御年少のをりから、君徳の御修養に大御心をとどめさせ給ひ、御成長の後には、御責任の重いことを益々お覺りあつて、遠くは皇祖皇宗の御聖徳を、近くは明治天皇の御明徳を繼がせ給ふよう御志を高くおもちあそばされたのである。

三、不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス

（一）字義　「中道」とは中途の意、「聖體」大正天皇の御身體、「不豫」御不快即ち御病氣のこと、「儲貳」皇太子の御事、「大政ヲ攝ス」大正十一年攝政の大任にお就きになつた。皇室典範第五條に　天皇久しきに亘るの故障に由り大政を親らすること能はざるときは、皇族會議及樞密顧問の議を經て攝政を置く、攝政は成年に達したる皇太

子又は皇太孫之に任ず、とある。

(二) 意義　御父君大正天皇には、御不幸にも御在位の中途から御不例に渡らせられ、自ら大政をとりたまひがたきほどにならせられ、大正十一年に皇太子として攝政の任につかれたのである。

四、遽ニ登遐ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懐キテ以テ大統ヲ嗣ケリ

(一) 字義　「遽ニ登遐ニ遭ヒ」登遐とは天皇の御崩、大正天皇は、大正十五年十月下旬より葉山御用邸に在せしが、お風氣に渡らせられ、後ほど肺炎に御變症十二月中旬頃より、特に御重態、國をあげて御平癒祈願の甲斐もなく、その二十五日遂に登遐あらせ給ふ。「皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス」曠は空しの意、宣命に蓋し天皇の位は一日も曠しくすべからず、とある。「萬機」よろづの御政務のこと、「哀ヲ銜ミ痛ヲ懐キ」とは哀痛の切なる情を御胸にいだかせ給ふ。「大統ヲ嗣グリ」大統とは天皇の御系統のこと、嗣は皇位に即いて皇統を嗣ぎ給ふの義、皇室典範義解に、祖宗の皇統とは一系の正統を承くる皇胤を謂ふ、とある。

(二) 字義　遽に先帝の崩御にあひ、哀痛に堪えがたいが、皇位は一日も之を空しうして置くべきでなく、よろづの政務は一日も廢することは出來ないから、無限の哀痛をいだきつゝ踐祚したのである。との御旨である。

五、朕ノ寡薄ナル唯競業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル

(一) 字義　「朕ノ寡薄ナル」寡薄とは廣く大君として具へたまふべき御徳について宣はせられた御謙遜の御言葉、「競業トシテ」は「懼ル」の形容語である。「負荷ノ重キ」負荷は父の遺業をつぐ責任のこと。



(二) 意義　御祖父明治天皇、御父君大正天皇の御聖徳御偉業を繼承いたす重大なる責任にたへかねるやうなことがありはしないかと深く憂ふるのである、との大御心である。

## 三　第三段解義

一、輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ

(一) 字義　「輓近」とは近年又は近頃の義、「世態漸ク以テ推移シ」の世態とは社會の有様、社會狀態が次第に移り變つての意、「思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ」の思想とは一定の事柄について下す判斷であるが、內治、外交、法律、經濟、社會、軍事、科學、道德、教育、宗教、文藝等の思想や信仰をいふ。趣舍は趨舍と同じく、趣は進むことにして、舍は止まることである。卽ち思想問題の混沌たる様をいふ。「經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ」とは消費者と生產者、資本家と勞働者、地主と小作人等の間にあつては、時として衝突を來すところがあり、ために共同生活の安全や平和を害することがある。

(二) 意義　最近產業上には種々の問題が起り、民主々義思想は輸入され、更に共產主義、無政府主義等の思想も輸入せられて、幾多憂慮すべき事件が起つた。今尙それらの思想運動はやまず、それが反動として新舊思想の衝突甚しきものがあるのである。又、種々の社會運動として無產階級解放運動、勞働爭議、小作爭議の頻發は、

大正の中頃から思想運動に伴つて愈々著るしくなつて來たのである。之等諸運動の中心は富の分配といふ點にあるのである。資本家と勞働者、地主と小作人との間の利害の不一致を來し、利害關係を同じうするもの〳〵みが團結して利害を異にする相手に何等かの形式で要求するとき、産業上の社會運動となつてあらはれるのである。かくの如き思想上に於ける不調和や經濟上の紛爭は、階級相互の反目をつのらしめ、人心をして險惡ならしめ、ひいては國家の發展を妨げ、國家全體のために憂慮すべきことである。

二、此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ着ケ擧國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國體ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ

(一) 字義　「眼ヲ國家ノ大局ニ着ケ」の大局とは全體の狀態、目前のことのみならず將來に注目して、各般の狀態や利害を均しく考ふること。「擧國一體」とは國民全體がよく一致團結して、「共存共榮ヲ之レ圖リ」とは互に助け合つて共同の生存と繁榮とをはかること、國民精神作興詔書に博愛共存の誼を篤くし、とあると同義である。「國本ニ不拔ニ培ヒ」の國本とは國家の由つて立つ根據である。憲法制定の御告文に、國民の丕基を鞏固にし、とある。國民精神作興詔書に、國家興隆の本は國民精神の剛健に在り、之を涵養し、之を振作して以て國本を固くせざるべからず、とある。「民族ヲ無疆ニ蕃クシ」の民族とは我が國民の中心たる大和民族及新附民族の總稱、無疆は無限、蕃は繁榮、「維新」は明治維新のこと、五箇條の御誓文中に、我が國未曾有の變革を爲さんとす朕躬を以て衆に先んじ、とある。「宏謨」とは大いなる御謨、「顯揚」とは發揚明白ならしむること、「懋」は勉むに同じ。



(二) 意義　宜しく己れ一個の又は一小部屬の利害といふことは後にして、國家の大局に着眼して、國をあげて一體となり、共同の生存と繁榮を圖り、剛健なる精神を養つて國本を鞏固にして不拔ならしめ、もつて民族の繁榮につとめ、明治維新の宏謨の發展に貢獻せよとの御聖旨である。

## 四　第四段解義

一、今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル

(一) 字義　「世局」とは中外に於ける社會狀態、「會通ノ運ニ際シ」易の繫辭傳に聖人以て天下の動くを見るあり、而して其の會通を鑛て以て其の典禮を行ふとある。この會通を古人は解して、集まつて後に通ずるの意とした。「人文」は天意に對して用ふ、人類の作爲せしもので、文明文化の意味である。「更張」とは改新し伸張することである。「膺」は當ると同義である。

(二) 意義　目下內外の局面を見るに、各般の方面に種々の事件、問題、主張が現れてゐるとはいへ、その混雜も自ら疎通し大勢の趣くところも漸次定まらんとする機運に際會して居り、從來の文化も改新伸長すべき時にあたつてゐる。

二、則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニアリ日ニ新ニスルニアリ

(一) 字義　「我國ノ國是」國是とは國家の大方針、「日ニ進ムニアリ」「日ニ新ニスルニアリ」とは日々に前進すること。「日ニ新ニスルニ

アリ」日々に革新すること。

（二）意義　我國の國是は、五箇條の御誓文等によつて知らるる如く、國家國民生活の萬般について日々に進み、日々に新たにする進歩主義である。

三、而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ

（一）字義　「中外ノ史ニ徵シ」中は我が國、外は外國、徵は照らし見ること、「得失ノ迹ニ鑒ミ」迹は結果、鑒は手本として考へること、戊申詔書に、「我が神聖なる祖宗の遺訓と我が光輝ある國史の成跡とは炳として日星の如し」、とある。「序に循ひ」は正しき順序に從ひて一歩一歩と漸進すること、「其ノ中ヲ執ル」中正の常道を固く守つてゆくこと。

（二）意義　我國の國是は、日に進み、日に新にする主義であるが、それを實行するには、一定の順序方針により、內外の歷史の教訓に照らし、その利害得失を審にし、常に正しき順序によつて進み、中正の道によつて革新を行はねばならぬ。

## 五　第五段解義

一、夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟



レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセレコト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ

（一）字義　「浮華ヲ斥ケ」浮は浮華かるはずみ、華は華美輕々しくして、外部を美しくせざること、斥は退けること、「質實ヲ尙ヒ」質は質素、實は着實、尙は貴ぶ、にて戊申詔書に華を去り實に就きとあり、又、國民精神作興詔書に浮華放縱を斥けて質實に趨きとある。「模擬」とは他をまねること、「創造ヲ勗メ」の創造とは新しく工夫してつくり出す、勗は勉めるに同じ、「日進以テ會通ノ運ニ乘シ」は日進の態度をもつて、世局會通の機運に乘て、社會に於ける難問題をよく解決する。「日新以テ更張ノ期ヲ啓キ」とは日新の意氣をもつて文化更張の時期を啓き、一そう文化を發展せしめる。「人心惟レ同シク」擧國一體に同じ、「民風惟レ和シ」は民間の風俗人情にあつくしてよく和すること、「汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ」の汎は廣く、一視同仁は人々に對して厚薄の差別をつけずに平等に愛すること、化は上にあるものが自ら道を行つて、德風の下に動くこと、「永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセン」の四海は天下、同胞は兄弟、誼は親しみ、敦は厚にくして、廣く人類に對して肉身の兄弟に對するが如き親しみをもつて交るの意、「軫念」の軫は痛むにて心を痛めること、心使をすること。

（二）意義　浮華放縱に流れる道を退けて、着實質素に就く德風を重んじ、何事にせよ模擬をことともせず自ら工夫創作することにつとめ、會通の機運によつて、日進の態度をもつて、社會に於ける各般の難問題を解決し、更張の時期を開くに日新の意をもつてあたり、文化を發展せしめて、擧國一致、內は全國民に博愛の德をひろめ、

四海同胞の親しみを厚くするやうにすることを切望する所である。

二、丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス

(一) 字義　「丕顯ナル皇祖考ノ遺訓」丕は大、顯は明かにして、丕顯は遺訓の形容語にて、明治天皇の大いにして明かなる御遺訓、「明徴」の徴は證又は明の意にして、皇室典範制定の詔勅に、宜く遺訓を明徴にし、とある。「丕承ナル皇考ノ遺志」の承は受けつぐこと、大正天皇の御偉業をお承けつぎになつたので、丕承とおほせられる。「繼述」の述は從ふ。御遺志を繼ぎ、それに從ふ。「此ニ存ス」は實に此の點にある。

(二) 意義　祖父君明治天皇の天下後世にかゞやく偉大なる御遺訓を明白にし、父君大正天皇の承けまつる御遺志をついでゆくに外ならぬのである。

## 六　第六段解義

一、有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考豈ニ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事ヲ奬順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ實祚ヲ扶翼セヨ

(一) 字義　「有司」とは文武の官吏、「意ヲ體シ」體は己れの身にうること、深く心得る義、「豈ニ」及びと同義、「效セシ」の效は盡すと同意、「朕カ躬」とは陛下御自身のこと、「匡弼」の匡は正す、弼はたすける、書經に君子の上に事ふるや進みては忠を盡さんことを思ひ、退いては過を補はんことを思ふ。其の美を奬順し、其の惡を匡救す、とある。「億兆臣民」とは多數の臣民、「天壤無窮ノ實祚」とは天地と共に窮りなき不動の皇位。「扶翼」たすけるの意。

(二) 意義　文武の官吏及び一般臣民は、明治天皇及大正天皇にさゝげまつりし忠誠をもつて、今上天皇陛下に事へ、陛下の御躬にあやまちあらば之を正し扶け、よきところは益々成就せしめて、上下同心協力、もつて天地と共にきはまりなき皇位を扶翼せよ、との大御心である。

# 第十章　國民道德の實踐問題

## 一　國民道德の綱領と教育勅語の德目の分類

一、國民道德の綱領と教育勅語との關係

教育勅語の第二段は我が國民道德の綱領にして、(イ)自己的道德、(ロ)家族的道德、(ハ)社會的道德、(ニ)國家的道德等各方面に亘る主要なる道德を包含してゐる。併し教育勅語は明細なる德目分類ではない。たゞ基本的の大綱が揭げられてあるにすぎないのである。

二、教育勅語に於ける德目の分類

(一)　家族的道德

父母ニ孝ニ。兄弟ニ友ニ。夫婦相和シ。

(二)　對他的道德

朋友相信シ。恭儉己レヲ持ス。博愛衆ニ及ボス。

(三)　對己的道德

恭儉己レヲ持ス。博愛衆ニ及ボス。學ヲ修メ。業ヲ習ヒ。智能を啓發シ。德器ヲ成就ス。



(四)　對國家社會道德

公益ヲ廣メ。世務ヲ開キ。常ニ國憲ヲ重シ。國法ニ遵ヒ。一旦緩急アレバ義勇公に奉ジ。

## 二　道德の標準に關する諸說

行爲の善惡判斷の標準を道德的理想といふ。又至善ともいふ。道德的理想は人の追求するところの究竟目的にして、一切の行爲はこの目的を達成するための方便である。各人の有する道德的理想は發達進化すべきものにして、その間には差等あることを免れることは出來ない。

一、宗教的法則說

人には道德的の判斷力といふものはない。たゞ神の意志によつてのみ善惡を判斷することが出來るといふ說である。

二、政治的法則說

道德は國法から現はれたるものなりとして、此の立場からして法律をもつて善惡の標準とするものである。

三、直覺說

人の心意には直ちに善惡を判斷するところの一種の能力があつて、この命ずるところの注則に從ふをもつて善とするといふ說である。

四、快樂說

（一）個人的快樂說

一切行爲の目的は終極に於ては自己の最大快樂をはかるにありとする說である。

（二）公衆的快樂說

人生の目的は公衆一般の快樂、最大多數の最大幸福をはかるにあるといふ說である。

（三）進化的快樂說

人生の終局目的は快樂といふことにあるが、その直接目的は進化を助くるといふことであるとする說である。

五、克己說

快樂說と正反對の立場にありて、人生に共通なるところの理性に於て至善を樹立せんとする說である。

六、自我實現說

自我の本性をして完全に發展せしめ、自我の理想を實現するを以つて人生の目的なりとする說である。

## 三　德の分類

德とは道德的行爲を反復することによつて生ずる習慣にして、道德的目的を達成するについて最も適態せる性格をいふのである。



德は本務を遂行するについてかゞべからざるものにして、道德的標準は單一にして、意識は統一的なるものであるから、人は唯一の德を有するといふことが出來る。が道德的意識の形式又はその境遇によつて種々に分類せられるのである。

希臘時代には節制、勇氣、明智、正義と分ち、中世紀には信仰、希望、愛の三となし、近世になつては消極的德と積極的德、又は公德と私德とに分類した。ヘバルトは內心の自由、完全、正義、好意、報償の五念とした。

我が國にありては古來忠孝を二大德となし、儒敎にありては知・仁・勇の三として之を天下の道德であるとした。義は知の德、仁は情の德、勇は意の德であつて。三達德の調相せるを誠といひ、仁は溫乎たる情にして、溢れては愛となり、諸德の內容となるのである。仁に到る適切なる方途を恕となし、仁を以て道を一貫するものとした。義は理性の判斷によつて仁のあらはれとしてその當を得しめ、勇はその道を固執するのである。而して德の修養はその基礎を家庭に置くべきものなりとして孝悌をもつて德本とした。

德は更に心術的德と境遇的德と分類することが出來る。かの五倫は境遇德にして、父子、君臣、夫婦、兄弟、朋友の道とする。又五常とは心術的德にして仁義、禮、智信とする。

## 四　身體生活の道德的意義

身體的生活は生命の保有と健康とにして、人間の精神生活に甚大なる影響を及ぼし且つ緊密なる關係を有する

のである。ギリシャのジユベナリウスは「健康なる精神は健康なる身體に宿る」と、身體の本質的價値を導破した。身體の攝養について、この自然的理法を理解し、その法則によるのが衞生である。衞生の法則による時は、人爲的に或る程度までの生命を保持することが出來るのである。此に於てか身體攝養の義務が生ずるのである。然し身體は價値の主體ではなくして、價値の主體たる精神の宿るところなのである。されば生命の保健といふことは間接的に人生の目的を果す上に重要なる役割を有するものである。此の意味に於て身體の道德的價値は人としての道をはたすことによつて生ずるものである。

失意煩悶、自暴自棄の結果、生存慾を抑壓し、悲觀厭世のために自殺するが如きは、道德の根本を絶滅するが如きものにして許すべきものではない。自殺についてはこの動機論から取扱ふべしとするものをもつて大體正當であるとしたい。近年我が國に於ては新思想の影響を受けて自殺する傾向がある。我が國の武士道に於ては此の自殺は一つの名譽と體面とを保持するものとした。武士道的精神から自殺した最近の例は乃木將軍のそれである。何れにせよ自殺の道德的考察は極めて困難な問題である。

身體的慾望は、それ自身として決して有害なるものではない。たゞ理性をもつて慾望を整理し、正しき方面に活力を發展せしむればよいのである。

一、身體的慾望の節制

身體的慾望には飮食、性慾、休息、睡眠等がある。これらの慾望は生命保全、種族繁榮の上に極めて重要なる



ものであるから、之を適度に充たすといふことが肝要である。この身體的慾望を適度に滿足せしむる時は、快感を感ずるものであるが、もし享樂的氣分のもとに生理的慾求を滿足せしむるが如きは極めて有害なるものである。身體的慾望に對しては生理的要求に從ひ、節度に生命健康を保全することをはからねばならぬ。身體的慾望は一般に排他的にして利己的であるために、罪惡なり劣情なりとして排斥せらるるものが多いから、特に之が道德的指導に留意せねばならぬ。

かの克己論者は理性の力によつて身體的慾望を禁壓すべしと說いてゐる。性慾については近時性の解放とか性道德の改造とかいふことからして、戀愛の自由を高調し、幾多不健全なる思想と相錯雜して男女間の道德をして不倫ならしむる傾向あれば、大いに反省し自重せねばならぬ。戀愛は種族保存の必要から自然的に發生するものではあるが、それの波及は自己一身にとどまらずして、自他の人格を害ひ心身の健全を害ひ、修業をも邪道に導びくものであるから之が節度につとめねばならぬ。

飮食については食物の性質、分量、喫食の時期、作法等について生理的要求を主としたものをとらねばならぬ。

二、身體の運動及鍛鍊

身體を運動せしむることの目的は、身體的活動によつて體力の增進をはかるにある。運動によつの消化・血行を旺盛ならしめ、筋力を增大ならしめ、更に精神を爽快ならしむるものである。されば思慮を要する業務に從ふ

べき者や發生にとつては、殊に運動を必要とするのである。古來我が國民はあまり運動といふことについては注意を拂はなかつたが、近時一般國民の運動に對する趣味の向上普及し、運動競技は今や國民的となつたことは、國民保健の上から慶賀すべきことである。

運動には個人的運動と團體的運動とがある。學校體操の如きは生理學的基礎の上に打ち立てられたものであるから、その道德的價値も十分考慮せられてゐる。かの蹴劍野球庭球等は、各自の自由意志による運動にして、精神の命令によつて肉體を活動せしむるものである。

運動は以上の如く身體を健全ならしめ、精神を爽快ならしむるものであるから、之が道德的價値も大なる者であるが、往々にして運動競技に耽るの結果、自己の業務を放拋し、怠情に流るるが如きは、運動精神を眞に體得せりといふことは出來ない。

各種の運動は何れも一面鍛錬的意味を有するものである。鍛錬は運動を反復することによつて、困苦に堪へ、平生身體上に一種の困苦に耐ふるの良習慣をつくり、不時の異變に際しても、よく疾病を免れることが出來る。身體の鍛錬は之を消極的に見る時は、寒暑、勞苦、饑渴、睡眠等に對して防禦し、積極的に敢爲の體力を養ふことになるのである。

三、身體の休養

身體及精神の活動によつて生じたる疲勞を恢復せんがためには、休養を要するのである。休養は消失せる活力



を補給するに必要なるものである。されば心身を保健せんがためには、運動と共に休養をとることが大切である。休養のうち心身共にその目的を全うし得られるのは睡眠である。睡眠は完全にして且つ合理的の休養法である。休息は活力の恢復てふことを目的とするものであるから、活動力の恢復といふ目的に合ふ樣に合理的たることをつとめねばならぬ。

## 五　精神生活と道德

人は精神生活を營むことによつて他の動物と區別せられ、宇宙間の現象を理解し、自己の小天地を構成するのである。精神現象はこれを知情意の三狀態に區分せられる。知情意の關係交涉については哲學上にありては種々の見解があるが、今は一般的通解に從つて置く。

一、知的修養の目的と價値

知的修養の目的は、知識を豐富にし、思想を純正明瞭ならしめることである。知的欲望によつて知識を擴め、精神的活力を增大せしめ、以つて知的滿足を求むると共に、知識を應用して社會改良につとめ、人生の幸福を增大せしめねばならぬ。

人の自然性はこれを理性化する必要がある。知識のうちには、實踐とは關係なくそれ自身價値を有するものもあるが、道德上の知識は實踐によつてその價値を發揮するものである。

知識には、常識的知識と專門的知識とがある。人は專門的知識を要すると共に、常識的知識をも必要とする。如何に深遠なる學理に通ずるところがあらうとも、常識的知識を缺く時には、活社會を指導することは出來ない。

世には不學無識の故からして、不知不識の間に罪惡を犯すことが多いのは、道德に關する知識を缺くが故である。人の行爲は自由意志から發することによつて、道德的價値を生ずるものであるから、この行爲に對しては責任を負はねばならぬ。かの時代思想の虜となり、詭激な言動をなすの徒は何れも、徹底的なる知的修養を缺ぐために、確乎たる思想上の信念なく、ために新奇の思想に趨るのである。故に知的修養は道德實踐上極めて有効である。ソクラテスの如きは、知行合一論を唱へ、人の善を行はざるは善に關する知識を缺ぐによるものであるとなし、人の善に關する知識を有するものは必ず善を行ふものであると說いてゐる。勿論これは極論であるが、道德を實行するに際して、道德的知識の必要なることは明らかである。

二、感情修養の目的と價値

感情とは內外の刺戟に對する主觀的反動にして、快・不快及び興奮沈靜等の精神作用である。

感情は主觀に起る快・不快の情にして、身體的慾望や知的作用と結合することによつて、行爲の原因となるものである。感情は盲目的のものであるから、これを理性化する必要がある。感情はそれ自身としては別に罪惡ではないが、これの發動する方向を誤るときには、不道德となるものであるから、よく性質を考究して理性化せねばならぬのである。



(イ) 感應　感覺に伴ふ感情にして、有機感覺に伴ふ感情と、特殊感覺に伴ふ感情とがある。

(ロ) 情緒　簡單感情の結合によつて成れるものにして、稍複雜なる感情である。恐怖、憤怒、愛情、同情、性慾を主とする。情緒は時に激發し、理性の制禦を脫して、常規を失ひ、不測の危難を招致し、國家社會の秩序を亂るが如きおそれがある。情緒の修養は感情道德上特に必要なるものである。

(ハ) 情操　知的情操、美的情操、道德的情操、宗教的情操等がある。

三、意志修養の目的及種類方法

意志とは、一定の目的に向つて發動する心意作用にして、知的修養や情的修養の基礎をなすものである。意志の力强きをもつて勇となし、勇には消極的と積極的とがあり、假勇と眞勇とがある。

(イ) 勇敢　自己の所信決行に際しては、如何なる抵抗にも怯ちざること。

(ロ) 忍耐　困苦缺乏に堪へる精神にして、積極的と消極的とがある。

(ハ) 自制　體慾や情緒の激發を防禦する。

(ニ) 謙遜　自然の情緒を抑へること。

(ホ) 剛毅　困苦に際し、之に耐へて少しもとり亂さざること。

(ヘ) 勤勉　自己の獨立を維持し、苦境を切り開いてゆくこと。

而して意志修養の方法は、

（イ）正道を實踐すること。

（ロ）苦痛困難に逢ともこれに耐へ忍ぶこと。

（ハ）經驗と思考とによつて成功の自信を得しむること。

（ニ）心意轉向をはかること。

## 六　人格的修養の意義及方法

一、人格の意義

人格とは知情意の秩序的統一即ち意識の統一せられたる狀態である。人格は人ごとに異るものであるから、これを客觀的に見るときは個性といふのである。人格の高下とは、知情意の發達と統一との狀態をいふのである。儒教にありては知、仁、勇を天下の道德となし、これを調和統一せる狀態を誠といふのである。誠は行爲の理想を設定し、圓滿なる感情をもつて抱含し、且つ實行する狀態である。

二、人格修養の方法

（一）立志　人は理想を有し、その理想に向つて生くるものである。人生は一回的のものであり、人生には逆轉はない。されば人生は極めて嚴肅であり眞面目でなければならぬ。そこで明確なる理想を樹立し、敢然としてこ



れを行ふところの方案をめぐらさねばならぬ。これを立志といふ。

立志ある者は絕えざる努力をもつて向上の大道を驀進し、立志なき者は價値なき人生を送るのやむなきにいたるものである。而して價値ある人生を送るにはこの人格的立志と共に業務的立志によつて職業的に精進せねばならぬ。

（二）勤勉　人格修養の形式を立志とすれば、その內容をなすものは勤勉である。如何に勤勉すればとて、そのために人を害ふことはない。人は屈托によつてその心身を害ふものである。眞に勤勉なる人は常に心身爽快にして調和あり統一ある發達をなしつゝあるものである。されば高遠雄大なる理想をもつて奮鬪的生活をなすときは眞の人格的修養をなすことが出來るのである。

（三）誠實　自他に對しては誠實でなければならぬ。世には誠實に似て非なる虛禮的辭令をもつて表面を糊塗するものがあるが、その心術は憎みてもあまりあるものである。而して虛僞には儀禮的虛僞、想像的虛僞、必要的虛僞等がある。

（四）愼獨　內心惡念なく、たゞ良心のまゝに行動し、見性なく己れを愼み、自己の道德心の統一をはかることである。

（五）自重　自己の良心を恃み、世人の毀譽褒貶にかゝはらず、敢然と行動することにして、人格成立の基礎として極めて必要である。この自重に似て非なるものに高慢がある。高慢は自己の人格的價値を知らずして、徒に

自己を高く標置し、他人を卑下するもので、自重とは全然似てもつかぬものである。

（六）　廉恥　恥を知りつゝ清淨に身を持することである。我が國民は古來恥の德を重視し、殊に武士は面目にかけても廉恥心を重んじて來たのであるが、近時稍ともすれば廉恥を事ともせざるが如き破廉恥漢として、世の指彈を受けつゝも尙且つ法を免れて恥なしとする徒がある。これはまことに人格なき輩と稱すべきである。

（七）　誘惑　誘惑には倫理的判斷に上らぬ、自然的慾永に基づくものとして、道理を有するものがあるが、そのいづれも人格を破壞墮落せしむるものである。

## 七　經濟と道德との關係

一、經濟的生活と道德

經濟的生活とは、日常生活にあつて、出來るだけ僅かの出費によつて最大の效果を獲んとする生活である。即ち如何にして貨財を得べきか、如何にして貨財を用ふべきかといふことである。

人は所有慾、蒐集慾から外物を求めるものである。衣食住の要求から、書籍、美術品を要求し、それによつて健康の保全、精神修養をなし、そこに社會的國家的生活の意義を發見するものである。この要求するところのものを自由に獲得せんとするところに、目的あり聯絡ある人類的生活を營むことが出來るのである。

貧富の差は經濟的生活を營む資料の差によつて生ずるのである。人は相當の富を有せねばならぬ。殊に現代の



如き生存競爭の激甚にして、生活問題の喧しき時代に於ては、その必要が更に大いなるものである。過分なる財貨は決して人を幸福に導くものではない。奢發心を抑へ、困苦に堪へられず、事業を放拋するなど、その才能を發揮することあたはず、ひいては人格の破滅となり、一家の悲慘事、社會に害惡を及ぼすに至るものである。

世上往々にして所有の觀念を缺き、將來に對して顧慮するところなく、もつて足れりとする東洋流の仙人主義は決して現代生活に處する所以ではない。財貨は個人生活のみならず、社會國家の發展上からも重要なるものである。

二、貨財道德

經濟的生活の消費の德としての儉約は、勤勞によつて收入せる財貨の額に適應して、その心身及地位から起る要求と本務とによつて、適應に處理すると共に、餘財の蓄積をはかることである。財貨はその收入と支出との差額を積んで財產となるのである。財貨は人をして全からしめ、本分を果すに必要なるものである。財產は生活を安定ならしむるもので、罪惡は多く財產に對する慾望の不正當なる手段によつて起るものであるから、財貨と道德との關係は極めて緊密である。

貨財を浪費する者は堅實なる思想を缺き、節約貯蓄の人は不撓不屈忍耐不技の精神あり、克己心の强いものである。たゞ貨財の集積はとかく吝嗇となるおそれあれば、その點については十分誠心せねばならぬ。財產はそれ自身が價値ではなくして、人生の目的を實現する方便としてのみ必要であり、意義がある。吝嗇の反對には奢侈

がある。奢侈は事業に對しては怠り易く、社會風教を害するものなれば、國民精神をして惰弱ならしめ、國家社會の健實なる發達を害ふに至るものである。

財産には有形的財産と無形的財産とがある。有形的財産には、動産と不動産とがある。財貨を消費する方法には、生活を維持するための要求、社會生活をなすについて體面を保つ必要上からと、更に奢侈とがある。奢侈は社會風教を頽廢せしめ、國民精神をして沈滯せしむるものであるから愼しまねばならぬ。

## 八　職業と道德

職業は自治的生活を營むに足る財貨を得る手段である。野蠻時代にありては何等の系統的活動をなすことはない。又、生活的活動も大體似寄つてゐたものである。然るに文化の進むに伴ふて分業になり、各自がその專業によつて生活するやうになつたのである。働らかざるものは食ふべからずといふように、人は直接にか間接にか、その生活を支持するところの物資を得ねばならぬ。そこで職業を精勵し、自營自給の途を講ぜねばならぬのである。

直接的自給とは、自己の働らきによる收入にして、間接的自給とは、有產階級の如きをいふのである。富者にして職なき者は世襲財產の利子によつて生活するのである。彼等はとかく慾望の奴隷となり、風俗道德を紊り、社會に不健全なる思想行動を起さしむる原因にして、社會政策上憂ふべき現象である。



## 九　家族生活の道德的意義

我が國に於ける家とは、一戸のうちに親族が同居し、戸主によつて統一せられたる團體の謂である。家は社會國家の基礎にして、家族生活によつて社會生活一般を知ることが出來るのである。家に於ける家族結合の基礎槪念ともいふべきものは、次の五項である。

（イ）相互扶助の精神である。戸主と戸籍關係を有するものが、戸主によつて統率せられ、利害休戚を同じくし平和幸福の生活を送ることが出來る。

（ロ）家族は社交團體の最小にして基礎をなすものであるから、最も親密なる人々の慰籍場である。

（ハ）家族は經濟生活の單位をなすものである。

（ニ）家は道德的品性の陶冶場として理想的である。愛と敬とを根柢にするものであるから、社會國家に對する道德的基礎を涵養するに相應せるところである。

（ホ）我が國の家族制度は祖先崇拜の觀念から發達せるものであるから、敬神の念を養ふことが出來る。

家に關する現行民法上の解釋は建物を意味するものではなくして、一戸籍內にある團體を意味し、その長を戸主といふのである。

戸主は家族の居所を定め、家族の養子緣組又は婚姻に同意をなす權利をもつてゐる。又、家族を扶養すべき義

務がある。家族たるものはその氏を稱し、戸主の扶養を受け、戸主權に服從すべきものである。戸主の變更はこれを家督相續といひ、この相續者は通例法定指定家督相續人である。これのない時とか、他に特別の事情ある場合には指定家督相續人、選定家督相續人によつて嗣がれるのである。

## 一〇　孝養の意義及方法

一、孝　養

父母は生の根源であり、吾の今日あるは實に父母愛育のたまものにして、行住坐臥一として父母の勞苦ならざるはなく、その恩は海山もたゞならぬものがある。その慈愛たるや至誠であり、純眞であり、無我愛である。されば子たるものは、感謝の念、崇敬從順の情をもつて事へねばならぬ。これ孝養が家族道德中の主德となる所以である。

二、孝養の手段方法

父母の現存するに對しては、衣食住を豐にし、好みをかなへ、その生命を保持增進することをはかるべく、又父母の命をよく守り、父母にして若し不正の言動あらば眞心をもつてこれを諫止すべし、父母をして慰安せしむるためには、時に娛樂を催して心情を樂しましめ、父母と共に喜び且つ憂ふることをもつて事へ、病氣等のこと あらば全力を傾けて醫療をはからねばならぬ。一朝不慮にして父母を失はゞ、その葬儀を鄭重にし、祭祀を營み



生前の如く事へねばならぬ。父母はその子の健否を我が事以上に憂ふるものであるから、まづ自己の身體を健全ならしめ、「身體髮膚父母にうけ、敢て毀損せざるは孝のはじめなり」の實をあげねばまらぬ。

健全なる身體をもつて學問技藝を修め、以て將來の社會生活にたつて十分活動し得るの基礎をつくり、社會に立つて事業に成功するをもつて父母の心を安んずるものである。又、一面自己の道德的品性を修め、名をなし父母をあらはすをもつて子としての最高の孝養とすべきである。

然らば孝養をつくさんとせば實際上の手段如何といふに、

（イ）從順　父母の教訓とか命令といふものは、至誠と純愛の情とから出づるものであるから、子たるものはよろしく親の心をもつてその心となし、以て從順に事へねばならぬ。

（ロ）和氣　父母に事へるには親愛をもつて事となし、和氣愉色婉容にして、決して徒に禮を恭くし、威儀端麗をもつて賓客にでも接するが如くなすは、親密の情を缺き、人情の自然にもどるものである。勿論身分と境遇とに適應したる形式をもつて、親愛の情をつくし、和氣藹々たること春風のそよぐが如からしめ、父母をして爽かなる心情をもつて坐臥し得るように努めねばならぬ。

（ハ）諫止　子は親に從順なるべきも、父母の言行にして、道理に反するが如きことあらば、眞心をもつてこれを諫止せねばならぬ。

（ニ）安慰　常に父母の安慰に心がけ、心配をかけぬやうにつとめねばならぬ。

（ホ）奉養　父母老いなば、輕煖、甘美をもつて安靜平和の生を送るやうにし、喜哀を共にすることに心がけねばならぬ。

（ヘ）父母逝かば、分に應ずる葬儀を營み、哀悼の情をあらはし、よくその祭祀をつくさねばならぬ。

## 一一　我が國に於て孝道の特に重んぜらるゝ理由

我が國に於て孝道の特に重んぜらるゝ樣になつたことは、我が國の社會組織が家族制度なる點に存する。家族制度とは「家」を單位とする社會組織である。卽ち家族のものが相集りて家をなし、家の中に家長を設け、家長が一家を統率するところの制度である。然しこの「家」は有形的な家屋のことでなく、血族團體の總稱である。同血族のものが集つて生活し、家長がこれを統率して行くところに家族制度が成立するのである。

孝道の重んぜらるゝことは、家族制度の特色であり、家族制度のあるところ必ず孝道が尊重せられるのである。我が國はいふまでもなく、支那も家族制度の國であるから、儒教などは大いに孝の德を重んじ、孝經の如きもこれより產出せられたものと思はれる。西洋諸國は現在に於ては個人主義となり、家族制度の社會組織を有せざる故、孝の德は正義、博愛、信義等の諸德に比して割合に輕視せらるゝに至つたのである。然しギリシヤやローマ時代には、家族制度が行はれたから大いに孝の德が尊重せられた。

孝は狹義に解すれば子が親に對する誠心であるが、之を廣義に解したならば、父母にのみ對して行ふべきものでなく、祖先にまで溯ることになる。又、家族制度は祖孫相續の精神の具體化したものである。祖先は子孫の繁榮を希ひ、子孫は祖先の遺業を全うせんとするによりて、此處に一種の系統的の觀念が生じ、家族制度の本義が現れてくるのである。家族制度は祖孫相續の精神上に立脚し、一家族を單位とするものなれば、家族道德の根本ともいふべき孝道の重んぜらるゝは言をまたざることである。

家族制度の存するところ、必ず孝道の尊重せらるゝものであるといへども、我國の家族制度は、他國の家族制度と異り、國家全體が一大家族の體系をなすところの大家族制度である。之を綜合家族制度といふ。我が國の如き綜合家族制度の國に於ては常に忠と孝とが一致するのである。君を忠なるは同時に父母に孝となる。父母に孝をなすことは同時に君に忠となるのである。我が國に於て古來孝を尊重して「孝は百行の本なり」とせられたのは全く此の特殊なる社會組織によるものである。

## 一二　夫婦和合の重んずべき理由

一、夫婦の意義

我が國は家族制度である。家を社會の單位とする。祖孫相續の精神を重んずるものである。故に夫婦は家系を傳へる目的を有してゐる。家の存續が目的で夫婦關係は寧ろ方便となつてゐる。故に孝行、友愛についで夫婦の和を人倫の大本としてゐる。然るに西洋にありては、夫婦關係が目的で家庭は方便である。此の點に於て彼我の

家と夫婦との相關性は反對の立場に置かれてゐるのである。

二、夫婦和合の重んずべき理由

（一）夫婦道　結婚して夫婦となつたならば、睦じく日を送らねばならぬ。夫婦の和は一家繁榮の基礎である。夫婦和合の道は愛と敬と貞操とにある。貞操は女子の生命である。身命に換へても純潔を保たねばならない。愛と敬とは又夫婦和合の要件である。

支那では、男尊女卑の風があるが、男女兩性は人間の本質上同等である。價値に優劣を附けるのは謬見である。男は活動的で頑健であるから外に働らき、女は內に働いてよく內治の功を擧げる。男女別は其の職分の別るところである。

（二）子女の愛育　父母としてその子を愛育することは重大なる任務である。子女を愛育して優れた後繼者を得ることは、家の存續に必要なるのみならず、善良なる人間をつくることによつて、國運を發展せしむる所以となるのである。

## 一三　友愛の重んずべき理由

友愛とは兄弟姉妹が睦じく暮すといふことである。兄弟姉妹は同じ父母から生れ、血族關係の最も深いものである。故に相互に親しみ愛するのは自然の人情である。從つて友愛は孝に次いで最も重んずべき家族的道德である。



る。

兄弟姉妹が相和し、相樂しむのは父母に無上の慰安を與ふるものである。故に間接の孝道である。

友愛の根本は愛敬の二字に歸する。兄姉は弟妹を愛し弟妹は兄姉を敬ふのが、友愛の大本である。親密になれて敬愛を失ひ、私欲に眩んで愛情を忘れる時は、兄弟墻にせめぐの不祥事を生じて唇破れて齒寒しの諺の如くなるのである。

## 一四　僕婢に對する道

僕婢は家族と共に起臥し、その家の用事を辨ずるものであるから、事實上家族の一員なるが如きものである。僕婢の品性趣味等は、家族殊に子女に及ぼすところの大なるものである。僕婢の良不良は一家族內に停止するところなく、近隣親戚にまで及ぶものであるから、之を雇入れるについては、細心の注意を拂はねばならぬ。

今や主從の關係は、精神的から物質的となり、勞働と勞銀との交換となり、何等その間に人格的意義を發見することは不可能となつたのである。僕婢は家貧にして生計の道となすものと、職業見習、行狀見習等のものであるから、主人たるものは愛憐の情をもつてのぞまねばならぬ。

僕婢は子女の僕婢ではなく、主人の僕婢であるから、子女をして僕婢に對するに、主人の如き支配者的態度をもつてのぞましめぬ樣につとめねばならぬ。

我が國にありては、封建的制度の遺風として、僕婢を多數雇入れることをもつて誇りとなすが如きは決して喜ぶべき傾向ではない。今や各人は自己の職務に對し、自分の及ぶ限りをつくし、なるべく他人を煩はすことなく僕婢の如きもなるべく使用せぬがよい。これ近代的社會の傾向として大いに注目すべき事柄である。

## 一五　同情の德とその要件

一、同情の意義

人々は悲喜相分つといふ自然的性情がある。かくの如き性情があつてこそ、はじめて交際にも溫味があり、共同生活が圓滿になるものである。かゝる心を同情心といふ。

二、同情心の本質

同情心は社會道德の基礎をなすものであるから、他人の喜苦に對して直ちに同情し、共に喜苦し得るのは善意的喜苦の情である。他人の悲を共にするといふことは比較的起り易いものであるが、善意的な喜びたる他人の喜を共にするといふことはなか〳〵起りにくいものである。それは人間の有する友情といふものゝあらはれるためであり、そこに人間の弱點がある。人は自己の生活情態をもつて、他人のそれを比較し計量するものである。同情には客觀的標準といふものはないから、自己の主觀的價値をもつて他人の價値をはかり、自己の價値をはかるのに他人の價値をもつてするものである。されば他人が己れに優る時には苦惑を生じ、他人が己れより劣る時に



は快感を覺ゆるものである。

三、同情心の條件

（一）同情心は純眞でなければならぬ。その間に何等か心迎へんとするところがあつたり、爲にするところがあつてはならない。利益のためとか、自分のためといふことによつて同情心を起すのは似而非同情である。

（二）同情心とは公正でなければならぬ。同情心は常に公平と正義を保持して、偏狹なる同情に走らぬようにせねばならぬ。

（三）同情心は單なる感情的となつてはならぬ。平常からよく意志の訓練をはからぬと、純正なる同情をはかることは出來ない。

（四）同情心は愛の心に基づかねばならぬ。同情心は人間愛の心に基づくものであるから最も自然的である。されば同情心をそしり立てるが如きは、眞の同情心といふことは出來ない。

## 一六　仁愛の德を重んずべき理由

仁愛とは好意から出發して、他人の苦難を救ひ、幸福の增進をはかることである。人たるものは、人類同胞を愛すべきものであるといふところに仁愛の基調がある。孔子の仁といひ、釋迦の慈悲といひ、基督の愛といひ何れもその根本は仁愛である。社會をして理想的ならしめんがためには、各員が相互に相愛し、相助けて幸福なる

生活を營むこともつとめねばならぬ。

慈善とは慈愛の實行の主なるものである。慈善は一般に物質の施與をもつて行はるゝものであるが、物質の施與をもつてその目的とするものではなく、施與せられたる者をして、苦難を輕減し、生活をして容易ならしめ希望と勇氣とをもつて己が業務に當らしむることをもつて眼目とするのである。されば慈善的行爲は物質の多寡によつて判定すべきものでなくして、その精神をとり入れねばならぬ。

慈善をなすには、よく本末輕重を考へ、慈善によつて各自の本務を遂行するに支障を來すが如きことなきようにせねばならぬ。又、愛惠者をして獨立心を害ふが如きことなからしむることが肝要である。

慈善を行ふには親疎により宜しきを得ることを忘れてはならぬ。

## 一七　博愛共存の誼の意義及要件

一、愛の意義

共に喜び且つ憂へ、樂しみ且つ悲しむといふ同情の念が本來人間には具はつてゐるが、更に人の幸福平和を圖つてやりたいといふ至情がある。之を愛といふ。

二、眞の愛の要件

愛は必要ではあるが、如何なる愛でもよいかといふに、一途に然りと首肯することは出來ない。眞の愛であるためには注意すべき要件がある。



（一）　愛は人間の本性に基づくものであるから、最も自然的な性情である。されば不純な心からして愛し合ふが如きことがあつてはならぬ。何か不純な成心を挿入するときは、眞の愛となることは出來ない。從つて愛は打算的であつたり、交換條件的であつてはならぬ。口先や言動の表面のみで人の心を引くがごときは愛の冒瀆である。人のために思ふ眞心をもつてすべく、物質によつて愛する者の心を捕へんとするが如きことがあつてはならぬ。

（二）　眞の愛には僅かでも不眞面目な汚れたところがあつてはならぬ。口先や言動の表面のみで人の心を引くが如きは愛の冒瀆である。人のために思ふ眞心をもつてすべく、物質によつて愛する者の心を捕へんとするが如きことがあつてはならぬ。

（三）　愛すべきか、愛すべからざるかを考へてから、愛すべきを愛し、愛すべからざるを去ることをつとめねばならぬ。卽ち眞の愛は理性の判斷によりて公正のものでなければならぬ。

（四）　眞の愛は人の長所を愛する愛であり、人格を愛する愛でなければならぬ。

三、博愛共存の誼

親子、夫婦、兄弟姉妹、朋友から社會一切の人々に對するに、以上の如き眞の愛をもつて接するならば、社會生活は圓滿に國際場裡も眞に道德的となるのである。かゝる愛であつてこそ、一切の共同生活に共存の和氣を與へたものといふべく、これを博愛共存の誼といふのである。

# 一八　正義の重んずべき理由及方法

一、正　義

正義とは、他人の生存と利害とを侵害することなく、他人からわれの生存と利益とを侵害せらるゝことを防ぐ徳にして、仁愛が好意の積極的方面であるに對して、好意の消極的方面が正義である。正義が道徳上に於て重要視せらるゝ所以のものは、その反對なる不正の行爲をなしたるものが、社會から指彈せらるゝことによりて明かである。

二、正義の種類及方法

正義には積極的正義と消極的正義とがある。積極的正義とは思想や言語によりて善をなし正を爲す事であり消極的正義とは思想なり言葉によつて不正をせぬことである。人の生存と利益の基本的なるものは次の如くである。

（一）　生命の尊重

殺傷、墮胎、復讐、決鬪、嬰殺及間接の殺傷たる病毒の傳播等。

（二）　財産の尊重

財産權は物品に對して自由に使用する權利乃至は直接にその物品を指していふので、この權利が確立せざる時は、勤儉の思想もなく、共同生活、社會生活の根抵もなく、遂には人類から一切の慾望をとり去らしむるが如き



ものである。

（三）　自由の尊重

思想、言論、行爲、信教の自由は憲法の保證するところである。自由のあるところに幸福があり、價値がある。されば干渉、壓迫、拘束等は自由の束縛であり、人格的侵害となるのである。

（四）　名譽の尊重

以上は法律によつて保證せられたものであるから、その範圍内に於て權利を主張することが出來る。人格の合理的主張を權利といふのである。

法律の對象とするところは正不正であり、道徳の對象は善不善である。正不正の範圍は、善不善の範圍よりは狹いのである。されば法律の範圍は道徳の範圍よりは狹いのである。そこで法律上の義務は道徳上の本務であるが、道徳上の本務は必ずしも法律上の義務ではない。

法律にはその背景に刑罰がありて、法律の權威を維持するものであるから、その勢力は極めて大なるものであるが、道徳にはかゝるものがないから、その勢力は法律に比する時は、弱少であるが不道徳行爲に對しては良心の叫があり、外面的には輿論があるから、それによりて道徳は維持せられてゆくのである。

# 一九　名譽の重んずべき理由

人がその周圍の個人又は社會から認められるところの價値を名譽といふのである。人は他人の思想、品性、行爲、事業に對しては、その價値を判斷し、種々なる感情を惹起するものである。

名譽は貨財よりも貴く、時には生命よりも貴いものである。古來武士道にあつては、名譽を保つために切腹をもつてした場合がある。孟子に「生亦、我所レ欲也。義亦我所レ欲也。二者不レ可レ得レ兼。舍レ生而取レ義者也」と、名譽は才幹、門地、財產、技藝によつて起るものであるが、道德上の名譽は普遍性を有するものである。名譽の高まるに從つて快感を增し、益〻之を得んことを欲するのである。これを愛名心といふのである。

## 二〇　信義を重んずべき理由

一、信義の意義

信義とは義理を尊び、眞實にして僞りなく、わだかまりなく、かげひなたなく、一途に誠なるをいひ、一旦約束せしことはみだりに之を破らさることである。

二、信義を重んずべき理由

信義は、人が日常生活をなすに必要缺ぐべからさる德にして、國民としても、人類としても普遍な道德である。人にして若しこの道德を逸するならば、遂には如何なる親友も交情を絶ち、世人の組んずるところとなるのである。孔子の如きも五常の中に「朋友在信」となし、又、我が國に於ては信義は武士道の精神として長く鼓吹



せられてゐる。鎌倉、室町時代に於て、特に武士の間に起請といふことが多く行はれた。これは誓約、宣誓に當つて、神佛にかけて保障することで、一面から見れば、信義の重んぜられた反映である。

維新以來軍人の規範たる五箇條の中にも「一、軍人は信義を重んずべし」とあり、軍人精神の訓練上大いに重視せられてゐる次第である。かくの如く信義の重んぜられしは、人間日常生活上大切なる所以である。

## 二一　責任觀念の意義及養成

一、責任の意義

責任とは、如何なることであらうか、人間の心に起る慾望は限りなく、正邪善惡其他色〻の性質のものがある。それ等の中から或るものを選び出して行に表はす、これを意志に於ける選擇の自由といふ。吾人にはこの選擇の自由がある。而して行爲の結果をすべて自分に引受けることを責任といふのである。

二、責任觀念の養成

責任感なきところには社會は成立しない。若し汽車や電車の從業員にして責任感を缺ぐときは、人は安心して車に乘ることは出來ない。又、學校の教師に責任感がないならば、大切なる子供の教養を任せることは出來ない。其の他一般の仕事に於て然りである。故に責任感は社會成立上かくべからざるものである。如何なる仕事に從事するにも眞面目にその責任を果す心掛がなくてはならぬ。而して自分の行爲の結果に對しては、善であれ惡

であれ悉く自分で其の責任を負はねばならぬ。然し世間には結果が善ければ自分の手柄として誇り、結果の思はしくない場合には知らぬ振をし、甚だしい者は人に責任を負はせることすらある。然らばこの責任をどこまでも自分で負ふやうにするには如何にすべきか、それは或る行爲をする前に仕事のすべてを其の當事者の自由意志に任せることである。即ち充分自由を與へることである。自由の在るところに責任は生ずるからである。

## 二二　恭儉の重んずべき理由

恭儉とは、恭敬と儉約との二つの德を合したものである。恭敬は謙讓又は謙遜ともいひ、我が身をつゝましやかにして、人にへり下りて驕り高ぶらぬことである。己れの身に優れたるところがあつても、內に包みかくしてわざとへり下り少しも高ぶらぬことは、却つて奥床しく人品も高尙に見ゆるものである。才智、容貌、服裝、財産等を自慢し、人を目下に見るばかり人の感情を害し、己れの品位を傷くるものはない。內に存在する恭敬の心が外に現はれて禮儀、作法となるのである。禮儀作法は社會の秩序を保ち、交際を圓滿にし得るものである。禮儀作法を缺くときは、野卑なる人物として世の譏りを受くるにいたるものである。

儉約は節儉ともいひ、無益の費用を省くことである。濫費は其の身を滅ぼし、國家の爲めにも、一家の爲にも、一身のためにも、濫費を節して不時の用にそなへなければならぬ。蓄財は不時財用に必要なるばかりでなく、各個人の生活を安固にし、獨立を完全ならしむるものである。然し儉約は妄りに財を吝むことではない。妄に財を吝みて有用のことに費さざるは、吝嗇と云ひて賤しむべきことである。されば儉約を重んずると同時に吝嗇は排すべきである。

恭と儉とは、一身を持する上に、又處世上最も大切なる德である。恭儉の德なき人は、他に如何なる長所ありとも、優雅にして圓滿なる人たることは出來ない。



## 二三　國體と政體

國體とは國家組織の體裁をいふ。個人に人柄のある如く、國家には國柄がある。この國柄を國體といふのである。國體は主權の所在により定まるものにして、その內容はその國の歷史によつて規定せられるのである。アリストテレスは國體を三分してゐる。主權が一人にあるときはこれを君主國といひ、主權者が數人あるときには貴族國體といひ、人々ことごとくが主權を有するときには民主國體といふのである。

今日の學者は國體を二分別して君主國體と民主國體とする。

君主國體とは、君主が主權を掌握するものにして、共和國體とは人民の一部又は全體が主權を掌握することである。

我が國は自然的に構成せられたる皇室本位の國家である。されば天皇の大權は文字通りの大權である。大權の發動は絕對無上であるから、これを大權獨立といふのである。それは我が皇統が萬世一系であることであり、皇

運の天壌無窮であることによるものである。

政體は主權行使の形式である。國體は一國の主權が何人の手にあるかといふことによつて決定せられるものであるが、政體は主權者が一國を統治する形式にして、主權者一人に關することである。されば國體はこれを容易に變更することは出來ないが、政體は時勢の進運に伴ふて變更せらるべきものである。

政體はこれを分ちて專制政體と立憲政體とする。專制政體とは、國民には參政權なく、主權者の思ふまゝに行ふ政治である。然るに立憲政體にありては、憲法をもつて立法、司法、行政の三權を分立せしめ、國民の選擧による議會と、獨立の裁判所を設けて、政治を行ふのである。

我が國體は君主國體にして、その政體は立憲政體であるから、これを立憲君主國といふのである。

## 二四　皇位及皇室

國家とは、一定の土地を占有し、獨立の主權によつて統治せられたる人民の團體である。されば國家は土地・人民・主權の三要素から成立するもので、そのうち何れの要素を他にしても國家は成立しないのである。

我が國の主權は、建國以來嚴然として皇位に存し、絶對永久に渝ることはないのである。天祖天照大神が天孫瓊々杵尊をこの國に降し給ふにあたり、三種の神器を授け、且つ勅して宣く、「豐葦原萬五百秋之瑞穗の國は、これ吾子孫の王たるべきの地なり、爾皇孫ゆいて治めよ、行け、寶祚の隆えまさんこと、まさに天壤とともに窮りなかるべし」と。我が國の主權は常に皇位に存し、帝國憲法第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とある。



我が國にあつては、皇室と國家とは一にして二ならぬものであるから、皇室をはなれて我が國なく、實に皇室と國家とは一體不二である。されば皇運の盛んにましますことは、國運の盛んなる所以であるから、皇室と國家とは永久に利害休戚を共にするのである。

我が國は皇室を中心として發展せる一大家族國家であるから、天皇は臣民の君主であると同時に、大日本帝國てふ一大家族の家長におはしますのである。

天皇は榮譽の源泉にして、爵位、勳章、褒賞その他すべての榮典は、これ皆皇室の御優遇の御趣旨によるものであるから、これら榮典を有する者に對しては相當の敬意を表さねばならぬ。

## 二五　國民の公務

國家統治機關の事務を總稱して公務といふのである。立法とは法律を制定する權能にして、これが機關を帝國議會といふ。行政とは主權を行使し法律を實施する行爲にして、其の機關には官廳と自治體とがある。司法とは法律命令を實際に適用するものにして、その機關は裁判所である。

公務とは帝國議會、官廳及自治體、裁判所の事務であるから、これにたづさはるものは特殊の責任を有し、妄

りにその職務を變更することなく、又、みだりに拋擲することを許さないのである。

議員は君主の統治に協賛を與へるものと、自治體の機關に關與するものとを問はず、國民に代つて國家の統治機關の一部を分擔するものであるから、その責任たるや實に大なるものがある。殊に議員たるものは自己の地位を自覺し、思想言論の獨立を重んじ、公正なる判斷をもつてその責任を遂行すべく、廉恥心をもつて自己の信念に忠でなければならぬ。

官吏には勅任官、奏任官、判任官がある。勅任官は君主の親裁の下に任ぜられ、奏任官は委任によつて任ぜられる。勅任官中特に親任の形式をもつて任ぜられるものを親任官といふ。すべて官吏の任命は天皇の大權によるものである。官吏は國家の官吏であると同時に天皇の官吏である。官吏服務規則第一條に「凡ソ官吏ハ天皇陛下及ヒ天皇陛下ノ政府ニ對シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ從ヒ各々其職務ヲ盡スヘシ」とある。

自治體たる市町村の市町村長、助役、收入役を公吏といふ。公吏は市町村民から選擧せられて、自治體の事務に關與すると同時に、國家統治の行施の任に當るものである。

公務を掌るものは、各自その職責を自覺し、以て忠君愛國の誠をもつてその職務を遂行せねばならぬ。

## 二六　輿　論

### 一、輿論の意義



吾人の思想や行爲が、意識的或は無意識的に受ける影響や變化は甚だ大なるものがある。父母師長の敎訓、朋友先輩の意見、國家の法律、學者の所說などは、最も明瞭に意識されて吾人を動す力である。地方の風俗や時代の習慣、更に學生にとつては校風といやうなものは、甚だ漠然たるうちに於て、かなり力強く吾人に影響してゐるのである。文化の進歩と共に、個人と社會との關係が段々密接となるに隨ひ、個人の意見も社會に影響を及ぼすと同時に、吾人の一擧一動も多かれ少かれ社會の勢力に動かされてゐるのである。

個人には體が在つて自意識があり、それから思想や動作を發する。然るに社會は形に現れた體を有しない。多數の人の集合團體が社會の體である。その社會を組織して居る人々の心の中に、大抵時を同じうして現はれ、その思想や動作を規定し支配する力がある。それが社會の自意識である。それから色々な意見や判斷が出る。これを輿論といふ。

### 二、輿論に對する心得

輿論は社會の自意識から發達したものであるが、實際に於ては社會を組織して居る個人の心を通して現れるものであるから、輿論を作るには、まづ個人の意識がなるべく多く發表せられることが必要である。

互に自由に論じ、批評し、是非や優劣を比較し得るやうになれば、その間に多數の考の行違が分るであらうが、自由に意見を發表する前に、まづ正しく考へる。何事についても冷靜に、眞劍に且つ周到に考慮して、それから徐々に判斷せねばならぬ。自ら守るところがなく、自ら考へることをせず、たゞ雷同附和することは、蚤き

輿論の敵である。一家には一家の風があり、一鄕には一鄕の風があるやうに、學校には校風があり、國家には國風がある。之が輿論の本源をなすのである。學校の歷史と共に作り上げられた校風が健全であれば、新らしく入學した者は、自らその風に化せられ、學校全體に健全な輿論が出來て、學校生活のすべてに亙つて制裁となり標準となる。國家や社會に於ても同じであつて、健全なる輿論が國家社會の生命である。この生命たる輿論は國家の政治、社會の風敎等にも大なる影響を及ぼすものである。又、輿論は社會のうちの、個人の思想や行爲にも影響すると共に、先見ある指導者によつて、つくられ進められて行くのである。輿論にはまづ先覺者や豫言者を用ひは不可能である。これ個人の發展に於ても國家の發達に關しても、その時代の代辨者となり、更にその時代の向ふところを誤らぬ樣にする。社會の大方が趨くところを察して、その資料を遠く外國に求めねばならぬ。こゝに於てか國交の必要が生ずるのである。平時にあつては通商貿易によつて、相互に物資の交易をなし、これによる案內者となる人を要する。かくして社會は進歩し、輿論は發達し、國家社會及び個人の安寧幸福は相俟つて得つて各國の殖產興業は益々盛んになり、國富の增大となるのであるから、通商貿易にたずさはる人々は信實をもられるのである。

## 二七　國　交

國家は政治、土地、歷史、風習等によつて國民の行動を制約し、物質的精神的資產の一切を備へるといふことは不可能である。これ個人の發展に於ても國家の發達に關しても、その資料を遠く外國に求めねばならぬ。こゝに於てか國交の必要が生ずるのである。平時にあつては通商貿易によつて、相互に物資の交易をなし、これによつて各國の殖產興業は益々盛んになり、國富の增大となるのであるから、通商貿易にたずさはる人々は信實をもつてこの事に當らねばならぬ。

國民にして海外に在るものは、日本國民を代表することとなるのであるから、その思想行動に對しては十分に留意して、日本國民としての品格を傷つくるが如きことなきようにつとめ、細大となく國家の發展を念とし、日本帝國の體面を保持することにつとめねばならぬ。又、我が國に在る諸外國人や來遊する人々に對しては、大いに好遇して日本帝國に對する好感をもたしめることをつとめねばならぬ。我が國民は鎖國的島國的根性を有し、排外思想を抱き、外國人に對しては一種特殊の態度をもつことは、國交上面白からぬことである。國民たるものは一般に外國人に對するに信實をもつて當らねばならぬ。

殊に最近は、國際聯盟の出現によつて、國家相互の確執を防ぎ、人類の共存共榮を計らんとするに至つたことは喜ぶべきことである。日本國民たる者は愈々以て國家の國際的地位を自覺し、國家の健全なる發達につとめねばならぬ。

## 二八　人　生　觀

一、人生觀の意義

人生觀とは何ぞ、抑々人生の本義は何か、人生には何等かの意義と價値とがあらうか、かゝる疑問は何人にも必ず起るべきものである。これらの疑問に說明をあたへるのが人生觀である。理想主義の人主觀によれば、人生

には意義があり價値がある。それ故に我等は人生をして意義あらしめ、價値あらしめねばならぬ。又、無理想主義によれば、人生といふものは無意義であり、無價値である。されば人生を樂しく暮せばそれでよい。決して努力奮鬪の必要はない。

二、人生觀の種類

(一) 厭世觀　人生とは悲みに充ちたものである。生活は人が思ふまゝになるものでなく、歡樂も又凋落の淋しさとなる。諸業は無常である。會者定離である。人生は苦悶と憂愁とである。苦痛の負擔に惱むのが人生である。されば毫も進歩改善するところはなく、生存の價値はない。

(二) 樂天觀　人生は快樂であり、平和である、幸福である。世に害惡苦痛の存するのは決して惡意ではなく、人間をして怠惰放縱に流るゝを誡しむるものである。されば苦痛、妨碍、害惡等に對して人は滿足と感謝とをさゝぐべきである。

(三) 改善說　人生は幸福快樂のみでもなければ、苦痛害惡のみではない。社會が進歩改善されて來たことは、事實の證明するところである。

此の世には、苦痛、碍妨もあるが、努力によつて或程度までそれを除くことが出來、又、社會を改善し、善の實現をなし得るものである。



# 後編　教育大意

## 第一章　教育及び教育學の本質

### 一　教育の意義

教育は人類が此の世の中に現れてその子孫を愛護する時に起つたものである。人類にしてその子孫を愛護し、これに生活の道を教ふることなかりせば、人類は遂に絶滅し人類の繁榮を見ることは出來ない。されば教育は人類本然の性能に基因するものであると見ることが出來る。

ヘルバルト派のチラーは、教育の經濟的意義を定義して、教育とは個々の人の最幼時に於て其の上に加へられたる故意的具案的影響であつて、之により其の人に於て一定のかつ滯留する心的狀態を育成しようとするものを指すのである、と論じてゐる。この定義は經驗的意義として十分の價値を有するものである。が尙より廣汎にして規定的なる意義を確立せんとするに當つては、不足を覺えざるを得ないのである。

教育とは被教育者の生長發達を助成する作用である。といふ廣義の意義に對しては何人も疑念を挿入する餘地はないが、教育學の對象となる教育は、單に被教育者の生長發達を助成する作用といふのみでは、漠然として摑

みどころがない。そこで教育學の對象となる教育は教育活動のうち、最も組織的統一的であるところの學校教育を主要對象としてゐるのが現在の狀態である。そこで學校教育を對象として教育を論ずることは少しく狹義に失する觀がないでもないが、今は一般的見解に從つて狹義の教育を中心として論を進めてゆくこととする。勿論狹義の教育は、教育の本質・根本・精髓を論究するものであるから、廣義の教育は狹義の教育の延長擴充といふ意味に解する時、教育活動は統一的となり、教育研究は組織的統一的となるのである。

一、廣義の教育とは、人間の諸性能の發達を助成する一切の人爲的努力をいふ。尙一層廣く考へて、人類のみならず、自然界の影響をも含めて、人間の諸性能の發達助成に與る一切のものを稱することもある。

二、狹義の教育とは、廣義の教育の中で、次の諸條件に合致するものを狹義の教育といふのである。

(一) 比較的成熟せる者（教育者）が、未成熟者に及ぼす指導作用であること。

(二) 一定の目的理想（陶冶理想）を有すること。

(三) 有意的・成案的にして相當期間繼續的であること。

三、教育の本質は、人間の身心兩方面に亘る諸性能を發達助長せしむる活動である。

四、教育の行はれる場所

(一) 家庭

(二) 學校



(三) 社會

## 二 教育の必要

教育の必要であることは、何人もこれを常識的に納得してゐるし、古來幾百年間、教育事業は綿々として存續し、益々努力されつゝある事實からして、教育が如何に必要であるかは極めて明かである。

一、個人から見た教育の必要

(一) 獨立して社會生活をなし得るために、人は生れながらにしては、心身共に甚だ薄弱で、到底獨立的生存に堪へない。故に家庭に於ける教育が必要であり、更に社會に出づる爲には、一個人として生計を立つる上から云つても、社會人として活動して行く爲にも、文化社會生活に適應し得るだけの、發達した心身を有たなければならない。卽ち教育の必要なる所以である。

(二) 自己發展のために、何人も單に獨立的生活をなし得るだけでは滿足せず、更によりよき生活を希望するところであらう。それには十分に自己を伸張し、社會活動に必要なる基礎的教養を受けねばならぬ。

二、社會から見た教育の必要

(一) 文明社會生活の存續の上から、人類の社會生活は、永い間の人類の經驗によつて文化が集積され、社會は進歩して人類の幸福を增進して來た。而してこの社會的所有財産たる文化を後代に傳へる爲には、教育によつて

これを次代の人類に傳達しなければならない。

(二) 社會生活の進歩の上から、現代の文化社會は、このまゝ停滯してはならない。更に文化を進化向上せしめて人類を幸福にしなければならない。その目的を達するためには、現代の文化をより向上せしめ得る次代の人間を教育するより他に道はない。

(三) 國運進展の上から、國家も一つの社會であるから、一般的に社會の概念の中に包含さるべきものであるが國家が互に併立し、激しい國際競爭をやつてゐる現狀に顧みて、特に抜き出して論ずるのである。即ちこの激烈なる國際競爭の中にあつて、よく獨立の面目を維持し、國運をして益々隆々たらしむるには、一に健全なる國民の養成をはからねばならない。而してそれはたゞ教育によつてのみ得られるのである。

## 三 教育の効果

### 一、教育の可能

教育の可能であることは、古今東西を通じて教育事業が行はれた結果、次第に人類社會の進歩發達を來した事實を見ても明瞭である。殊に近來低能兒及び不具者の教育が長足の進歩をなし、今まで全く文化社會の恩惠の外にあつた低能兒が、多少社會生活に堪へ得るやうになり、又、不具者と雖も進んだ文化生活に參與することが出來るやうになつた事實は、益々教育の効果の偉大であることを證明するものである。



### 二、教育否定說

この自明とまで見ゆる教育の効果を疑ふ者がある。殊にそれが西洋の學者に多い。

(一) 人間には宿命といふものがあつて、出生と共に各人の發達の運命は決定してゐる。故に教育を施すことは無駄である。

(二) 人間の發達は必然の法則に支配されてゐるからいくら人間が努力しても、その法則に打ち勝つことは出來ない。從つて教育は無効である。

(三) 遺傳說　人間の特性は遺傳によつて決定されてゐる。それを教育の力で左右することは到底出來ないといふ意見が、近時に至つて起つて來た。これは科學的根據に立つ主張であつて、有力な反對說である。

(四) 德育不可能論　知育や體育の効果は理論に於ても實際に於てもその可能を認めるが、人間の德性は教育の力によつて左右することは出來ないと主張する。獨逸のショペンハウエルの意見がそれである。尤も德育の困難であることは認めるが、德性の教育の可能であることは、心理學上からも說明出來ることであり、又、現今に於ける不良兒や犯罪人の感化事業が相當に成績を擧げてゐる事實から見ても、全く之を否定することは出來ない。

## 四 教育の限界

教育の可能であることは事實上何人も疑ふことの出來ないことであるが、其の効果は決して萬能ではない。敎

育者の及ぼす教育力は、多くの方面から制限を受けてゐるのである。即ち世に絶對完全の人間が一人としてなく又、同一の教育を受けながら尚且つ同じ結果を齎らさない點から見ても、そこに何等かの制限が存在せねばならぬのである。

一、内的制限——被教育者自身の固有なる原因による制限

(一) 生理的及心理的法則　人間の身體は生理的法則に、又精神は心理的法則に拘束せられてゐる。教育は之等の法則の示す方向に於てのみ、其の力を延すことが出來、其の法則の許す範圍に於てのみ發達せしめることが出來るものである。

(二) 年齢　年齢の差は心身の發達の程度を決定し、從つて教育可能の度を異にするものである。

(三) 男女の性別　男女の性別によるところの生理的心理的制限を超越することは出來ないのである。

(四) 天賦の素質即ち遺傳　各個人によつて生れ出づる時、其の父母から受けた心身上の特質は、生後の境遇經驗及び教育の力によつて、種々の變化を生ずるものではあるが、心身の發達上極めて大なる關係を有するものである。教育の制限者として有力なるものである。

(五) 個性　個性は遺傳的原因が主となり、生後の經驗によつて多少の變形を受けたものであるが、これまた教育力を制限する大なる力を有するものである。

(六) 身心の狀態　以上の外一時的に起る心身上の異狀も、天賦及び個性と同樣に教育力を左右するものであ



る。即ち疾病、氣分、女子の月經等である。

二　外的制限——環境又は境遇の教育に及ぼす影響

(一) 天然の環境　吾人を圍繞する自然界即ち其の土地の位置、地勢、風土、食物等の影響は實に大なるものである。人類社會の發達進化に大關係があるのみならず、個人の心身に對してもそれの及ぼす影響感化は大にして古來廣義の教育力の中に含ましめて考へられたものである。佛のルソーはこの自然の感化を力說した。今その主なるものを擧げて見ると、

天然の地勢が住民の氣質に及ぼす影響は極めて大きく、高山峻岳の地に住するものは自ら豪氣勇壯の氣を帶び深山幽谷に住するものは沈着脫俗の風を備へ、平原に住するものは氣宇豁大にして態度磊落の長所がある。山水秀麗、風光明媚の地に住む人は想像力や美術思想が發達し、大陸に住するものには大陸的の氣風があり、島國には島國的の根性がある。次に風土に就いて見るに、北方の陰鬱の地、荒蕪磽确の地に生活するものには沈鬱持重の態度と剛健勇敢の氣があり、南方天氣晴朗の地、豐饒膏腴の地には、快活平和な心情の持主が多い。其他溫帶寒帶、熱帶の住民の比較、交通の便を比較して見るならば、自然の影響の如何に大なるものであるかを知ることが出來る。

(二) 家庭　人は家庭に生れ、家庭に於て養育される。從つて其の影響の大なることはいふまでもなく、特にその主なるものをあぐれば、

（イ）家庭の生活狀態、貧富の程度、衣食住其他の狀態。
（ロ）家庭の人物、卽ち被敎育者と共に生活する人々の人物、敎養、宗敎、職業、敎育程度及家風等。
（ハ）家庭に於ける特別の事情、卽ち孤兒とか、繼子とか、其他特別なる薄命逆境等。
（三）學校　學校の制度、學校の良否、敎師等は直ちに被敎育者に影響する。
（四）社會　家庭も學校も一種の社會と考へることが出來るが、兩者は特別に被敎育者と密接な關係にあるから特に取り離して擧げたのであるが、被敎育者は家庭及學校に於て生活する外、常に社會に接觸してゐるから、社會の影響感化を受けることが多く、社會が善良である場合は敎育に有利の影響を與へ、不良なる時は敎育の効果を甚だしく破壞するものである。
（イ）交友の感化　良友の感化は時に敎育力以上に出で、惡友の感化は敎育の根抵を全く破壞するものである。
（ロ）社會の風俗、習慣、風紀、輿論、宗敎等。
（ハ）社會の制度及び機關。
（ニ）時代精神　時代は人を作るといひ、一時代の傾向は無意識的に思想及行爲上に大なる影響を及ぼすものである。
（ホ）社會の偶發事件　戰爭其他外交上の大問題、經濟界の好況或は恐慌、政治或は道德上の事件並に夫に對する輿論其の他各般の偶發事件は、社會の人心に大なる影響を與へ、ひいては被敎育者の思想に大なる感化を及ぼすものである。



## 五　遺傳と敎育との關係

一、遺傳

遺傳とは、祖先の心身上の特質が子孫に傳はることである。而して遺傳中には父母の特質が現れるものであるが、或る場合には父の特質が多く現れることもあり、又、母の特質が多く現れることもあつて、其の混和の程度に甚だしい差異がある。更に場合によつては父母に現はれなかつた、幾代か前の祖先の特質が、代を隔てて現れることもある。

遺傳の學理的說明は、諸說一定するところがないが、遺傳の事實は歷然としてゐるので、毛髮、皮膚、面相その他、外形から體質は固より、心性に於ても知能、氣質、情性等に著しく現はれ、又、病氣、狂、犯罪傾向、不具、低能等の特殊の遺傳もある。

二、遺傳と敎育との關係

遺傳の事實を重く見て、敎育の價値を疑ふ者もあるが、しかし遺傳といつても特殊の知識技能、若しくは病氣そのもの犯罪性そのものを直接に遺傳するものではなく、一定の性向卽ち將來かくなり得べき素質の遺傳であつて、その素質は生後內外の刺戟の如何によつて、その素質を實現して知識技能ともなり品性ともなり、又病氣やすものである。

犯罪等ともなるのである。故に人はその教育・境遇・其の他生活狀態を左右することによつて、その素質の實現の狀態を左右することが出來るわけである。即ち之によつて廣義に於ける教育或は狹義に於ける教育は可能であり同時に大切であることが首肯せられるであらう。何れにしても遺傳は教育の大なる制限となるものであるから、常に遺傳に注意して教育することが大切である。

## 六　環境の教育に及ぼす影響

一、環境の意義

環境とは個體を圍んだ凡てのものをいふ。即ち自然、家庭、學校、社會等である。

(一)　自然　山、川、海、氣候、風土等の自然物、自然現象は、個體の身心に如何なる影響を及ぼすものであるかといふに、住所の異るに從つて、其の心身の變異のあることである。山の人と海の人、大陸の人と島國の人、都會の人と田舍の人、暑い國の人と寒い國の人とを比較する時には、その差異を直覺することが出來る。

(二)　家庭　父母、兄弟姉妹、貧富、職業も個體に大なる影響を及ぼすものである。父母の不和から心情の圓滿を缺き、繼母にかゝる子供の不良なる氣質、又、子供が如何に能力を持つて居つても、資力の許さぬために充分なる教育をなすことの出來ない場合がある。

(三)　學校　學校が個體に及ぼす影響の大なることは再言するまでもない。



(四)　社會　個體は社會に生存して居るものであるから、社會を他にして個體の存立なく、個體なくして社會の在り得るはずがない。故に社會と個人との關係は實に大なるものであり、離すべからざるものである。

社會は主として、個體の心身に影響するものであり、文化の程度、風俗、習慣、宗教等これである。而して之等は固定的のものでなくして常に變化するものである。

二、環境の教育に及ぼす影響

環境が如何にして教育に効果を及すかといふ說については、過去の教育思想家の見解は、大體に於に萬能と無効說と折衷說とに分つことが出來る。

然し前二者は極端なる意見にして何れも當を失してゐる。環境は教育の効果を促進すると同時に阻止するものである。個體は不知不識の間に環境からの影響を受けて居るものであるから、教育者は常に環境に留意して、環境をして教育的に變化することにつとめねばならぬ。

## 七　教育の時期

一、教育の始期

教育は如何なる時期から始むべきかといふに、古來なかゝ〳〵意見が多いのである。教育を廣義に解すれば、出生の時既に始まるべきであるが、或る者は出生前に始まらねばならぬとし、狹義に教育を解する場合についても

教育の始期は一定してゐない。

二、生前説

之は教育の始期を出生前にまで溯らせようとする意見で、その中に二つの見解がある。一つは結婚吟味説ともいふべきもので、兒童の心身上の根本的資質は父母より遺傳されるのであるから、結婚の際に既に次代を考へて吟味選擇し、親たるべからざる心身上の缺陷を有する者の結婚を否定し優秀なる子供を生産せんとする爲には、優秀なる男女を結婚せしめよと説くのである。古くはプラトン、アリストテレス等が之を主張し、現代に於ては優生學上の意見が然るのである。殊にエレンケイの如きは其の著「廿世紀は兒童の世紀」の冒頭に於て、子供は父母を選ぶべき權利ありとし、結婚吟味の必要を力説してゐる。又、サンガー夫人等によつて力説せらるゝ産兒制限論の如きも、多産は子供の身心を薄弱ならしめ、生後に於て十分に榮養の出來ない處があるから、多産を制限せねばならぬと主張し、又、心身薄弱なる父母が子を有つは不道徳であるから、産兒を制限せよと力説する點に於ては、消極的な生前教育説を考へられないことはない。次に胎教といふのがある。胎教は母の胎内にある時、その身心上の影響を受けるものであるから、既にその時に於て教育は有意的に始められねばならぬと主張するものである。胎教は古來東洋に於て重んぜられてゐる。

三、生後説

生後説にも出生と同時に始まるべしと主張するものと、一定の時期を經過して後に始むべしとするものとがある。

教育が人間の身心兩方面の諸性能を發達助長させる働である以上、少くとも教育は生後直に始められねばならぬ。出生の初期に於ては只之を保護し哺乳するに止まるから教育するといふよりは、寧ろ養育といふ方が適切である。幼兒が次第に成長して來れば、漸次家庭の人々によつて、心身兩方面に對する發達助長の作用が始められるのである。然し如何なる時から始められるかについての、具體的定説はない。

## 八　教育學の性質

教育の理論的研究は如何なる性質の科學であるか、教育の理論的研究は、存つたもの、現存するものの分解的考察のみではなく、如何にあるべきかを究め、その實現理法を明にせんとするものである。されば教育學は目的學であると共に方法的學である。かゝる科學を規範的科學といふ。教育學はあるべきこと、あらねばならぬことを取扱ふを以つて目的の實現に關係する點に於て説明科學と異るものである。説明科學にも目的があるが、それは研究の目的で、研究すべき目的ではない。かくあらねばならぬといふのは、自然の法則上の必然にして、人爲的規定理想によるものではない。然るに教育學には研究すべき目的があり、理想による規定がある。

理想上の決定も事實の説明を必要とするものである。あらねばならぬ規範内容は事實の經驗説明に俟たねばならない。正確なる言明の基礎をかく規範は科學としての價値はない。之等を研究する特別の科學はあるものゝ教

育學に於て研究せねばならぬ。實驗教育學の提唱はかゝる規範内容の説明をなさんとするものである。

教育學は概念的科學、規範的科學であつた。教育學は教育教授の實地的指導者たる性質のものであつた。然るに從來の教育學は經驗的基礎が缺乏してゐた。

教育學は一般科學の班に列することを得るか、教育研究は今古東西を通じて普遍的眞理を定立し得るか、又、科學となるには如何なる條件を要するか、科學上の眞理は次第に修正せられつゝ發展するものには相異ないが、一旦眞理とされた以上それが不當であるといふ論據の發見せらるゝまでは眞理でなければならぬ。之は精密科學に於て認める所である。然るに教育學は一般的でない。その目的についても歴史的に制約せられるのである。方法的理論についても、人の身心上の事實が大體に於て一致してゐる以上は、之に基く理論が目的に關するものより廣い性質を有することは明らかであるが、一般的妥當性の存在を認めることは出來ない。人々が大體に於て一致してゐる點を見て、方法上の理論を立てゝゐるのであるが、之にはかなりの例外のあることを忘れてはならぬ。

教育學は教育の理論と實際とを研究する科學である。教育は一定の理想に基づいて完成すべきものであるが、理論に基づいて完成を期せんがためには、理論を研究せねばならぬ。この研究は實に教育學獨自の研究にして他のいづれの學問をもつても之に代ることの出來ないものである。又、教育の事實を研究することも教育學獨自の任務にして、他の如何なる學問をもつても之に代ることの出來ないものである。かくの如く固有の領域と特殊の任務とを有する教育學は一個の獨立せる科學である。



科學をその目的から分類する時は純正科學と應用科學となる。純正科學は純理の認識をもつて目的とするものであり、應用科學は生活の實際に役立てんとするものである。教育學は教育の理論を認識せんとすることからして純正學であり、同時に人生を發達せしむる道を明らかにし、生活の實際に役立てんとするものである點に於ては應用科學である。又、科學を自然科學と精神科學とに分つ時は教育學は精神科學である。自然科學と文化科學とに分類するならば教育學は文化科學である。

科學を性質上から分類すれば、規範科學と記載科學とに分つ。規範科學は規範を論定する科學にして、記載科學は事實を蒐集し記載する科學である。教育學は規範を論定するものであるから、規範科學に屬し、一面教育の事實を記載し且つ説明するところから記載科學に屬するのである。

教育學は純正科學と應用科學との兩面を有し、規範科學と記載科學との二部に屬する科學である。

## 九　教育の理論と實際

教育の事實は遠く人類の發生の當初よりあつたものである。その子孫を愛護するといふ精神のあらはれとして存在したものである。而して教育の理論は遙かに後になつてはじめられたものであるがこの二者は互に因となり果となり合つて、その發達につとむべきもので、別個の世界にあるものではない。

教育の理論は、實際教育を指導すべき原理として生れ、又存在してゐるものである。教育の實際は人類生活の

始めから存在してゐたものであるが、それはたゞ親達のよき所を子供が模倣するといふ程度の極めて幼稚な原始的なものであつたから、人類社會が漸次發達し、文化は進歩し、生活は複雜となつて來てからは、この原始的な教育では到底次代の人類に社會生活を完全に遂行し得るだけの能力を與へることが困難となつて來た。そこで次第に此の原始的な教育に反省と考慮とを加へて、如何に教育をすべきか、如何なる方法によつて教育すべきかを案出したのである。之が教育の理論である。其の後は教育の理論の示すところによつて實際教育は行はれたが、人類生活のたゆみなき發展は、何時までも教育理論をして昔のまゝであることを許さず、研究と考慮とが重ねられて、教育理論も漸次發達し、從つて教育の實際もそれにつれて進歩して來たのである。故に、以上によりて考へれば教育の理論は教育の實際を改善し、進歩せしむるために生れ出たものであり、同時に人類生活の要求に應じて發達したものであることは明らかである。

然るに近世に及んで學術の急速なる進歩と、思想界の著るしい發展とによつて、教育の理論は卑近なる教育の實際についてよりも、單に理論としてのみ研究されて來るようになつて、理論と實際との隔りが、かなり大きいものとなつて來た。

此に於て、世には往々にして此の兩者の關係を誤つて考へるものが出て來たのである。卽ち理論家は實際教育を離れて空漠なる理論を進め、實際家は教育の理論を空理と斷じて、之に依らうとしない風がある。之は何れも甚だしい謬見である。教育の理論は教育に立脚して研究され、實際教育の眞實の指導原理であつてはじめて存在の意義があるのである。又、實際教育家は古今東西の教育の事實の研究と、理論の研究との集積されたものであるところの教育理論に從つて、實際の教育に當つてはじめて自己の教育事業をあやまりなく、然も有力に遂行し得ることが出來るのである。

# 第二章　教育目的論

## 一　一般的陶冶と職業的陶冶の關係

### 一、一般的陶冶

一般的陶冶とは、人の心意諸能力を發達せしめ、その人を發展せしめて將來如何なる地位に立ち、如何なる職業に從事するにも必要なる基礎的性能の陶冶をなすことである。されば普通教育とか國民教育とかいふのは一般的陶冶である。

一般的陶冶は全人格の修養を目的とするものであるから、一技一能を練つて特殊の職業についての直接の準備をする職業的陶冶とは異るものであるが、必ずしも相反背すべき性質のものではない。然るに階級意識に立脚した教育にあつては、修養教育とは全然その範疇を異にするものと見られてゐる。然るに個人の自覺は、何人と雖も自己の修養、人格の向上といふことを要求し、すべての人が平等に人格的陶冶を受くべきものであるといふ立場から、修養教育が下層社會にまで普及せんとする傾向をもつて來た。又、一面には近代的國家の發達によつて健全にして優秀なる國家は、國家を構成してゐる各個人の、人としての修養水準を高めねばならない。國民各自の人格を高尚ならしめねばならぬといふことからして、一般的陶冶を國民のすべてに施さねばならぬといふことになつて、現今の文明國は何れも義務教育・國民教育の名によつて、一般的陶冶を國民に施しつゝあるのである。かくして一般的陶冶は、一部上流階級の獨占すべきものではなくして、すべての階級を通じて受くべきものとなつた。



### 二、職業的陶冶

一般的陶冶が一般社會に普及し、下層階級のものまでが受けるやうになり、その内容については大いに考慮すべき心要に迫られ、職業的陶冶を加味せねばならぬようになつたのである。即ち普通教育が職業的傾向をとることは自然の過程である。たゞ特殊の技術的練習に流るゝことなく、職務に於ける修養的要素を加味することは、一般的陶冶を害するものでないのみならず、一般的陶冶の内容をしてより有意義ならしめ、價値あらしむるものである。

職業的陶冶を主張するものには、經濟的見地より職業的陶冶を高潮するものと、職業そのものに修養的價値を發見するものとがある。前者は、經濟的見地からして、職業上の熟練を進めることは人の高い發展の基礎をなすものは、從來の教育觀、教材觀が文化科學を偏し、職業に關する作業を卑下することを非難して、現今の經濟社會の狀態からして、實生活に即する最良の準備をなすことの必要を力說してゐる。

次に職業そのものに一般的陶冶價値を發見せんとする人々は、職業的陶冶と職業のための教育とを峻別してゐる。此の派の主張するところによれば、業務上には生活上の活動を價値ある方向に進めることである。個人がそ

の活動によつて得たところからして、自己及び他人に價値あらしめんとすることをその人の業務といふのである。此の意味での業務は、現在の狀態を基礎として、一定の目的の實現に進出連續的の働きであるから修養に反するものではない。かくの如き職業觀からして、教育上作業を尊重し、實業的職業的練習をなさしむるは、實業乃至職業による陶冶である。

以上によつて一般的陶冶及び職業的陶冶の本質及兩者の關係は決して相反するものではなくして、相抱攝して融合することによつてのみ、完全なる陶冶的意義を發揮することが出來るものである。

## 二　教育目的としての現在と未來

教育は被教育者の現在に留意すべきか、將來の準備をなすべきかといふに、人は一方からすれば常に希望を抱いて將來を考へてゐる。殊に發育しつゝある少年に於て然りであるから、其の教育は將來の準備をしてゐるものである。然し他の一面に於ては、少年は種々の性質を有し、種々の必要を感じてゐるから、みだりにその性質を壓迫したり其の必要の滿足を怠つてはならぬ。此の點からすれば、教育は被教育者の現狀を尊重すべきである。

少年が單に成人の縮少せるもので、それ自身何等の價値を有せず、成人の狀態に達してはじめて意義あるものとせば、成人の見地から教育上の處置を決定し、早く未成熟者の域を脫脚せしめることが適當である。少年期は單に目的に達する手段又は階級と見るべきものであるからである。然し少年期には成人と異る性があり、特別の



力が存在してゐる。少年はその性に從つて生活し、その力を發表することを特別に必要と感ずるのであるから、之を無視し輕視することは出來ない。此の意味に於て現在は單なる手段でなくして目的である。

人はその天性、素質の如何に關係なく、單に外部的事情によりて將來を決定することは正當でない。人はその性質上から見て、最もよく達し得る狀態に導かれることを要する。然し單に自然の成長の意味の成長は目的とならぬ。自然がそれ自身で善良であるといはれぬように、單に身體上强大となり、精神上にも獨立自營の能の生ずるだけでは價値はない。成長には方向がなければならぬ。然しこの方向の決定も被教育者の現在の狀態を考慮せねばならぬ。そこで教育は現在の狀態を顧慮しつゝ將來に向つて仕事をすゝめるものである。

## 三　教育の目的としての個人と社會

一、教育上の個人主義

各人は各固有の性を有し、各人各樣の目的理想によつて、發展せんとするものである。されば各人が自己の理想を遂行せんがために、相互に衝突し相制し扶助することがある。これが社會生活の實際である。そこで各人の個性を重視し、その自由を認め、どこまでも個人の進歩發達をはかることをもつて目的とすべしといふところに個人主義が生ずる。

近代文明は個人の自由が認められ、各人がその性能を發揮せるたまものである。然るに今や往時の特權階級に

代るに資本家の出現によつて、事業によつて生ずる利益を壟斷し、資本家によつて使用せらるゝ勞働者は機械の如く作業に從事すしめられるところからして、相互の意志は隔離し爭鬪は種々の形式をもつて勃發しつゝあるのである。

人心をして變動的ならしめ、理知的活動に於ても、道德的行爲についても、單に外部的要求に服從することを以つて社會發達の根本要件とした思想は、個性の差異を認めてもこれをかへりみることなく、幼者には不良性ありといふことを豫想して、教育の意志によつて之を抑制せんとする權威主義の教育であつた。權威主義、干涉主義の教育は、注入、記憶、模倣、反復、從順を最も重要視したのである。かゝる教育に對して最初に反抗したのはルソーである。ルソーの流れを受けた汎愛教育、自由教育、兒童中心主義教育、自己活動本位教育、自動主義教育等は教權主義の教育概念を變更せしむるに大いなる効果のあつたものである。

然し乍らかゝる傾向は、個性尊重、兒童中心、自己活動を力說主張するのあまり、極端に走り、個性卽善と見、個性と人格乃至品性とのけじめを混用し、時に性癖までも個性なりとして尊重するに至り、徒に官能的慾情的人格の自由にあこがれ、教育上に於ける一切の抑制を斥けんとするやうになるのである。

個性の自由は理想を構成し、人格修養上かくべからざる條件ではあるが、我儘勝手をもつて個性の自由であるとすることは、人格修養も沒義道を辿るものとして戒めねばならぬ。

## 二、教育上の社會主義



教育上の社會主義は個人主義と對立して往古から存在してゐたのである。各個人の自覺に伴ひ教育の普及發達に從つて、一般人は自由を要求し、社會の共同生活に關與せんとする傾向を見るようになつたのである。十八世紀に於ける一般思想界の傾向は、國家社會から個人を解放せしめ、個人を自由に發展せしめんとしたところに、社會的傾向と見るべきものもあつたが、その底にはより廣汎なる社會的精神、人道的精神が流れて居り、合理的社會の發達を必然的に招いたのである。かくして近代的國家は急速度をもつて發展し、國家發達の必須條件として教育を觀じ、教育を尊重し、教育の普及發達を圖り、以て國家の發展を期せんとしたのである。ここに於てか國家の力による國家のための教育となつたのである。

フィヒテは教育をもつて國民精神の刷新、國家興隆の唯一の手段と見た。國民生活は神的生活の具體的實現であるから、人は國家に於て天國の實現せられんことを希待するのである。生活は永續せらるゝもの、基となるものであるから價値がある。生活の永續は國民の獨立存續によつて保證せらるゝものであるから、この獨立存續を保持せんがためには、國民は死すら意としないのである。個人は死すとも國民生活が續くとき、死せる國民は眞に生けることゝなり、吾人の生活をして永續的たらしむるものである、と論じてゐる。ヘーゲルは人類發展の歷史は、宇宙精神の發展過程である個人は、孤立的には無意義の存在にして、宇宙精神の支持者としてのみ價値があるものである。國家組織と制度は、この精神の發現せるものであるから、そこには客觀的理性がある。この理性を理解し、この目的を認識し、その權威命令に我を捧げて服從することによつて、個人は理性的たり得るのであ

ると、シュライエルマツヘルは、個人の入る團體には國家・宗教團體・交際團體・知識團體ありとなし、これらの諸團體は個人を同化し、個人の特殊なる性能によつて改造せらるゝところに教育の價値があると論じてゐる。

三、個人主義と社會主義との關係

個人を離れて社會を考へること難く、社會から孤立した個人といふものも意味をなさないのである。個人の發達は身體的にも精神的にも、他との共同生活によつてのみ遂げられるものである。されば個人主義に於ては個人を全體の機械となし、個人を全體に隷屬せしめんとするが如き見方を斥けて、各個人の自我を認め、個人の自覺により、自我を實現せしめんとするものである。されば教育に於ては被教育者の自我の高尚なる發展を目的として自己の力によつて自己の人格を構成してゆくようにとつとめねばならぬ。

人は自我を高尚ならしめ、自己の人格を維持發展せしむると同時に、他に對する好意と奉仕的なる美しい自我をつくらねばならぬ。自我の意識内容は共同的であり、その内容を得しめんとする教育は、同化的であり、社會的であり、社會の進歩發達に參與する事業である。等しく社會的とはいへ、社會には種々のものがあるから、教育の對象としての目的とする社會は、價値ある社會でなければならぬ。社會に於ける利害關係は、全然共通的たるべく、團體への協同一致が强要であると共に、他の團體との關係の圓滿なるものでなければならぬ。國家は個人の能力、特性に適應せる修養機關を設け、適材をして適所を得しめねばならぬ。



## 四　普通教育の意義及び目的

一　普通教育の意義。國民として一般人として、必要なる基礎を授ける教育を普通教育と云ふ。それ故或る特定の爲の準備でなく、如何なる地位にある人も如何なる職業にたづさわる人にも必要なる教育を施すのである。而して之に初等普通教育と高等普通教育とがある。

二　初等普通教育の意義及び目的初等普通教育とは小學校教育のことを指すのである。其の目的とするところは『小學校は兒童身體の發達に留意して道德教育及び國民教育の基礎並に其の生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とすとしてある。

(イ)身體の發達(積極的——運動によること、消極的——營養、睡眠、其他身體發育に關する知識

(ロ)道德教育(道德的品性を作ることである。即ち德器を成就して高尚な人格を具え善良な人となるのである。

(ハ)國民教育(國民となるに適當な性格を與へようとする教育である。換言すれば、國民的思想を與へ、國民的感情を養成して、忠良な國民とする爲の教育である。

(二)普通の知識
(二)技能の授與
兒童は生長してから後、各々の職務にたづさわるのである故、各々の生活に必要なる知識技能を收得させるのである。

三　高等普通教育の目的の高等普通教育とは中學校及高等女學校の教育を指示するものである。而して其の目的は、小學校卽初等普通教育を卒業したものに、一層、程度の高い普通教育を普及し、將來國民の中堅たらしむ事を以て目的として居るのである。

## 五　國民教育の意義

國民教育とは、義務教育のことである。個人として現代社會に生活し、各々の利益を增進し、又國民としての任務を果して行く上には相當の教育が必要である。又國家としても、國運の發展上國民の力に依らなければならぬから、其の要素である國民の知德の向上を計らねばならぬ。それ故國家は國民教育を放任して置く事は出來ぬ。故法律を以て國家の要求する最小限度の教育を、其の保護者及び保護者に代るべきものをして、兒童教育を强制してゐる。卽ち義務教育であり、國民教育である。

## 六　公民教育の意義

公民教育とは、國家を本體として主張せられた教育說で之には廣狹二意義の解釋がある。



一　廣義に於ける公民教育の意義國家社會の一員としは、何の條件もなく、其の國家社會が目的を達する爲に全力を傾注する有爲な國民を養成するための教育である。

二　狹義に於ける公民教育の意義社會生活を營む上、公民としての知識、卽ち公民の權利義務及び國家の組織制度に關する知識を授け、以て立憲治下に於て公民として、立派な生活をなし得る人間を養成する爲の教育である。

# 第三章　教授論

## 一　教授の意義及び目的

一　教授の意義　教授とは單なる語義的解釋に依る時は『教へ授くること』であるが、單なる知識技能の授與と解すべきものではない。教授は被教育者の能力に訴へて、教育の目的を達する爲めの方便であり。其の內容とするところは、知識技能を領得させる外に、德性を養ひ、審美心宗教心をも啓發することである。

二　教授の目的　教育の目的を實現するところに存する。それ故教育の目的が達し得られたときに於て始めて教育の目的が達し得られたのである。卽教授の目的であると云ふことが可能となるのである。

## 二　形式的陶冶

教授は一方から見れば知識技能の整理傳達であつて、他方から見れば、心意の啓發練磨である。卽ら後者たる心意能力を啓發練磨する作用を形式陶冶といふのである。教授に於ては、單に知識技能の蓄積であつては、生きた字典の如きもので、餘りに價値の少いものである。それ故、形式的陶冶たる理解力、活用力、獨立の判斷、創作工夫の能力を養ふことが大いに必要なのである。



## 三　教育的教授

教育的教授といふことは、獨逸のヘルバルト氏が始めて唱へたものであつて、ヘルバルトの言に從へば、『新らしき觀念を古き觀念に適當に結合せしむることである。而して新らたに授けられる觀念は長く兒童の觀念界に力をもつところの、生きた觀念としなければならぬ』之が卽ち教育的教授といふのである。換言すれば、彼の教育目的は道德的品性の陶冶であるとした故、其の目的である道德的品性を完全になし得る教授を、教育的教授としたのである。

## 四　教育上の興味論

一　教育上興味論を大切のものであると見、高唱し始めた人は獨逸の教育家ヘルバルト氏である。氏は完全な教授をするには、兒童の自發活動を重んじ、之によつて兒童自らに興味を起させることであるとし兒童自らが興味を以て學習する時始めて、教授の目的が達し得られるのであるとした。而して其の興味を六種に區分した。

(一)經驗的興味。(二)思辨的興味。(三)審美的興味。(四)同情的興味。(五)社會的興味。(六)宗教的興味等である。

二　最近教育と興味論　從來の比較的教師本位、注入主義の教育の反動として、兒童本位の教育兒童の自發活

動を尊重する教育が最近大いに叫ばれるやうになつた。此所に於て兒童は、必然的に學習に興味を持ち、自分自らして自分の本務を開拓して行くようになつたことは、大いに喜ばしい事である。而して兒童は何の苦痛もなく面白く、愉快に學ぶこと、教育は卽ち兒童の生活である如くしなければならないのである。

## 五　教材の選擇

一　教材の意義

教材とは卽ち教授の材料のことである。教授は正確な知識技能と心意の啓發練磨を目的とするものであるから其の教授の目的を達成する爲め、何等かの材料を以てしなければならぬ。此の材料が卽ち教材である。

二　教材の選擇

教材の選擇は、教授の目的を達するものでなければならぬ。それ故、兒童自身の內部的要求より見る時は、其の心意作用を啓發練磨して陶冶をなし得るものであると同時に、社會生活の外部的要求により、其の生活に必要なる知識技能を領得させて、實質的陶冶をなし得るものでなければならない、而して兩者よりの要求に適合する次の資格を有するものでなければならぬのである。

1、兒童の內部的要求に基づき、其の心身の發達の程度に適するもの、

2、兒童の實際生活（環境）に於て直接經驗し得るもの、



3、社會生活に入る準備として適當なるもの、

4、國家の要求に適合するもの、

## 六　教材の排列

教授の効果を一增大ならしめる爲め、教授の目的によつて選擇せられた教材を、學習に都合のよいやうに排列する。それには先づ、(一)各教科の固有の性質により前後の聯絡を計ること、(二)他教科との聯絡及び季節との關係によること、(三)兒童心身の發達の程度及び學習上の都合を計ること等である。次に從來行はれた排列法を列擧する。

(1)　直進法　之は始めから終まで、教科目固有の順序に依り、同一教材を反覆せず一直線に進行するものである。

(2)　循環法　此の方法は、每學年、各教科を全般に渉つて反覆し、學年の進むに從ひ順次其の範圍を擴め深さを增さんとするものである。

(3)　折衷法　前の二法の長所をとり、短所を補ひ、教科の性質と學年の程度を考へ、循環の度も直進の度も適當に斟酌折衷したもので、以上の法中最も適切なものとせられ、我國も大體この方法に依つて居るやうである。

# 七　教授細目

一　教授細目の意義

教授細目は教科課程の大綱を細別した教授の豫定表である。それ故實際教授にあたり課程の範圍内に於て教材の選擇、排列をして之に依つて教授し得る方針を豫定しなければならぬのである。

二　教授細目編成上の要件

(1)　教材は土地の情況、兒童の能力、學級の模様を考察して、實際に適する樣にすること。

(2)　斯樣にして選擇し得た教材は、其の季節により、時間數を考へて取捨し、各學期各週に配當すること。

(3)　教材の排列は一教科目に於て聯絡することは勿論、他教科との聯絡も計り、細目全體としても整然たる聯絡がなければならぬこと。

(4)　反復練習は教授上最も大切なる故、適當に要する時間を取つて置くこと。

(5)　教授細目は豫定案なる故、實際教授により不可なる點があつたなら訂正改良をすべきこと。

(6)　一郡内又は組合の數學校が共同的に一樣の細目をつくり、之を共用したり、或る學校の細目をそのまゝ使用したりすることは最も弊害を産むものであるから、之等のことは、避けなければならぬ。



# 八　日課表

一　日課表の意義。

日課表とは該學年の教授時間に應じて、各教科の教授を適當の日時に配當したものをいふのである。

二　日課表制定上の要件

日課表は、學校の毎日の教授が之に依つて進行をするものであるから、教材の性質、難易の程度を考へ、兒童の心身に好影響を與へ、學校全體の管理に好都合のやうにしなければならぬ。而して其の要件は次の如くである。

(1)　兒童の心的活動の旺盛なのは、午後より午前であるから、思慮を用する學科、修身、算術、國語の如きものは午前にして、技能科、圖畫、手工、書方、體操の如きは午後にすべきこと。

(2)　心力を勞することの多い教科と、少い教科とを、交互に課して、疲勞の轉換をすること。

(3)　同科目は毎日連續させずに、適當の日時を保たすべきこと。

(4)　教科目の種類によつて、一時間に二科目を課し、三十分づゝ教授することもよい。又低學年に於ては最もよろしい。

(5)　日課表は一單級を本位とか、隣教室、同學年、全校との關係を考ふべきことである。

## 九　教科教材の統合法

教科の統合法とは、教科相互の聯絡を計る方法である。而して之には、中心統合法と彙類的統合法を以て其代表的のものとする。

（一）　中心統合法　之は主要なる一教科を中心とし、其の他の教科を皆其の下に隷屬して、其の統合を計らんとする方法である。それ故中心となる教科は、獨り重要視せられ、他の教科目は固有の權威を失ひ、却つて統合の精神を失ふものである。

（二）　彙類的統合法　此の方法は、各教科の固有の性質順序を認め、自然に聯絡關係するもので、其の最も親近なものを先づ統合して伍となし、伍と伍とを結合して團とし、更に團を合せて全體を組織する方法、で最も當を得たものと云ふべきである。

## 一〇　教授の段階

教授の段階とは、一單元の教材を教授するに就て取るべき一定の順序である。即ち吾々が知識技能を收得するについては、當然踏むべき順序段階がある。其順序段階に適當する様にした一定の教授過程を云ふ。之を歷史的に考察する時は、ヘルバルト及びヘルバルト學派が最も強く主張した。ヘルバルトは精神狀態を、專心、致思と



定め、更に之を靜止的と進動的との兩方面より考察して、始めて教授を四段階に分けた。それは、明瞭、聯合、系統、方法である。

チラー氏は尙之に修正を加へて、ヘルバルトの明瞭を二つに分けて、分解と總合とによらねばならぬとて五段階とした。即ち分解、總合、聯合、系統、方法である。

ライン氏は更に改訂を加へ、豫備、提示、聯合、統合、應用とした。以上述べたヘルバルト及びヘルバルト學派は皆、該觀念が舊觀念に類化結合する一定の心理形式、觀念論を其の根據としたのである。以上を表解すれば。

教授の段階
- 專心
  - 進動的……明瞭
    - 分解……豫備。
    - 總合……提示。
  - 靜止的……聯合……聯合。
- 致思
  - 進動的……系統……統合。
  - 靜止的……方法……應用。

ヘルバルト氏　チラー氏　ライン氏

最近教育教授が兒童の自己活動を尊重する様になつて此の教授段階說なるものは、あまり重要視せられなくなるやうになつた。何となればそれは、教授段階說があまり偏狹に走つた爲め、教授はそうした區劃的のものでなく渾然一體とした體形をなすものであると云ふ主張が起つたからである。

## 一一　教授の樣式

教授樣式とは、教授の方式にして教式とも云ふ。卽ち教材が如何なる手段によつて取り扱はれるかといふことである。而して其の主なるものを擧ぐれば次の如くである。

（一）示教式　此の方法は、實物、繪畫、標本等を示して、被教育者の直觀に訴へて正確な認識をさせようとするものである。此の方法による注意要件を上ぐれば。

（イ）直觀的方便物は、成るべく模範的のものを選ぶこと、（ロ）出來るだけ感官に訴へて直觀させること、（ハ）觀察を指導し要點を握らせ、觀察したものは一々發表させて其の正不正を檢すること、（ニ）觀察の指導、要點の說明に用ふる言語は明瞭であること等。

（二）示範式　教師が直接模範を示して兒童に習はせる方法である。この教式を用ふるに就ての要件は、

（イ）簡單で明瞭に模範を示すこと、（ロ）摸範を示して後生徒に練習させ、了解不十分の點は、出來るだけ部分的に示範して批正すること、（ハ）示範の說明と實習の批正とは、常に照應すること等。

（三）講話式　教師の講話、說明、叙述によつて學習させる方法である。而して兒童は常に受動的の地位にあるので、教師本位主義に基く方法である。この使用上の注意要項を上ぐれば、（イ）講話は出來得るだけ具體的であること、（ロ）講話の內容は、秩序的であり、要點が明であるべきこと、（ハ）講話に用ふる言語は、聽者に適切



であるべきこと、（ニ）話術の功妙であるべきこと等。

（四）問答式　教師と生徒が問答し乍ら、學習を進めて行く方法で兒童をして其の觀察を確實にし、思想を整理し、且又發表の練習となるもので、最も適切なる方法である。併し乍ら、一定の知識を有し、之を想起させる必要ある場合か、又はそれ等の新關係を自ら思考して發見し得る場合にのみ用ふべきものであるが、之を顧みることなく、妄に質問を濫發誤用するときは、却つて兒童の學習を妨げ、興味を殺ぎ、思想を混亂することがある故充分思慮を用ひねばならぬ。

（五）課題式　生徒に一定の問題を課し兒童自らに考案解決させる教式である。之を尙ほ二分して、卽題式と宿題式とがある。卽題式は問題を課し直ぐ樣解答せしむるものであり。宿題式とは一定の期間を與へ教授時間外に解答せしむるものである。此の教式の用法上の注意要件としては、（イ）生徒の能力に適當である問題なること、（ロ）他教課との關係を顧慮すること等である。

## 一二　直觀教授

一　直觀の意義

諸種の感覺機關を用ひて、外界事物を認識する作用を直觀といふ。それ故直觀は、實物の各性質を一々感官に訴へて認知し、之を構成する要素を明らかに意識し、以て其の正確な知覺を得るのである。

二　直觀教授

或る一個の觀念を構成せしめようとする場合に於て、之を如何に功妙に言語で說明しても、之を完全に理解することは困難であつて、往々誤ちを生ぜしめる。そこで實物を直接に觀察させることに依つて、卽ち感覺機關を用ひて其の物の正しい觀念を收得させようとする教授の方法を直觀教授といふのである。

併し乍ら、此の直觀教授といふ言葉は時によつて別の意味に用ひられることがある。之は直觀そのものを以て、目的として居るものであつて、幼稚な被教育者に對して、其の感官練習、或は其の總合である觀察力——直觀力——を練る爲に實物を與へて知覺の練習をさせるのである。

## 一三　學習の意義

學習とは、被教育者が、如何なる方法によるともかまはず、自己の能力を增さんとして用ふる方法をいふ。凡て學習は學習者に於て、學習の基礎である先天的向性（本能、衝動の如き）を有つて居るはずである。學習は本來能動的のものであつて、純粹に受動的の學習は決してないのである。

## 一四　試行錯誤と教授

一　試行錯誤の意義



試行錯誤とは學習の一方法であつて、それは、甲の方法を以て失敗したときは、乙の方法により尙失敗する時は丙の方法に訴へ、手當り次第に方法を變更して終に偶然の成功に逢着する方法である。

二　教授との關係

教授は正しい知識と技能の練磨を事とする。併し乍ら教授の材料となるものは、無際限にある。それ故教授上に於ては絶對に輔導を以てすべきではない。自ら學んで自分の能力を發展せしめなければならぬ。從つて斯樣な自學の域に置くときは、試行錯誤法に依ることも必要のことである。單に學習訓練上ばかりでなく、知識の收得が習慣と關係するとしたならば、習慣形成上のもとである試行錯誤も又これと關係することになる。

又技能は心的活動より身體的の活動を必要とする故、筋肉上の習慣化を尊ぶことに於て、試行錯誤に關することが多い。

斯くして、試行錯誤は教育上極めて重要の地位をしめるものであるが、之の方法にばかり依るときは、時間も身心方面も、經濟的でない場合が多い、此所に於て模倣による學習も必要となるのである。教授を合理的にしようとするには、先づ輔導をしながら時々試行錯誤法を行はせるが最も當を得た方法と思はれる。

# 第四章　訓練論

## 一　訓練の意義目的

### 一　訓練の意義

訓練とは被教育者の實踐的方面を指導して、道德實行の能力を陶冶することである。教授に於ては道德的知識を收得させることは出來るが、道德的能力は培養し得られない。それ故道德的能力卽實行能力は實行することによつてのみ養はれるのであるから、訓練は實行の指導であると云ふことが出來る。而して行爲は意志活動を要件とするものであるから、訓練は意志の陶冶であると言へるのである。

### 二　訓練の目的

兒童教育の根本は養護によつて健全な身體を造り、其の境遇に對する順應の基礎を養成するものである。而して其の順應を最も有効に確實にする爲めには、教授によつて知識と技能を啓發練磨しなければならぬ。斯樣にして、健全な身體と啓發せられた知識等を以て、國家社會のため、又一家一身のために最も價値ある活動をせしめようとするには、更に圓滿な感情と强固な意志とを陶冶し以て道德的品性を完成しなければならぬ。之が卽ち訓練の目的であり又引いては教育最終の目的である。



## 二　訓練と教授

教授と訓練とは教育の目的を達成する上に、共に離す可からざるものである。卽ち訓練も教授も教育目的完成への過程であると見ることが出來る。

教授に於ては正確な知識と技能とを與へる。併し之のみに於ては教育の目的は達し得られない。何となれば如何に多くの知識を有し、技能に長すると雖も、その人の品性が惡かつたならば、多くの知識技能は返つて害を與へることがある。それ故訓練によつて品性の陶冶といふことが必要となるのである。而して善良なる品性を有するときは、教授によつて得たる知識と技能とを、有爲に活用して行くことが出來るのである。そこで教授と訓練とは何時も相並行して教育目的達成への爲めに大いに價値あらしめる樣にしなければならぬのである。

## 三　自由と干渉

自由主義は、兒童の自發性と個性とを尊重し、之を干渉することなくのばす方法である。

干渉主義は兒童の能力、自由活動を惡傾向のものと見なして、從つて一定の客觀的な規定に近寄らしめようとして、外部から其の自發性、自由性に壓迫を加へる方法である。

然し乍ら、以上の見方による、自由と干渉とは、何れも極端なるものであつて、實際上教育はかく一方に偏す

べきものでもなく、偏し得られるものでもない。要するに眞の教育は、自由と干渉との調和であり之が適度に用ひられることに於て、合理的な教授となり、練訓となり、又眞の教育が建設せられるのである。

## 四　訓練と個性

一　個性の意義

個性とは、兒童が生れ乍にして有つてゐる、心的傾向の特異性である。

二　個性と訓練

人の精神生活の特異性は、その人の面の異る如く相異するものであるが、又一方面から見たならば勿論類似の點を見出せるのである。通常個性を分類するときは、大體に於て、禀質、氣質、性格の三方面から分けて居る。從つて訓練は、之に應じて爲なければならぬ。昔時に於て或る教權の下に個性をかへり見ることなく、一樣な訓練をするが如きは決して合理的な訓練といふことは出來ないのである。

## 五　訓練の方法

訓練の方法は之を大別して、直接訓練と間接訓練とすることが出來る。

直接訓練とは、兒童自らが、決意實行し、以て其の意志活動を直接に陶冶する方法である。卽ち學校に於ての全生活は、凡て此の見地に屬するものであるが、特殊の場合としては、遊戲、作業及び交際等の形によつてなさ



れるものである。

間接訓練とは、意志の動機を養ひ、間接に意志活動を促すを云ふのである。卽ち修身教授の如きは之に屬するもので、特殊の場合として、示範、訓戒、命令、禁止及び賞罰等の形によつて行はれてゐる。

此の兩者は、相俟つて訓練の効果を大ならしめるもので、決して一方にのみ偏すべきものではない。間接訓練は直接訓練の補助として始めて其の効を擧ぐべく、直接訓練は、間接訓練の助けを待つてより大なる効果を擧ぐべきである。

## 六　遊戲の教育的價値

一、遊戲の意義

兒童の遊戲については、色々な說が唱へられてゐる。一は心身の餘勢の發露する活動であると云ひ一は消失した勢力の恢復休養であるといひ、或は又本能活動の練習であつて、身心の發達を完成し、將來の準備をするものであると云はれてゐた。併し乍ら眞の遊戲であるものは、次の資格を有せねばならぬ。

(1)　餘勢の發露せる自發活動であるべきこと。

(2)　自己發展上必要なる本能的目的を持つて居るが、之を自覺せず、單に活動其の物に興味を有し其の結果を豫定しない。

(3) 自由であるべきこと、若し自由を制限すれば、漸次遊戯の本質を失ふものである。

二、教育的價値

遊戯が教育上に及ぼす効果は、實に大なるもので、之を概括して列擧すれば次の如くである。

(1) 遊戯は自發的運動によつて、衝動的活動を調整統御し、その上身體各部の諸機能を發達させ健康を增進し、心情を快活にする。

(2) 遊戯は活動本位であつて、何の束縛もなく、天賦の個性を發露して自由に行動する故、眞の意志活動を練修し、品性陶冶の基礎を作り、其の際使用する種々の知能を練磨する。

(3) 共同遊戯及び競爭遊戯に於ては、協同、正義、同情、廉恥、勇氣、熱心等の諸德を陶冶することが出來特に團體行動によるものは、規則に服する習慣が養はれる。

(4) 作業的遊戯は、眞の作業的精神及び習慣を養ふ基礎をつくることが出來る。

## 七 作業の教育的價値

一、作業の意義

作業とは、一定の目的を立てゝ、その結果を得んとして、努力する活動である。而して之には、庭園の手入、教室掃除、旅行、遠足、校外教授、作業としての學習等である。



二、教育的價値

學校に於ける作業は、一方に於ては、遊戯に類して、活動其のものに興味を持たせ、他方に於ては純然たる作業としての一定の目的により一定の結果を得んがため、努力遂行させねばならぬ。かくするときは、將來に於ては、喜んで作業に從事する習慣を養成することが出來る。要するに作業の教育的價値は實に此所に存するのである。尙附屬的價値として、身心の發展、諸機能、能力の練磨、活動性、創造性の練磨、行動を自律的にする等のこともある。

## 八 自治訓練の必要

自治の精神は青年期に於ける道德生活の生命であり、之を養成することは青年教育の根本である。彼等の覺醒した、自主獨立の傾向、批判的態度及び自覺的服從の傾向等を善導して、自律的な道德的生活に入らしめようとするには、卽ちこの自治訓練を必要とするのである。それ故、青年に於ける訓練は、干涉的訓戒及び强制的命令はなるべくさけて、單なる暗示、又は大體の方針を定め、彼等自らして考へ、自から決して事に當らしめ、而して其の責任を彼等に負はしめ、其の結果について之を指導すべきである。斯くする時は、彼等は自己の信用せられた事を喜び、進んで命に從ひ、自分の行動を反省し、責任を以て凡ての事にあたり、自重自制して眞の自立生活に入るものである。

此の自治的訓練は單に青年教育のみならず、小學校に於ても高學年の兒童には最も必要のものである。併し乍ら之を實施する場合に於ては、其の兒童の心身の發達の程度を顧慮してせねばならぬことである。

## 九　示範の價値

一、示範の意義

兒童を訓育する場合に於て、教育者自らが實際に當り、その模範を示し、兒童をして之を倣はしめる方法を示範といふのである。

二、其の價値

訓練上示範は如何なる價値を有するものであるかと云へば、卽ち訓練の內容を具體化し及有力に表示して最も暗示力が強い爲め兒童の意志を動し易く、其の上、不言實行、至誠等自ら發し感化の力が大となる故兒童の感情方面も陶冶する事が出來得るのである。

## 一〇　訓戒の價値

一　訓戒の性質

訓戒は被教育者の實際に遭遇した場合に當つて、思慮、感情を覺醒してその意志を啓發せしめようとするものである。



訓戒は教授によつて知得せしめたところの理法を被教育者の實際生活に連結する作用である。されば訓戒は教授よりもより多く被教育者の注意を惹き又反抗の情を挑發する等のことなく効果は大なるものである。訓戒は被教育者の意志を指導する點から言へば命令に似てゐるが、命令の如く强迫でなく、被教育者の自ら選擇すべき餘地あるものである。

二　訓戒をなすに就ての注意

1、訓戒は被教育者の發達程度に應じてその內容を異ならしめねばならぬ。
2、訓戒の態度は溫和にして、被教育者の心意を悅服せしむべきものでなければならぬ。
3、訓戒の內容は最も被教育者の境遇に適切なるものを選擇せねばならぬ。
4、訓戒はなるべく個人的であるべくよく個性に適合せしめねばならぬ。
5、他人の前で訓戒することは反抗心を起し易い。

## 一一　賞罰の目的及價値

一　賞罰の意義

社會一般に行はるる賞罰は次の如き意義をもつものである。

1、正義の觀念を滿足せしめんとすること。

2、社會の安寧を保ち幸福を進めんとすること。
3、個人を改善せんとすること。

教育上の賞罰は、個人の改善進歩をもつて目的とする、賞は被教育者の善良なる意志に對して好愛する所以をあらはして、益々善行を爲さんとする意志を養成するを目的とする。

罰は被教育者の不良な意志に對して之に課罰するに、その苦痛をもつてし改悛せしめんとするにある。

二　賞罰の種類

（一）賞の種類

（イ）賞讃の辭をあたへて教育者の滿足を示すこと。
（ロ）名譽を表彰するために賞牌をあたへること。
（ハ）物品をあたへて被教育者の欲望をみたすこと。

（二）罰の種類

（イ）席次を區別すること。
（ロ）多數の面前にて叱責すること。
（ハ）一般の恥辱とする境遇に身をおかしめること。
（ニ）休憩時間の外出禁止。



（ホ）留置。
（ヘ）出校禁止。
（ト）體罰（法令にて禁止されてゐる）

三　賞罰を行ふ注意

（1）賞罰は反復するによつてその効を減ずるものである、故に多きにすぎてはならぬ。
（2）その適用は被教育者の個性と發達の狀態によつて斟酌せねばならぬ。
（3）賞罰を行ふには單にその行爲のみを見て行つてはならぬ。主として意志の良否によらねばならぬ。
（4）被教育者の意志を誤認し、又は教育者自己の憎愛の情を以て之を行つてはならぬ、行爲乃至意志に對しては愼重細密に檢察して行はねばならぬ、學校騷動は主としてこの要件を缺いた時に惹起するものである。
（5）賞罰の方法は道德に適したものでなくてはならぬ、被教育者の人格を傷つけたり、傲慢ならしめたりしてはならぬ。

## 一一　美育の價値

美はそれ自身目的ではなくして道德の方便であるといふ見方と、美はそれ自身が目的であるといふ見方がある美育についても從つて三種の見解があるわけである。美育は道德教育の手段であるとするものと、美は美それ自

身のために教育せらるべきものであるとの考へである。ソクラテスは美と善と利を同一と見た。プラトーンは美は實在を寫したもので自然の模倣である。高尚な感情を起させる點からすれば理念から遠ざかつてゐるから有害であると見た。アリストテレスは藝術を模倣と見たが、その目的は合理的享樂にありとして、感情の洗滌をなす點に於て教育的價値を認めた。

シルレルは教育の目的は個人をして普遍的法則に合致せしむるにありとして、美育を認めた。

要するに美育とは美を創造する方面と美を鑑賞する方面とを有して美的感情及び美的判斷力を養成することである。

美育は教育の一方面である知育德育と相待つて、美的方面の陶冶を任務とするものである。

## 一三　藝術教育の必要

人の感情を高尚ならしめ、人性をして完全圓滿ならしむるためには美的陶冶即藝術教育を必要とする。

價値には科學的、道德的、藝術的、宗教的、經濟的、政治的等があり、精神作用は知情意に分たれる。この知的方面の教育は科學哲學の主とするところであり、意志は宗教道德の主とする世界である。情の世界は藝術の世界である。人性を完全ならしむる上に、知の教授、意の訓練が重要視せらるると共に、情の藝術教育美育が重要視せらるべきである。



然るに藝術教育はかなり久しい間閑却された傾向があつた。晩近漸次藝術教育の必要を見るに至つたことは慶ぶべきことである。

藝術教育は翫賞と創作の二方面から必要を迫られたものである。

## 一四　美術教育の方法

美育は單に學校のみでなく、家庭に於ても社會に於ても常に注意して、兒童の環境を藝術的ならしむることが先づ必要であらう。

學校に於ける藝術教育

(一)　音樂
(二)　圖畫
(三)　手工
(四)　律動遊戲
(五)　文學的教材＝兒童文學＝童話、童謠、ものがたり
(六)　學校劇

晩近藝術教育研究の態度極めて旺盛にして、その主要のものは、兒童音樂會、お伽會、自由畫、動情遊戲、兒

實工藝品展覽會、童話、童謠で、これ等を綜合したものとして學校劇なるものがある。

藝術教育はともすると氣儘氣僅になり易く、理論的組織的科學的教科をうとんずる傾向に陷り易いから、その點を十分に心して、美的陶冶の眞要求を充たす樣せねばならぬ。

## 一五　美育と訓練との關係

美育は美的感情及び美的判斷力を養ふことである。訓練は意志傾向を規定して良習慣を養成して品性を陶冶することである。

シルレルは訓練と美育との關係について次の如く述べてゐる。道德的本務と自然性との調和を理想的狀態と見て、美育によつてのみ達せらるべきものとしてゐる。美は善をも包含すべきものとした。

抑々教育の目的は人格の完成である。そしてこの人格は實質的にも健全なる身體をもつた哲學、科學、道德、宗教、經濟等全般的素養をもつて、社會文化の增進を圖り得るものであり、形式的には文化創造的能力を有するものでなければならぬ。よつてこの意味で人性を完全に發達せしめて人生の意義を完からしめねばならぬ。されば、道德と藝術とを何れを上位にすべきかと迷ふことがすでに迷妄である。人生の目的に向つて人性を完全に發達せしめんが爲にその獨自の努力をはらはねばならぬ。

教育上の作用としての訓練と美育とは相待つて教育當然の目的を達成すべくはからねばならぬ。



# 第五章　養護論

## 一　養護の意義及任務

一　養護の意義

養護は身體の發達を保護し健康を增進して、人間生活の根據を固めんとすることである。身體と精神との關係は極めて密接にして、精神の活動と發達は常に身體狀況に影響せらるるものであるから、身體狀況を顧みることなく精神的修養をなさしめんとすることは不可能である。

二　養護の任務

1、衞生に關する理法殊に學校衞生學の示すところに從つて身體の發達に有害なるものを除去して必要なるものの供給をはかること。

2、身體の發育を十分ならしめ且つ健康を保持增進せしむるに足る良習慣を養ふこと。

3、身體を鍛鍊して耐久的抵抗力を養成すること。

4、擧動を敏捷ならしめて身體の運動を自由ならしめること。

5、身體の姿勢擧止を整正にし優美ならしめること。

三　身體諸機能の保護

1、榮養機能の保護

（1）滋養分を適當に供給すること。

（2）食事時間を正しくしてよく咀嚼する習慣をつけること。

（3）食事の前後に接近せしめて、甚だしく心意を勞する學科を課し又は過激な運動をなさしめぬこと。

（4）飲料水にはよく注意を拂ふべきこと。

（5）食器を常に清潔ならしむること。

2、呼吸機能の保護

（1）教室は通氣を十分ならしむること。

（2）姿勢は常に正しうし胸部を廣くし深く呼吸するの習慣を養ふこと。

（3）休憩時間中は清爽なる空氣の中にあつて適宜の運動をなさしむること。

（4）校舍の位置は空氣の清潔なところを選ぶがよい。

3、皮膚の保護

（1）沐浴を常になさしめて、皮膚の不潔を忌み嫌ふ習慣をつけること。

（2）妄りに衣服を襲ねしめぬようにすること。



（3）衣服は常に清潔ならしめること。

4、運動機能の保護

（1）運動の種類と時間は心身の發達によるべきこと。

（2）身體の各部を調和的に運動せしむべきこと。

（3）危險若しくは有害な運動をさけしむべし。

（4）運動を好ましむべく耽らしめぬようすること。

（5）休息の時と長さとに留意すること。

5、感覺機能の保護

（1）神經若しくは腦髓を過勞せしむるが如き負擔を課すことはつゝしまねばならぬ。

（2）神經を勞せしめた後には適度の休息をあたへねばならぬ。

（3）適度の睡眠をとらしめねばならぬ。

（4）眼と耳の保護には特に留意せねばならぬ。

（5）頭部を傷害することのないようつとめるがよい。

## 二　兒童の身體發育狀況

兒童とは六歳より十二歳までを言ふ。左に此の期間の身體發達の概略を述べん。

一　身　長

身體發達の一般狀況は身長の發達によつて知ることが出來る。兒童の身長の發達は每年同一でなくして動搖的である。生後二年間に急速に發達し、夫から漸次發達力が減ずる。然し五歳から七歳の間に又稍急速の發達をなす。之が第一伸長期である。

九歳から十一歳の間は不規則の發達をなし、一時發達の停止することすらある。十一歳から十六歳の間に第二伸長期があらはれる。女子は男子よりも一年乃至二年早く十一歳乃至十四歳に至る間である。此の時期を青春期といふ。

二　體　重

體重の增加は身長とその期を異にする。初生兒から四歳までは體重の增加は身長に比して大であるから、第一充實期といふ。八歳から十歳頃までを第二充實期といひ、十二歳から十七歳までを第三充實期といふ。

其の他の各器官にも發達時期に相異がある。その程度にも差のあることは言ふまでもない。

又身體の發達は、食物、日光、温度、氣壓、濕度、運動等に影響せられるものであるから、一年間に於てその季節は身體の發達に影響を及ぼす、身長の發育は夏季に大にして、體重の增加は九月から一月頃までが最大である。



## 三　青年期の特徴と教育上の注意

一　青年期の意義

青年期の意義を自明ならしむる春機、春情とは如何なることであるか、異性に對して大抵は極めて怯臆となり羞恥深くなつて、無邪氣に談笑することを避ける樣になる。然し內心では異性に對する憧憬と接近とを求めてゐる。之に對して、

（1）不安期
（2）興奮期
（3）危機期
（4）鎭靜期

と分類してゐる。かくして此の期は身心共に變化甚大であるから、よくその特徴を究めて教育上最善の道を講ぜねばならぬ。

二　青年期の特徴

青年期には春機發動てふ特徴の外に心身兩面に於て兒童期と著しく異るものがある。身體の發達に於ては、筋骨の發達著しく、體力增大して强健となり、抵抗性を增し、侵擊的態度をとるに至る。又一面には近代生活の特

徴としての神經衰弱もあらはれる。個人的差異の急激なるものがある。中等學校生徒の體力の差異は驚くべきものを示してゐる。

(1) 皮膚の辨識力減退す。
(2) 味覺の變化著しく、食慾極めて不定となり、均衡を失ひ、食時、食量が不規則となつてあらはれる。
(3) 嗅覺は性慾と密接の關係をもつて特別の發達をなす。
(4) 聽覺の發達は急激に發達して何れも音樂を好むに至るものである。
(5) 視覺に於ては色彩感覺形狀感覺共に愈々發達する。
(6) 記憶力は旺盛となる。
(7) 想像力は空想と言はれるまでに發達する。
(8) 讀書を愛好することが通有性である。
(9) 藝術を愛好し藝術青年なるもの多き所以である。
(10) 愛情の發達急速的である。
(11) 宗教心の發達を現はす。
(12) 意志發達し我執的傾向を强からしめる。

三 教育上の注意



(1) 自學的自我的傾向に向はしむること。
(2) 不當の壓迫を排し自律的自治的ならしめる。
(3) 着實なる向上心を養つて妄想空想をさけしむる樣努むること。
(4) 性に對する正しき自覺を起さしめて不純な方向に走らしめざる樣つとめること。
(5) 男女の交際には十分注意すること。
(6) 意志の鍛錬をはかつて氣宇を宏濶ならしむること。

# 第六章　心理及論理

## 一　感覺の種類

一、感覺は感覺機關の刺戟によつて生起伏滅する意識の最も單純なる要素である。故に感覺の生起には、

（一）光、音、熱の如き一定の刺戟の存在すること。

（二）耳、目の如き感覺機關に存する末梢神經の刺戟に對する興奮。

（三）興奮の中樞傳達。

（四）大腦皮質に於ける感覺中樞の興奮。

の四條件を必要とするものである。

二、感覺の種類

感覺は通常刺戟が身體の外部にあるか、又は內部にあるかによつて左の如く種別する。

（一）外的刺戟によつて起るもの。

1、視　覺

視覺はエーテルの振動が眼の網膜に落ちた時生起する感覺である。大別して、光感覺と色彩感覺とする。



（1）光感覺は、白からはじまつて灰色をへて黑色に終る一直線系列である。

（2）色彩感覺は純粹色彩感覺に光感覺の加はつたものである。色彩感覺には三つの屬性がある。

（イ）色彩の調和。

（ロ）色彩の飽和。

（ハ）光度、がそれである。

2、聽覺空氣の振動が耳に傳へられて音響を生ずる。これが聽覺である。音響は調音と噪音との二つの感覺質に分けられる。

3、嗅覺鼻孔上端の狹い入り込んだところにある。嗅嶺といふ指の爪位の部位に瓦斯體がふれる時に起る感覺である。嗅覺の質についてはいまだ充分に研究されてゐないために學術的な分類はない。

4、味覺、これは舌の中の味蕾を液體が刺戟した時生ぜられるものである。味覺の識素は通常、酸、甘、鹹、苦の四種である。甘味は舌尖で、酸味は舌側で、苦味は舌根で、鹹味は平均に感ぜられる。

5、皮膚感覺

（1）痛覺、外界の刺戟が痛點にいたる時起るものである。

（2）濕覺と冷覺、皮膚の溫點及冷點ととなへらるゝ部位で感ぜられる。

（3）壓覺、外物が直接皮膚にふれたて、皮膚を引つぱる時に起るものである。

(二) 感覺を生起せしむる原因が内部にある場合。

(1) 運動感覺
(2) 活動感覺
(3) 位置感覺
(4) 努力感覺
(5) 抵抗感覺
(6) 重量感覺
(7) 平衡感覺、內耳の三半規管及前庭から生ずる感覺である。
(8) 有機感覺、身體內部主として新陳代謝、榮養機官に感ぜられる感覺である。以上を表示すれば、

## 二 知覺の意義及種類

知覺とは感覺にあらはれたる外界事物の認知といふ意義である。

知覺の種類

一 空間知覺

1、空間觸覺　或刺戟が皮膚にふれた時、それを見ることなくしてその場所を知ることが出來る。これを定位といふ。この定位は如何にして起るかといふに、それは皮膚の部位によつて觸覺質が先天的にことなつてゐるからである。この質的差異を局所徵驗といふ。かくして形、廣さ、深さ、といふひろがりを得ることが出來る。それは皮膚の外觸感覺の融合によつて生ずるのである。同一觸覺と異つた強度の運動感覺は面の知覺を生ずるものであり、自分の身體皮膚面のひろがりについての意識は異つた皮膚と異つた運動感覺から生ずるものである。關節を動かす時には皮膚感覺と運動感覺の融合から空間知覺が生ずる。

2、空間視覺　眼の網膜はその働きが皮膚面と頗る酷似してゐる。觸空間の如く外界の二點が正しく二點であ

る。知覺されたるためにはへだたりが必要である。

(1) 見かけの大さによつて遠近を知る。

(2) 地面の續いてゐるときには面の高いところ程遠いと見る。

(3) 對象物のかすみ工合で知覺する。

(4) 物體の運動速度によつてその距離を知る。

(5) 二物體の重なり工合で知る。

二 時間知覺

時間の進行は主觀と密接に關係してゐるものである。自己が時間知覺の中心であつて、萬象はこの中心點と關係して、過去、現在、未來の三期となる。時間知覺は流轉變化的性質をもつてゐるが、主觀との關係は一定不變である。この變化性を時間の流れと呼ぶ。時間知覺の顯著なものは觸覺によるものと、聽覺によるものとである。

## 三 意識の意義

意識とは感覺、知覺、思考、感情、意志等の精神狀態を含む意義の語である。凡て覺醒してゐる狀態を意識ある狀態といひ、熟睡又は失神せる如き場合は意識のない狀態で無意識といふのである。

ヴントは、各心象は要素的過程の多數の集合から成つてゐる。しかも凡ての要素的過程が同時にはじまるものではなくして、一つの心象は他の心象と連絡を保つ、是れらの心象は心象そのものよりは多少緩かな集合體をなす、これを意識といふ。

ジエームスは、意識は斷片的に切れ〳〵にすることの出來るものでない。意識は又結合によつて成るものでもなく、たゞ流れるところのものである。

と、よつて見れば、精神が自己の心狀を意識することである。



## 四 注意の意義及性質

一 注意の意義

目をあけて外物を見ると、視線の向つてゐる事物が最も明瞭にうつり、その他の事物は次第に不明瞭となるのである。意識の範圍をそれにたとへれば、識野があるわけである。そのうち最も明らかに意識せられる中心點があつて、他は漸次不明瞭となるのである。

此の意識の一部をして特に明瞭ならしめる心的作用、或事物に向つて特に心的勢力を集中する活動を注意といふ。

注意は多くの對象中特に一對象を明瞭にする作用であるからして、その點からすれば選擇作用であり、又一對象に注意を集中するは、反面に於て注意の他の對象に向ふことを抑制することであるから抑制作用でもある。

二　注意の特質

（1）選擇作用であると共に抑制作用である。

（2）注意の範圍は同一時にどの程度まで、及ぶものであるかについては素質と練習によつて相違がある。

（3）注意の動搖、吾人の注意は律動的に動搖する。二秒乃至三秒で動搖するといふ。動搖の原因は或は之を注意に關係する筋肉の疲勞によるとか、又は腦細胞の疲勞に歸して定說がない。

三　注意を惹き起す條件

（1）主觀的條件

主觀的には神經組織の遺傳的構造に基づくものである。

（2）客觀的條件

（イ）刺戟の强大なること。

（ロ）感情を動かすに足る事物であること。

（ハ）變化ある事物であること。

## 五　注意の種類

注意は、その見地によつて種々に分類することが出來る。



一、外部的條件によつて分類すれば

（一）感覺的注意と觀念的注意

注意の向ふ對象によつて分類したものである。感覺的注意は感覺機關に現れたる事物には注意することであり、觀念的注意は觀念を對象とするものである。

（二）直接的注意と間接的注意

直接的注意とは對象それ自身に興味をもつて注意する狀態であり、間接的注意とは對象そのものには興味はないが、これと關係のある他の事柄の有する興味にひかれて注意する狀態である。

二、內部的條件によつて分類すれば

（一）無意注意

何等の努力を感ずることなく、自然に注意を起すもので、興味をもつものに注意する場合に起る。

（二）反意注意

或事物に注意してゐるときに、突然光りか音聲が起るとき、何等努力することもなくして之に注意せざるを得ない如く、意志に反して注意をひき起す狀態である。

（三）有意注意

一定目的によつて自ら進んで注意せんとすることであるから、努力の感を伴ふのがその特質である。最初は有

意注意であつたものが練習反復の結果努力なくして自然に注意するに至る、これを第二次無意注意といふ。

## 六　注意と興味

或事物に向つて心的勢力を集中する活動を注意といふ。

注意は多くの對象中特に一對象を明瞭ならしむる作用にして、之を選擇作用であると見ることが出來る。又一面からすれば、注意を他の對象に向ふことなきよう抑制する作用である。

或種の對象に向へる心的傾向に伴ふ意識を、その情的方面からして之を興味といふ。

興味と注意との關係については、或は二者を同一活動の二方面として、注意は動能の方面から見たところの興味であり、興味は情調の方面から見た注意であるといふものがあり、或は注意を興味の原因であるとするものもあれば、興味を注意の原因であるとするものもある。かく人によつて多少の見解を異にするとは言へ何人も二者の密接なる關係を認めざるはない。

## 七　觀念の意義

直接感官に現はれない事物を心に再現せるときの像である。此の意味で觀念は知覺と相對するものである。現在の刺戟に對して起る心象は知覺で、現在の刺戟がなくして起るところの心象が觀念である。二者を比較して見



るに觀念は知覺に比して明瞭の度を減じ、且其の內容に於て微細の點を缺き、比較的に身體的運動から獨立して生起するものである。

## 八　觀念聯合

相異なつてゐる二つの觀念が相互に結合して、そのうち一內容のあらはれるときに自ら他を再生せしめる如き狀態を觀念聯合又は聯想といふのである。

(一)　同時律

同時に意識に現はれた意識內容の聯合である。

机を見ればすぐ椅子を想ひ起す如きである。

(二)　繼續律

相連續して現はれた意識內容の聯合である。

榛名と言へば伊香保を想起し、電光といへば雷鳴を想ふが如くである。

(三)　類似律

相互に相類似せる意識內容の聯合。

蛇といへば鰻を想ふが如し。

(四) 反對律

互に相反對せる意識内容の聯合である。

墨と雪、白と黒の如くである。

又或人は

(一) 類似による聯合

(二) 接近による聯合

(三) 因果關係による聯合

等異説ありて定説を見ない。

## 九 同化(類化)

知覺に於て現在印象が過去の經驗と結合して、過去の經驗内にとり入れられる働らきである。ヘルバルトの統覺の一部分である。

## 一〇 知覺と觀念の差異

知覺は外界の事物の現在せざる時に生ずる意識でないから、觀念の如く自由なものでない。



觀念は時間的空間的な序列を變更することが出來るけれども知覺はそれを許さない。

觀念は知覺に比して明瞭の度を減ずる。

觀念は知覺に比してその内容に於て微細の點を缺如してゐる。

觀念は知覺に比して身體的運動から獨立してゐる。

## 一一 記憶の意義及種類

かつて得たる觀念が意識に再現して、しかも過去に於て自ら經驗せりとの意識を伴ふとき之を記憶といふ。

記憶の條件

(一) 學習。

(二) 過去の經驗を保存する把住。

(三) 再現、過去の經驗によつて得たる觀念を意識に現出せしむること、憶起ともいふ。

(四) 再認、かつて自ら經驗せりとの意識である。

學習の方法には機械的と論理的とある。

學習作用について

(1) 全體法と分節法。

（2）反復
（3）材料の統一

把住に關する注意としては

（1）忘却の法則
（2）學習後の精神活動
（3）材料相互の干渉
（4）多様の經驗
（5）記憶の種類
（イ）機械的記憶と論理的記憶
（ロ）人工的記憶

## 一二　想像の意義

想像とは現在知覺せざる事物の心象を有する力又は作用を指していふ。かつて知覺せし事物をそのまゝ思ひ浮ぶる場合をも、又記憶心象を變更して、過去の經驗と異なる心象を形成する場合をも想像といふ。

想像には受動的想像と能動的想像とがある。受動的想像は特に意志の努力を用ふることなくして、觀念の再現



に伴ひて生起する。能動的想像は一定の目的を立てゝ、意識的に意匠し工夫して成るところのものである。

## 一三　習慣の心理

或る種の動作を反復する時は、反復と共に漸次順應の度を増して、容易と習熟の感を增加するものである。之を習慣といふのである。習慣は之を生理的に見れば神經の機能が次第に一定系列をなし固定するものであり、心理的には最初は意志的であつたものが、漸次意識の度を減少して無意識的になし得らるゝに至る。

習慣をつけるには

（一）新しい習慣の固定するまで決して例外を許してはならぬ。
（二）新しい習慣をつくるなり、古い習慣を破らうためには鞏固な決心をもつて着手せねばならぬ。
（三）苟も習慣としようとする行爲を實行する機會はこれを逸してはならぬ。
（四）常に努力の念を去らしめてはならぬ。

習慣形成の結果は

（一）行動を迅速正確ならしめる。
（二）行動に伴ふ疲勞を減退せしむ。
（三）意識を他方面に用ひて新しい活動を開始する餘地を生ぜしむる効果がある。

## 一四　思考の意義

思考とは心の作用であつて、彼と此とを比較し、物と物との關係を知る活動である。然し乍らその心の作用の中、感覺、知覺、記憶等は必ずしも比較することを要件としないが、思考は必ず比較して其の異同を識別すべきである。例へば一頭の馬を感覺し、知覺し、記憶するには單に一頭の馬が存すればよいのであるが、其の馬について思考する時は幾多の馬に就いて、此の一頭と彼の一頭とを比較し、或は又前に見た一頭と比較して、之を馬と名命し、他の動物と區別するのである。又一致する場合に於ては、之を同一視するのである。斯様にして、彼此に就て、同一と差異なる點を比較し以て其の關係を認識する作用を思考と云ふのである。

## 一五　論理的思考の原理

論理的思考の原理とは、一切の思考に通ずる根本であることである。法則のことである。而して論理的思考の原理は次の四種である。

（一）同一原理（同一律）之は（凡のものが己れと同一なり）とする法則で此原理を最も簡單な公式で表はせば（凡テノ甲ハ乙ナリ）となる。之は一切の肯定的思考の基礎となるものであり、又思考の對象が常に性質を保ち故なく變るべからざることを要求するものである。吾人が他人に對して、自己の主張を固守する如きは之の原理の



はたらきに依るものである。併し乍ら（甲ハ甲ナリ）と云ふ公式は形式上より言つたものであるが、形式が異つても觀念内容が一致する場合がある。例へば（東京は日本の主府なり）と言ふが如きもので、之は特に一致の原理と云ひ、其の公式を（甲ハ乙ナリ）又は、（甲ハ乙、丙、丁等ナリ）とするのである。

（二）矛盾の原理（矛盾律）矛盾原理とは、（凡ての事物は己と矛盾するものと同一なることを得ず）とする法則である。而して此の公式は（甲ハ非甲ニアラズ）とするもので、吾人が一度甲なりと思考した以上は、其の事物が同時に（同じ關係のもとに）非甲なりと、思考すべからざる事を要求するものである。又一切の否定的思考の基礎となるものである。それ故此の原理は、思考の矛盾、卽ち自ら陷るからんことを要求するもので、同一原理を裏から言つたものである。

（三）不容間位の原理、（排中律）不容間位の原理とは、同一物について、同一物を肯定するか、若し否定するかの一であつて、兩者の中間、肯定もせず、否定もせざる第三の存在を許さざる法則である。その公式は（甲ハ乙ナルカ、非乙ナルカ、其ノ一ナラザルベカラズ）とするものである。同一原理に於て、同物を同一視し、矛盾原理にあつては、別物を同等なりと禁じ、本原理に於ては其の二原理を結合し、同物にもあらず、別にも非らざる存在を許さぬのである。

（四）充足理由原理　充足理由の原理は、一切の思考はそれに充分なる理がなければならぬといふ一般的法則を示すものであるとせられたのであるとした。以上が思考の原理として數ふべきものである。

# 一六　概念の意義及種類

一、概念の意義

概念作用は同種類の事物に關する屬性を分析すると同時に、其の共通的屬性を抽象統一するところの作用で、其の成果を概念と云ふ。例へば、こゝに一類の鳥があつて、一は羽毛黒くして飛び、一は羽毛白くして飛び、一は灰色で飛んだのを見たとする。然るときは、其の羽毛の色及び形の一部については、色々な相異はあつても其の翼、嘴等を有すること、空中を飛ぶこと等の點に於ては全體に共通な屬性のあることを認めることであらう、斯くしてこの共通屬性が雜多の中に統一せられ(鳥)なる概念を構成するのである。

二、種　類

概念の種類は、色々な立脚地から、多種に分類することが出來る。今、これを表示すれば次の如きものになる。

種類
- 發生上よりの分類
  - 純粹概念＝(先天的に持つて居つた概念)
  - 經驗概念＝(經驗によつた概念)
- 内容性質による分類
  - 抽象概念＝(事物の性質と關係、併し表象の意識出來ないもの)
  - 具體概念＝(實際に存在して居る概念で「人」「馬」「花」の如きである。正義及び自由の概念である)
- 内包外延の多少の分類
  - A
    - 單獨概念＝(外延が最小極限に達した概念で「秀吉」「富士山」の如きもの)
    - 一般概念＝(「山」「川」「木」の如き概念である)
  - B
    - 單純概念＝(内包が最少極限に達した場合の概念。「存在」「性質」)
    - 複合概念＝多くの屬性が合した場合で「動物」「人」の如き。



# 一七　斷定の意義及種類

一、斷定の意義

斷定とは、感覺、記憶、想像等に依つて得たもの、意識内容につき、反省して意義を附する作用（比較、辨別分析、總合する作用）である。

二、種類

斷定は、立言の性質、分量、關係上の三見地から分類するを通常とする。而してその分類法によるときは、

(1)　性質上　肯定と否定とに分ける。之は主部と賓部と一致する斷定を肯定と言ひ、然らさる斷定を否定斷定と言ひ、不明なるものは不定斷定と言ふ。

肯定斷定＝甲ハ乙ナリ＝人ハ動物ナリ

否定斷定＝甲ハ乙ナラズ＝人ハ猿ニアラズ

不定斷定＝甲ハ非乙ナリ＝靈魂ハ不滅スルモノニアラズ

（2）分量上　全稱。特稱。單稱の三斷定に分ける。兩稱斷定とは概念の外延全部にわたつて立言するものであつて、概念の一部分にわたるものを特稱斷定といふ。單稱斷定とは、單獨な概念について判斷する場合をいふ。以上の斷定を組合せると、全稱肯定、全稱否定、特稱肯定、特稱否定の四種の斷定となり。而して之等の斷定は、AEIOの記號を以て、表はされるのが通例である。

斷定
- 全稱
  - 肯定……凡テノSハPナリ……A
  - 否定……凡テノSハPナラズ……E
- 特稱
  - 肯定……或ルSハPナリ……I
  - 否定……或ルSハPナラズ……O

（3）關係上　概念の主部と賓部との關係上から見るときは、定言的斷定、假言的斷定、選言的斷定の三種となる。定言的斷定は無條件に主部が賓部に屬するか否かを定言する斷定である。假言的斷定とは斷定の成立するとき何等かの假言を有するもので、例へば（雨降ラバ惡道シ）と言ふごときもので、雨降らばは前件で、道惡しは後件といふ。選言的斷定とは主賓兩部の關係について、何れかを選擇定立する斷定のことで、例へば（三角形ハ鈍角カ直角カ銳角ナリ）とするが如きもので、選言される關係は主部にあることゝ、賓部にあることゝある。之等の關係する部分を離接肢又は選言肢と言ふのである。之を形式で表はせば次の如くになる。



定言的斷定……甲ハ乙ナリ。

假言的斷定……丙若シ丁ナラバ、甲ハ乙ナリ。

選言的斷定……甲ハ乙ナルカ丙ナルカナリ。

## 一八　推理の意義及び種類

一、推理の意義

推理とは、一個又は一個以上の已知の斷定から、新らしい斷定を抽き出す所の思考作用である。

二、種類

推理の種類は、之を大別して直接推理と間接推理とに分つことが出來る。直接推理は一個の斷定を基礎として新斷定を産出するもので、間接推理は二個以上の斷定を基礎として新斷定を産出する作用である。而して、「凡テノ人ハ動物ナリ」「凡テノ動物ハ死ス」といふが如き二個の斷定から「凡テノ人ハ死ス」と推定するが如きは間接推理といふのである。前者に依るときは、概念の數は二個であつて、推理作用は此の二個概念の關係如何を考察して、原斷定の意義を他の斷定に表明したことに止まつて居るが、後者の場合に於ては、結論である新斷定に現れない、他の一概念即ち媒概念（動物）なるものがあつて、推理作用は二個斷定に表はれた媒概念を同一視するこ

とによつて成立するのである。

## 一九　定言的三段論法

定言的三段論法とは、二個の定言的斷定(前提)を基礎として、之から一個の新斷定(結論)を抽き出して、一般の眞理から特殊の場合に進行する推理作用のことである。其の例を擧げれば、

| | | |
|---|---|---|
| 日本人ハ（媒概念） | 亞細亞人ナリ（大概念） | 大前提 |
| 東京人ハ（小概念） | 日本人ナリ（媒概念） | 小前提 |
| 故ニ東京人ハ（小概念） | 亞細亞人ナリ（大概念） | 結論(斷案) |

右の推理に於て結論の賓位にある概念を大概念(P)と云ひ、之を有する前提を大前提といふ。結論の主位にある概念は小概念(S)と云ひ、之を有する概念を小前提と云ふ。大小兩前提に於て共通な概念を媒概念（中概念）(M)といふのである。而して大小兩前提の位置は通常大前提を先きにして居る。之を形式で表せば又次の如くである。



M ハ P ナリ
S ハ M ナリ
故ニ S ハ P ナリ

尙媒概念は大小兩前提に於て共通に有するものであるが、其の配置せられる位置によつて四種の格を生じ、又各論式をなしてゐる、三個の斷定について、其の立言の量及び質を認めて配列するときは（二百五十六種）の式を生ずるのである。併し之は略す。

## 二〇　連鎖式

一、連鎖式の意義及び種類

連鎖式とは、多くの前提を相連ねて最後に斷案を下す一種の省略的推論式のことである。而して之にはアリストートルの連鎖式(前進的連鎖式)とゴグレニアンの連鎖式(背進的連鎖式)とがある。

(一)　アリストートルの連鎖式　この推論式は斷定の主部を主部とする前提を以て始め、先立前提の賓部を前提の主部として、斷定の賓部を以て賓部とする前提を以て最終前提とするものである。而して其の形式は、

凡テノ(或)甲ハ丙[1]ナリ
凡テノ丙[1]ハ丙[2]ナリ

凡テノ丙$^{2}$ハ丙$^{3}$ナリ
凡テノ丙$^{3}$ハ乙ナリ
故ニ凡テノ(或甲ハ乙ナリ

(二) ゲグレニアン連鎖式　此の推論式は、斷案の賓部を賓部とする前提を以て始め、先立前提の主部を次の斷定の賓部となし、斷案の主部とする前提を以て終るものである。而して其の形式は、

凡アノ丙$^{1}$ハ乙ナリ
凡テノ丙$^{2}$ハ丙$^{1}$ナリ
凡テノ丙$^{3}$ハ丙$^{2}$ナリ
凡テノ(或甲ハ丙$^{3}$ナリ
故ニ凡テノ(或甲ハ乙ナリ

## 二一　兩刀論法（ヂレンマ）

一、兩刀論法の意義

兩刀論法は、ヂレンマとも云ひ、雙肢的三段論法とも云つてゐる。之は、第一前提に二個の假言的斷定を置いて、第二前提には選言的斷定を置き、假言的斷定の兩前件を肯定するか、又は其の後件を否定するかして、斷案



に於ては、其の後件を共に肯定するか、又は其の前件を共に否定するかの推論法である、而して之は、單純式と複雜式との二種がある。單純式とは、第一前提に於て兩方の前件又は後件が同一な場合を云ひ。複雜式とは第一前提の兩前件とが異る場合をいふのである。而して單純式にも複雜式に於ても、構成的と破壞的とがある。

二、兩刀論法の種類

(單純式)

構成的
- 甲$^{1}$ナラバ乙ナリ。又甲$^{2}$ナラバ乙ナリ
- 甲$^{1}$ナラバ、又甲$^{2}$ナルカナリ
- 故ニ乙ナリ

破壞的
- 甲ナレバ乙$^{1}$ナリ、又甲ナラバ乙$^{2}$ナリ
- 乙$^{1}$ナラザルカ、乙$^{2}$ナラザルカナリ
- 故ニ甲ナラズ

(複雜式)

構成的
- 甲$^{1}$ナラバ乙$^{1}$ナリ、又甲$^{2}$ナラバ乙$^{2}$ナリ
- 甲$^{1}$ナルカ、乙$^{2}$ナルカナリ
- 故ニ乙$^{1}$ナルカ、又乙$^{2}$ナルカナリ

破壞的 $\left\{\begin{array}{l}\text{甲}^1\text{ナラバ乙}^1\text{ナリ、又甲}^2\text{ナラバ乙}^2\text{ナリ}\\ \text{乙}^1\text{ナラザルカ、乙}^2\text{ナラザルカナリ}\\ \text{故ニ甲}^1\text{ナラザルカ、甲}^2\text{ナラザルカナリ}\end{array}\right.$

實例は略す故、適當な事物を思考して練習の材料とすべきである。

## 二二　演繹推理と歸納推理

一、演繹推理と歸納推理の本質

演繹推理とは、一般の眞理から特殊の場合に推定する推理法である。而し之には定言的、假言的、選言的三段論法、連鎖式推論、省略式推論、兩刀論法、換質法、換位法、換質換位法等があるのである。

歸納推理とは、特殊の場合より一般の眞理を推定する方法であつて、例へは、

金銀銅鐵ハ熱ニヨツテトケル

金銀銅鐵ハ金屬ナリ

故ニ金屬ハ熱ニヨツテトケル

二、演繹推理と歸納推理の關係

演繹推理と歸納推理との兩者の關係は、實に或一物の表裏の如きものである。又事物を研究する時に於て、歸



納推理によつて得たところの眞理が果して、眞理としての普遍的價値があるか否か檢する時は、少くとも演繹的推理に訴へて見ねばならぬ。而して演繹した結論が果して事實に合するか、又既に確立した眞理に矛盾しないか否を見なければならぬ。斯樣にして、演繹推理は其の前提は歸納推理によるものであつて、歸納推理の證明は又演繹推理に待たねばならぬのである。それ故兩者は相助け合ひつゝ正確な眞理に達することを使命とするものである。

## 二三　ミルの歸納法

ミルの歸納法には、契合法差異法契合差異法共變法剩餘法の五種がある。今之を順次記述することにする。

(一)　契合法

ミルの契合法とは、研究しようとする現象が、二又はそれ以上ある場合に於て、共通な只一個の事情が存する時は、それに契合する事情は該現象の原因若しくは結果であると推定する方法である。例へば、氷が變化して水となる場合にも、其他の個體が液體となる場合も、常に不變の事情であるところの熱の作用がなければならぬ、熱を以て個體を液體とする原因と見るが如きものである。之を形式で表はせば、

$$\left\{\begin{array}{l}\text{あ}^1\text{＋同}\cdots\cdots\cdots\cdots\cdots\cdots(\text{か})\text{なり}\\ \text{あ}^2\text{＋同}\cdots\cdots\cdots\cdots\cdots\cdots(\text{か})\text{なり}\end{array}\right.$$

$$\left\{\begin{array}{l} \text{あ}^3+\text{同}\cdots\cdots\cdots\cdots(\text{か})\text{なり} \\ \text{故に 同}\cdots\cdots\cdots\cdots(\text{か})\text{なり} \end{array}\right.$$

二、差異法

此の方法は、研究しようとする現象の起る一個の場合と、起らない場合とによつて、唯一事情の存否のみ異つて、他の事情に變異のないときは、該唯一の事情は、該現象の原因（又は結果）又は原因の要部であると推究する方法である。例へば、木片を摩擦すれば熱を生じて、摩擦しないときは、熱を生ぜぬとしたならば、摩擦は熱の原因であると推定する方法である。形式で表はせば、

$$\left\{\begin{array}{l} \text{あ}+\text{同}\cdots\cdots\cdots\cdots(\text{か})\text{なり} \\ \text{あ}\cdots\cdots\cdots\cdots(\text{か})\text{なり} \\ \text{故に同}\cdots\cdots\cdots\cdots(\text{か})\text{なり} \end{array}\right.$$

三、契合差異法

此の法は、研究しようとする現象の起る二又は二以上の事例に於て、唯一個の共通な事情が共存しても、該現象の起らぬ幾多の事例に於て、其の事情の共存しない外、何等の共通點のない場合は、其の事情が該現象の原因又は結果であると推定する方法である。例へば、他の生活狀態の如何にかゝはらず、茶を飲んだ夜は不眠症に惱まされ、飲まない夜は不眠症の徴候がないとしたならば、茶を不眠症の原因とするが如きものである。之を形式



で表せば、

$$\left.\begin{array}{l} \text{積極的}\left\{\begin{array}{l} \text{あ}^1+\text{同}\cdots\cdots\cdots\cdots(\text{か})\text{なり} \\ \text{あ}^2+\text{同}\cdots\cdots\cdots\cdots(\text{か})\text{なり} \\ \text{あ}^3+\text{同}\cdots\cdots\cdots\cdots(\text{か})\text{なり} \end{array}\right. \\ \text{消極的}\left\{\begin{array}{l} \text{あ}^1-\text{同}\cdots\cdots\cdots\cdots(\text{か})\text{ならず} \\ \text{あ}^2-\text{同}\cdots\cdots\cdots\cdots(\text{か})\text{ならず} \\ \text{あ}^3-\text{同}\cdots\cdots\cdots\cdots(\text{か})\text{ならず} \end{array}\right. \end{array}\right\}\text{故に}(\text{い})\cdots\cdots\cdots(\text{か})\text{なり}$$

四、共變法

共變法とは、一現象に一個の變化の起る毎に、之に伴つて、他の現象も變化する時は、兩者の間に因果的關係の存すること（又は兩者が他の因果的事實によつ關係させられること）を推定するものである。例へば、溫度の變化が暖溫計の水銀の變化を伴ふもの故、此の間に因果關係があるとして、水銀の變化を量的に計算すれば溫度の變化が量的に計算出來るとする方法である。之を形式に依れば次の如くである。

$$\left\{\begin{array}{l} \text{あ}+\text{同}\cdots\cdots\cdots\cdots(\text{か})\text{なり} \\ \text{あ}+\text{同}^1\cdots\cdots\cdots\cdots(\text{か}^1)\text{なり} \\ \text{同}\cdots\cdots\cdots\cdots(\text{か})\text{なり} \end{array}\right.$$

五、剩餘法

剩餘法とは、或る現象と事情との間の因果關係が既にわかつて居るとき、研究せんするものがわかつて居る部分を除いて、殘る現象との間に因果關係があると推定するものである。例へば吾人が體重を計る場合に於て先づ衣服をつけたまゝで計り、後に於て衣服だけの目方を除けば、殘りは人の目方であるとするが如きである。之を形式で示せば次の如くである。

$$\left\{\begin{array}{l} \text{い}^1\text{い}^2\text{い}^3 \cdots\cdots\cdots\cdots\cdots\cdots\cdots\cdots (\text{か}^1)(\text{か}^2)(\text{か}^3)\text{なり} \\ \text{い}^1\text{い}^2 \cdots\cdots\cdots\cdots\cdots\cdots\cdots\cdots (\text{が}^1)(\text{か}^2)\text{なり} \\ \text{故に}(\text{い}^3) \cdots\cdots\cdots\cdots\cdots\cdots\cdots\cdots (\text{か}^3)\text{なり} \end{array}\right.$$

## 二四　臆說の意義

臆說とは、觀察實驗によつて認定した事實を說明として立てた假定を臆說といふのである、併し乍ら臆說も之が實驗の結果、確實に多くの事實を說明し得られる時は、之を定說又は定理といふ。例へば進化論の如きも、引力說の如きも、又地動說の如きものも其の始めに於ては、單なる臆說であつたが現在にありては、動かすべからざる定理となつたのである。此所に於て、定理は立證せられた臆說であるといつてもよいのである。



## 二五　定義の意義

定義とは、概念の內包を規定することによつて、自他の概念との區別を明瞭にするものである。定義は通常定義しようとする概念の直上の類概念を擧げ、之に種と種とを分つ屬性卽ち特異性（種差）を附加することによつて成立つのである。

例へば人を定義する場合に於て、動物(類概念)と理性的(特異性)とを合せて、「人は理性的動物なり」としたのである。尙定義には、語義定義、論理的定義、記述的定義等の種類もある。

## 二六　分類の條件

分類を完全にしようとするには、次の如き條件によらねばならぬ。今之を列擧すれば

(1)　分類は各肢に共通な本質的屬性の差異によるべきである。

(2)　分類の基礎は、一段を終るまでは、必ず同一であるべし。

(3)　分類せられたる各肢は互に排拒すべし。

(4)　分類せられたる各肢の總和は、分類せられる類概念に等しかるべし。

(5)　分類は順進的なるべし。

## 二七　論證の意義

論證とは、或る知識を表明するにあたり、與へられた斷定に對して、その確實性を定むべき基礎を表示することである。卽ち既知の眞とせられる斷定によつて、與へられた斷定の妥當性を確むることである。概念內容の性質からして、內部的、必然的な關係を以て證明することの出來ぬもの、又證明の必要なき斷定であつて、究竟のものであるときは、之を「公理」と云ひ、實際にあるものを臆起せしめるに必要な方途を示すものを特に「要件」といふのである。かくて論證は一個の間接推理となるもので、卽ち最後の斷定は與へられた提題であり、その前提となるものは、既に確實性が、直接的にか間接的にか明白な斷定であつて之を論據と云ふ。

## 二八　感情の意義

精神作用の、快不快についての經驗である。古來は感情を快不快に分けたが、近時に至つては感覺的感情、概念的感情と分つものがあり、又(一)快不快、(二)興奮沈靜、(三)緊張弛緩の三方向に分つ者がある。

## 二九　情緒の意義及種類



憤怒、恐怖の如く、多少複雜なる感情を情緒といふ。情緒は感應にくらべると一般に強く、身體的表出も激しい。又幾又精神の平衡を破るといふ傾向をもつてゐる。甚しい場合には思慮分別の力すら失ふことがある。

種類

(一) 恐怖
(二) 憎惡
(三) 憤怒
(四) 同情
(五) 愛情
(六) 喜悅

## 三〇　情操の意義及種類

一　情操の意義

高等の知的作用に伴つて生ずるところの複雜な感情狀態を情操といふ。情操は自他の區別や、功利的な利害關係から全然はなれたもので、たゞ〳〵その事物の價値を感ずるものである。情緒との相異は情緒に比して情操は表出運動を伴ふことが少く、永續的であり、知的作用を伴ふ等である。

二　情操の種類

（1）知的情操　思惟、認識等の作用に伴つて起る複雑な感情によつて成るものである。例へば断定の作用に現はれる、疑惑、合致、矛盾、眞僞等の感情である。

（2）道徳的情操　自分の意志行爲に對する是非の判断から發達するもので、良心の滿足感の感情にまで發達する。この道徳的情操は日常生活に主要な役目をつとめるのである。陰徳を施してひとり滿悦の欣にうたれるのはこの感情である。

（3）宗教的情操　知覺の世界を超越して、之を左右する不可思議の力で、靈の存在に對して生ずる感情である。超人力の存在を感ずることである。超感覺的であるためにともすれば、感覺、幻覺に對して宗教的信念を起すことが往々にある。

（4）美的情操　情操中で最も複雑な形をもつて居るものである。ヴントは次の様に云つてゐる。完全な藝術は論理的感情を緊張させ、倫理及宗教感情を興奮させて、情緒及感覺的感情を生ぜしめて、初等美的感情も亦これに加はつて他の要素の結合に影響して、そこから生ずる情緒を緩和するものであると、人生は一つの美しい藝術であると見ることも出來る。各種の感情、情緒、情操は融合して美的情操を形成するものである。

## 三一　本能の意義及種類



一　本能の意義

（一）廣義には生れながらに有する凡ての性能を本能的といふ。

（二）狹義には、目的を豫知することなくして、又は之に對するところの豫備的教育なくして、又練習もなくして、しかもよくその目的に一致する活動をなす能力である。學術上本能といふ時は此の意義である。

本能的といふ語はよく衝動的といふ語と混同せられやすいが、

（1）本能的といへば刺戟と運動との連絡が先天的に一定して居る場合をさし、

（2）衝動的と言へば必ずしもその一致を豫想するものでない。

二　本能運動と反射運動との區別は、

（1）反射運動は全く無意識的であるが、本能運動は意識的で、必ず刺戟に對する知覺と之に伴ふ感情とを要するものである。

（2）反射運動は動作が甚だ簡單であるが、本能運動は複雑であつて、その全活動中に簡單な運動の系列をなす。

（3）本能的動作には常に快感の伴ふものであるが、反射運動は必ずしも然るものではない。

（4）本能的動作は第二次自動運動と相似てゐるが、全然その起原を異にしてゐる。本能的動作は先天的で、自動運動は後天的である。

三　本能の發現には、

（1）定期性と云つて一定の時期になつてあらはれるものがある。人類の本能中最も早く現るゝのは自己保存本能で、最も遲いのは種族保存本能である。

（2）一時性、本能にはその發動すべき時期に當つて適常なる刺戟のない時は、その本能は遂に發現することなくして過ることがある。それを本能の一時性といふ。

四　本能の種類

（一）自己保存本能　個體生活の要求から生ずる本能で、個體の保存と幸福とを目的とするものである。食物をとる營養本能、自己防衞の爭鬪本能、逃遁本能、排斥本能等である。

（二）種族保存本能　種族の保存をその目的とする本能である。兒子を養育する養育本能や、兩性相愛の性的本能等がある。

（三）社會的本能　社會の維持發達に必要な本能で、群居本能、共同本能等である。

（四）發達的本能　生物をして外界に順應せしむる本能で、心身發達の基礎ともなるべき本能である。模倣、構成、遊戲、言語等は之に屬するものである。

## 三二　品　性



三　品性の意義

同一の有意的行爲を繰返すことによつて、一定の神經系統に於ける習慣的傾向といふものが生じて、意志活動の方向を確立し、同一の事情に對する態度方法が一定するやうになる。かゝる狀態を指して品性といふ。されば品性とは意志の習慣であると言へやう。かくして品性が一度成立すると、行爲はそれによつて制繫せらるゝから品性は行爲の源動力であるとも言へる。

二　品性の種類

（1）形式的品性

意志の確立せる狀態で　（イ）終始一貫　（ロ）力の增大　（ハ）獨立、をその特徵とする。

（2）實質的品性

意志の發動進行の方向で　（イ）善品性　（ロ）惡品性

三　品性の陶冶

品性の陶冶とは品性の行動を制御して同一方向にむかはしむることである。一度成立した品性はなか〳〵變すものでないから、教育は自己修養の力によつて、實質的には善品性を養ひ、形式的には、よく終始一貫した力と、獨立的意志とを養ふことにつとむるためには、一定の方向にむかはしめたならば、固定するまでは決して例外をゆるしてはならぬ。訓練の主要目的亦品性の陶冶にあると言ふべきである。

## 三三　人格の意義

人格とは何ぞといふ問題を哲學的、倫理學的に考究する時は難問題であるが、心理學的意義は以下述ぶるが如くである。人間の生命は外部からの刺戟に對して巧みに順應する事によつて有意義に存在するものである。生物的にのみ完からんとすることも、精神的にのみ完全ならんとすることも、眞に人間的生活を完全なものとすることにはならない。人間的生命の順應は、身心の兩面にわたつて圓滿に有意義でなければならぬ。この人間としての全生活の順應をなすものはすべての條件をひきくるめたもので、人格と名づけられる。

人格は、

（1）稍固定的……個性
　素質――先天的要素
　體驗――後天的要素
（2）流動的……その時々の有意的作用
（3）稍固定的……現在する肉體的要件

個性は外部からの刺戟に對して、順應傾向を有するものであるが稍固定的である。幾分かは有意的であると見らるゝ情操にしましても、同一の人にあつてはとかく同一の傾向をあらはすものである。從つてその時々のあらはれとしての個人意志を見ることは出來ない。かくして外部の刺戟、環境の變化に對する順應には、その時々の



意識の最高作用としての意志的作用でなければならぬ。

人格はかく複雜なる條件のひきくるめられたものであるから、最高最善のものたらんがためには、すべての條件に於て優秀健全でなければならぬ。

（1）個性の優秀であるべきこと。
（2）身體の强健であること。
（3）意志活動の明敏なるべきこと。

## 三四　個性の意義

人々はめい〳〵の自我によつて意識の連續する傾向が異なつて居る。順應の狀態も亦ちがふ。結合の方式も個人によつてそれ〴〵特徴がある。かゝる差異の內容的條件の總體に名付けて個性といふ。又個性とは個人相互の差異であるとも言へる。又この個性が個人の存在といふものに意義と價値とをあたへるものである。かけがへを許さないところに個性の意義がある。

個性の成立する條件としては、先天的條件と後天的條件とである。先天的條件は素質と云はれるもので、その生理的基礎に基因するもので遺傳素質である。後天的條件は、經驗、習慣等によつて得るところの體驗である。されば素質と體驗とから個性は成立するとも云ひ得よう。

## 三五　氣質の意義

情緒としての反應に關する個性の差を氣質といふ。

氣質の分類はギリシヤのヒポクラテースといふ醫者の說によつてガレヌスが立てた說である。人體にある基本液を四種として火水風土の四原素に比して個性の說明をしたものである。

氣質を分類して、

(一)　多血質

血が多くて、感じ易く、激し易く、心の移り變りが多いから火性であるとした。

(二)　黑膽汁質

黑膽汁が多くて、感傷的で主觀的に傾き易いから風性であるとした。

(三)　膽汁質

膽汁が多く、精力は極めて旺盛で客觀的であるから水性である。

(四)　粘液質

液粘が多く、靜肅で辛抱强いが一寸遲鈍の風があるから土性である。

カントは



(一)　輕血質……多血質を

(二)　重血質……黑膽汁質を

かくして感情の氣質とした。

(三)　温血質……膽汁質を

(四)　冷血質……粘液質を

活動の氣質とした。

ヴントは氣質を次の如く分類した。

分類の原理を感情の强弱と、情緒變化の遲速に求めた。

(一)　膽汁質、感情强くして、情緒變化の速かなもの、

(二)　神經質、感情强く、情緒的變化遲し、

(三)　多血質、感情弱く、情緒的變化速し、

(四)　粘液質、感情弱く、情緒的變化遲し、

## 三六　意志の意義

意志とは反射運動、本能運動を基礎として發達した自覺的作用である。

運動の原因となる表象と感情との結合と動機といふ、一つの意志運動には、動機が一つのときと數箇ある時とがある。

（1）衝動作用　一つの動機から直ぐに運動を起す場合をいふ。

（2）有意作用　意識内に多くの動機が起り、そのうちで始めから一つが優勢であつて活動を引き起すやうな場合をいふ。

（3）選擇作用　多くの動機が同じやうな勢力をもつてゐて、動機相互に爭が起り種々熟慮の結果、最も適切なものを選擇して動作を始めることである。

とかく衝動は眼前の欲望に支配され易く、思はぬ過を惹起し易いものであるが、動機が起るとすぐ行動を起すからして、物事のはかどりがはやい。兒童は衝動的になりやすい。段々知識や見識が發達するに伴ふて欲望を起すやうになる。熟慮斷行すればよいのであるが、青年期は有意的に獨斷的に決行するといふ傾向が强い。段々發達して選擇意志まで進むのである。

## 三七　メンタルテスト

### 一　意義

メンタルテストとは心性檢査といふことで、兒童生徒の心の檢査、知能の檢査である。子供の精神の狀況とか知能の狀況といふものが分明にせらるゝことによつて、子供の教育の方法とか將來の目的といふことが定められることになる。



### 二　テストの種類

（1）一般の知能を概括的に測定する方法

（2）個々の能力を別々に測定する方法

前者は子供が年齢相當の能力智力を有するかどうか、普通の子供から見てどの位遲れてゐるか、それとも進んで居るか、といふことを調査する。

後者は兒童の智能の一々の現はれ心の能力の方面を別々に檢査する物事に對する注意はどうであるとか、事物の辨別能力はいかに、記憶する能力はどの位あるとか、想像能力はいかゞといふ樣に調査を進めて、或る能力は非常に發達して居るが、或る能力は殆ど發達して居らぬといふことをしらべる。此の方法によると兒童の個々の心的能力を調査することによつて、學科成績の根本的論據としての心理學的基礎が分明となる。又兒童の特徴傾向を理解し得るが故に職業指導等の役にも立つであらう。

# 第七章　教育行政・管理法

## 一　國家と教育

一、人類は共同して社會生活をなして、完全なる生存を全うしようとするものである。アリストテレスは人類は社會的動物であると云つた。かゝる性向は人類本然の性である。かくして人類文化のもつとも高い、社會生活に於ける完備せる形式を國家といふ。

國家とは一定の領土と人民と主權とをその成立要素とするものである。

國家の意義及目的は何であるかと云へば、人類の生存を完全ならしむることゝ、その進歩發展とである。國家は各々の個人の生命の保證と進歩發展とをはかるものである。かくして國家は、國家それ自體の生存と進歩とを全うすることが可能である。

二、教育とは成熟者が未成熟者に及ぼす有意的具案的繼續的作用である。教育はかくして國家社會に於ける有能の人をつくるを目的としてゐる。

教育は次の如き要素を有つ。

（1）教育は人に對してのみ加へられるべきものである。



（2）教育は陶冶的意義ある少青年期を對象としてなさるべきものである。

（3）教育に於ける作用には働らきかけるものと、それを受けるものとがある。

（4）教育上の計劃方法は一定の案に組立てられたものであり、連續的に一定の年限を通じて行はるべきものである。

（5）教育的陶冶は確實なものとなつて一定の形を成立せしむるに至るべきものである。

（6）教育的努力によつて扱はれるものは內部に一定の形をあたへやうとするものである。

（7）教育に於ては兒童を個人として見るのである。

## 二　教育の種類

一、家庭教育

家庭は一切の生活形式の縮圖であり搖籃である。家庭教育の中心であるものは母である。ペスタロッチが國民教育の任務は母にあると云つた。又人類文化の基調は家庭にあると云ふ人もある。家庭教育の善惡はすべての人間的生活の根本的方面に多大の力をあたへるものであり、殊に品性陶冶に於て然りとする。

二、學校教育

合目的方法によつて教育作用をいとなむところは學校である。學校は教育の中心である。學校教育を分つて、